

2008年度 リサーチペーパー

日本スポーツ仲裁機構（JSAA）のビジネスプラン

Project of the Japan Sports Arbitration Agency

早稲田大学 大学院スポーツ科学研究科

スポーツ科学専攻 スポーツクラブマネジメントコース

5008A310-5

櫛田 葉子

Kushida, Yoko

研究指導教員： 間野 義之 准教授

日本スポーツ仲裁機構（JSAA）のビジネスプラン

スポーツクラブマネジメントコース

5008A310-5 櫛田 葉子

研究指導教員：間野 義之 准教授

1 背景

日本スポーツ仲裁機構（以下、JSAA とする。）は、2003 年に設立されたスポーツ専門の紛争解決機関である。設立から 6 年が過ぎようとしている。

設立から、競技団体やその関係者に、スポーツ仲裁及びスポーツ調停についての理解を求め、仲裁条項採択を依頼してきたが、現在のところ頭打ちとなっている。

また、2008 年上半期まで、総取扱件数は毎年 15 件前後であるが、仲裁判断数は 8 件であり、調停手続きの和解に至った事案は 2 件である。この数字から考えても事案の積み重ねには程遠いものがある。

以上のような JSAA の現状をふまえ、現状から更なる飛躍を行うために、課題を洗い出し、利用者のニーズを調査し、発展のための必要なことを探っていくために、この研究を進めた。なお、将来の発展のために必要なプランということで、「日本スポーツ仲裁機構（JSAA）のビジネスプラン」と題した。

2 研究目的

現在の JSAA の課題をふまえ、利用者の視点及び諸外国のスポーツ紛争解決機関の例を通して検討し、JSAA が現状よりもさらに発展するためには今後どのように活動していくべきかを探ることがこの研究の目的である。

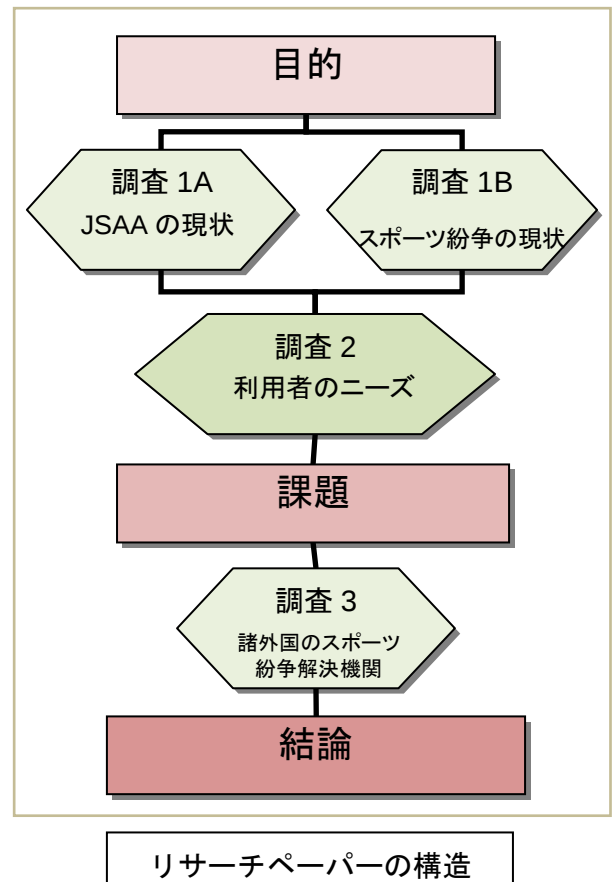
3 研究方法

2 つの調査を通して、まず JSAA の課題を抽出し、その後さらに 1 つの調査をへたのちに、結論を導き出す。

調査 1：現状について

(A) JSAA

(B) スポーツ紛争



調査 2：利用者のニーズ

調査 3：諸外国例について

【調査 1 の研究方法】

- (A) JSAA の設立経緯、事業、運営及び財務から JSAA の現状を調べる
- (B) メディアで取り上げられたスポーツ紛争事案を上げ、その事案をいくつか選択して問題点や JSAA がどうかかわっていけるかどうかを検討する。

【調査 2 の研究方法】

調査対象：スポーツ記者 4 名

調査日時：12 月下旬

調査手段：個別インタビュー方式（3 回答）

電子メール方式（1 回答）

調査項目：①スポーツ紛争について（項目 2）

②JSAA について（項目 5）

③JSAA の今後について（項目 3）

調査項目において、大きな上記 3 つのテーマ

に沿って、自由に話してもらった。そのため、10の質問項目に答えていない場合もある。自由に忌憚ない意見を述べてもらうことに重点をおき、取材を行った。

【調査3の研究方法】

諸外国には多数のスポーツ解決紛争機関が存在する。調査3では、主要地域ごとに主要なスポーツ紛争解決機関について、設立経緯から取扱件数まで調査した。

- ①統括機関：スポーツ仲裁裁判所（CAS）
- ②ヨーロッパ：フランス
- ③オセアニア：ニュージーランド
- ④アジア：韓国

4 研究結果

まず、調査1及び調査2によって、JSAAの課題を抽出し、その後さらに1つの調査をへたのちに、課題に対する結論を導き出す。

【JSAAの課題】

課題1：事案件数の少なさ

2008年上半期までで、仲裁判断数は8件、調停の和解に至った件数は2件である。相談事案や不応諾事案を含めると、年間15件前後の取扱事案がある。

スポーツ仲裁調停制度の確立のためには、事案を積み重ねて、判断の基準となる判例を出す必要があり、現状では件数が少ないと考える。

課題2：競技団体等の理解不足

仲裁と調停は、裁判と異なり、両当事者間で合意があって初めて手続きを開始できる制度である。そのため、競技者等が申立てを行った場合、円滑に申立てを受理できるように、競技団体の仲裁条項の採択をJSAAは依頼している。

現在仲裁条項を採択している主要加盟準加盟団体であれば44.1%、全体加盟準加盟団体であれば26.7%と未だ競技団体の仲裁及び調停の理解が不足していることが分かる。

課題3：紛争取扱範囲が限定的であること

スポーツ仲裁規則による仲裁は、50,000円の申立料金で仲裁手続きを行うことができるが、被申立人競技団体を限定している。そのため、

規定された競技団体以外に関する紛争であれば、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則による仲裁の申立てを行うことができるが、費用が通常の商事仲裁と同様の費用が規定されており、現在のところ利用が全くなく、スポーツ仲裁規則に規定している団体以外は申立てをしにくい傾向である。

課題4：広報の不足及び認知度の低さ

仲裁及び調停制度を利用してもらうために、利用者への説明が必要である。さらには、一般に向けて広く広報を図り、スポーツ紛争を解決する一手段としての認識を深めてもらい、同時に利用者の理解を促進し、少しでも多くの仲裁及び調停合意につなげる必要がある。

課題5：わかりにくい用語や使いにくい手続

スポーツ記者の取材からもわかるように、仲裁及び調停制度の用語の難しさや、手続きのなじみのなさ、利用を少なくしている要因ではないかと考える。また、JSAAはわかりやすい説明を行っていく必要があり、そうすることによって認知度や理解度も上がると考える。

課題6：財源の不安定さ

現在3団体から拠出金を毎年もらい運営を行っているJSAAは、現在行っている業務の質を高め、永続的に活動を続けていくためには、安定した財源を確保することが必要不可欠である。そのためにも、現在の拠出金以外に資金を集める方法を見直す必要がある。

2009年4月から一般財団法人化を目指しており、法人化が資金集めの助けとなることが期待されている。

【結論】

JSAAは必要であると再認識できた。今回取材をしたスポーツ記者4名の「必要である。」という共通の意見を聞き、JSAAの存在について自信を得た。

次に、今ある規則や手続を積み重ねていくことの重要さに気づいた。現在あるものを着実に積み上げていくことが、JSAAについての理解も深まり、結果的にいい影響を与えていくことになる。

目次

1 緒言

2 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の現状

2.1 設立経緯

2.2 事業内容

2.2.1 相談

2.2.2 仲裁と調停

2.2.3 「スポーツ仲裁規則」による仲裁

2.2.4 「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」による仲裁

2.2.5 「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」による仲裁

2.2.6 「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」による調停

2.2.7 仲裁人、調停人及び助言者候補者の資格

2.2.8 説明会事業

2.2.9 研究会事業

2.2.10 シンポジウム事業

2.3 運営

2.4 財政

3 我が国のスポーツ紛争の現状

3.1 千葉すず シドニーオリンピック選手選考問題

3.2 スポーツ事故

3.2.1 落雷事故

3.2.2 プール事故

3.3 我那覇和樹 ドーピング問題

3.4 ハンドボール 北京オリンピック予選をめぐる問題

3.5 カシの大麻問題

3.5.1 若ノ鵬

3.5.2 露鵬と白露山

3.7 メディアで取り上げられたスポーツ紛争と日本スポーツ仲裁機構（JSAA）

3.7.1 シドニーオリンピック選手選考問題について

3.7.2 スポーツ事故の裁判と仲裁調停制度

3.7.3 サッカードーピング問題から考える問題点

3.7.4 プロスポーツとドーピング

4 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）への利用者側のニーズ

4.1 調査方法

4.2 調査項目

4.3 調査結果

4.3.1 スポーツ紛争について

4.3.2 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）について

4.3.3 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の今後について

5 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の課題

5.1 事案件数の少なさ

5.2 競技団体等の理解不足

5.3 紛争取扱範囲が限定的であること

5.4 広報の不足及び認知度の低さ

5.5 わかりにくい用語や使いにくい手続

5.6 財源の不安定さ

6 諸外国のスポーツ紛争解決機関

6.1 スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sports、CAS）

6.1.1 経緯

6.1.2 目的

6.1.3 紛争の範囲

6.1.4 仲裁人・調停人

6.1.5 件数

6.2 フランス「CNOSF によるスポーツ調停制度」

6.2.1 経緯

6.2.2 目的

6.2.3 紛争の範囲

6.2.4 調停の手続き

6.2.5 調停人の資格

6.2.6 件数

6.3 ニュージーランド「Sports Tribunal of New Zealand」

6.3.1 経緯

6.3.2 目的

6.3.3 紛争の範囲

- 6.3.4 仲裁の手続き
- 6.3.5 仲裁人メンバー
- 6.3.6 料金
- 6.3.7 件数

6.4 その他の諸外国のスポーツ紛争解決機関

- 6.4.1 韓国
- 6.4.2 イギリス

7 今後の日本スポーツ仲裁機構（JSAA）のあり方

- 7.1 事件・紛争の抑止
- 7.2 介入が不可欠な紛争の取扱い
- 7.3 競技団体の制度への理解
- 7.4 競技者組織の育成と日本スポーツ仲裁機構（JSAA）内のバランスの提案
- 7.5 競技者の仲裁調停費用の確保
- 7.6 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の広報の強化
- 7.7 安定的な財源の確保
- 7.8 法人化

8 結言

参考資料

参考文献

謝辞

1 緒言

近年日本では、司法制度改革が進められている。司法制度改革は、「明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換に不可欠な、重要かつ緊急の課題であり、利用者である国民の視点から、司法の基本的制度を抜本的に見直すという大改革¹」である。これまで、限られた資格を持つものしか従事できなかった司法を、国民に身近な存在としての司法として、生まれ変わっていくものであり、仲裁や調停などに関係する、ADR（裁判外紛争解決、Alternative Dispute Resolution）もその一端を担っている。

つまり、私人間の紛争を解決するために、すべて裁判所に持ち込み解決を望む、もしくは解決できずに泣き寝入りをするのではなく、もっと専門的な機関を利用して柔軟に解決できるような仕組みを、今後日本でも広げていこうと提唱しているのが、この司法制度改革である。そして、そういった世間の流れもあり、2003 年日本スポーツ仲裁機構（以下、JSAA とする。）は、ADR 機関として設立された。

JSAA はスポーツを専門として、仲裁及び調停を利用し、紛争の解決を目的としている。国内には、スポーツ以外にも ADR 機関は多く存在しており、建築、境界線など様々な種類がある。

さて、JSAA はスポーツ紛争を専門に扱う ADR 機関であるが、スポーツ紛争というのはどのようなものであろうか。人間は、一人で生きるものではなく、様々な人種、地域、言語など異なった文化の中で暮らしている。その中でスポーツという共通の娯楽を、世界中で楽しむためには必要なことが一つある。それは、ルールである。それぞれの地域のチームがローカルルールでゲームをした場合、そのゲームは成り立たないし、また相手方には全く理解できないものになってしまう。多くの人に感動を与え、オリンピック等の国際大会はビックイベントの 1 つとして認識されているスポーツの魅力及びその理由は、共通のルールにある。一つのルールにのっとり、自分の身体能力を最大限に活かし、プレイをするからスポーツは面白いのである。

それと同時に、スポーツに関わることで、様々な紛争や問題が発生していることは事実である。つまり、一番簡単なことでは、ルールを破ることが紛争の引き金になっているということである。

なお、スポーツに関わる紛争や問題が発生することは、現代に限ったことではない。古代オリンピックでは、ボクシングに出場した選手が、オリンピック競技会で対戦相手に賄賂を贈った事例や、息子に優勝させるため、対戦相手の親を買収した父親の話などが記録に残っている。このように規則を破った者には罰金が科され、古代オリンピックのスタジアム前に建てられた銅像の建設費としてその罰金が当てられたと伝えられている²。つまり、自分の身体能力だけの勝負ではなく、金銭という別な力を持ってその競技に臨んでいるというルール違反なのである。

¹ 司法制度改革推進本部ホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/index.html>）

² 結城和香子「オリンピック物語 古代ギリシャから現代まで」中央公論新社、2004 年、27-29 頁

それでは、スポーツに関わることによって発生する紛争や問題をここでは「スポーツ紛争」と称することにする。さらに、スポーツ紛争について、具体的にその諸形態を分類すると以下の通りとなる。以下は千葉³の分類であり、千葉は3つに分類している。

- ① 混争形態
- ② 競争形態
- ③ 対争形態

混争形態では、スポーツ行事の進行中に応援団や観衆などのファンまたは反社会的集団が会場を混乱に陥れる紛争と、行事の後にファンが興奮して引き起こすものがある。

次に、競争形態では、3つの意味を区別する必要がある。第1にスポーツそのものが競争だということ、第2にプレイヤーやチームまたはファンの相互間に起こる競争があること、第3にスポーツ団体がかかわる競争で、スポーツ行事の開催地、賞金・賞品の額、会場施設の整備改善、等の競争、あるいはスポーツ団体の内部に起こる人事や運営をめぐる競争、などがあることである。

最後に対争形態では、さらに7つに分類している。契約に係る紛争、事故に基づく紛争、スポーツルールに関する紛争、スポーツ団体に関する紛争、環境に生ずる紛争、公的規制に関する紛争、国際的紛争である。

このようなスポーツ紛争を円滑に解決することを目的として、JSAA が設立された。JSAA は、競技者等と競技団体等との紛争の仲裁や調停による解決を円滑に行うことを通じ、また、スポーツ法に関する研究や啓発の活動を行うことを通じて、ルールが遵守され、透明性の高い、健全なスポーツ界の発展に寄与したいと願い、活動を行っている。

この研究の目的は、設立から6年目を終えようとしている現在のJSAAの課題をふまえ、利用者の視点及び諸外国のスポーツ紛争解決機関の例を通して検討し、JSAA が現状よりもさらに発展するためには今後どのように活動していくべきかを探ることである。

³ 千葉正史「スポーツ法学序説」信山社、2001年、121-142頁

2 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の現状

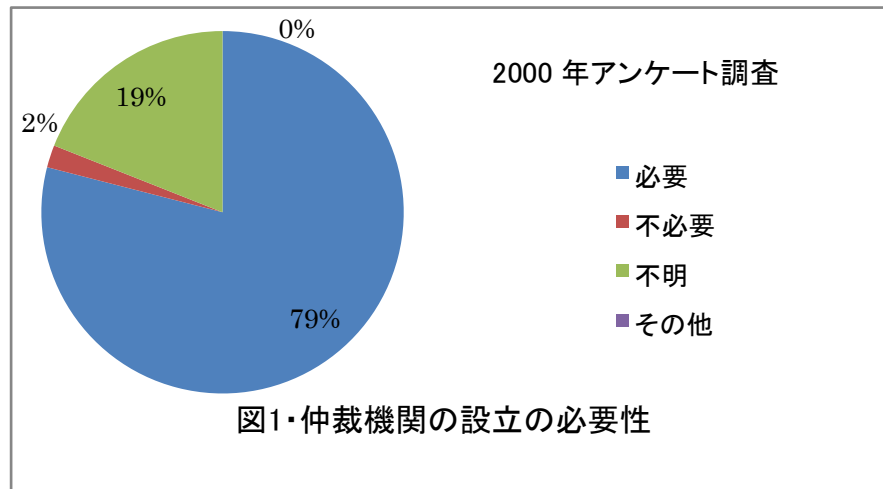
2.1 設立経緯

日本では、1992年に法学者や弁護士が中心となって日本スポーツ法学会が設立された。日本スポーツ法学会は、「スポーツ法学の発展及び研究者相互の協力を促進し、内外の学会との連絡及び協力を計ること」を目的としており、現在でもスポーツ法に関して様々な角度で問題に取り組んで研究が盛んに行われている。

1996年財団法人日本オリンピック委員会（以下、JOCとする。）と財団法人日本体育協会（以下、JASAとする。）が中心となって「アンチ・ドーピング体制に関する協議会」が設立された。1998年1月「我が国におけるアンチ・ドーピング体制について」にて、スポーツ紛争解決制度をドーピングの視点から必要であるという報告書が提出された。折しも世界的には、1998年夏のTour de Franceでドーピング違反の大量摘発が起これ、独立した世界的ドーピング防止機関の設立が呼び掛けられ、1999年11月世界アンチ・ドーピング機構（World Anti-Doping Agency, 以下WADAとする。）が設立されていた。各国でも独立して統一されたドーピング防止組織の整備が提言され、2001年9月に日本アンチ・ドーピング機構（以下、JADAとする。）が設立された。

世界的にドーピングに対する規制を強化していく動きに伴い、その過程で発生することが予想されるドーピング違反の制裁決定等に対する不服申立機関の必要性を唱える動きがあり、1999年12月、JOCに「スポーツ仲裁研究会」が設置された。なお、研究会では、1984年にすでに設立されていたスポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sports, 以下CASとする。）⁴の事例、各国のスポーツ仲裁機関等の検討がなされた。また、2000年11月にJOC加盟45、準加盟2、承認団体1の全48団体を対象に実施されたアンケート結果では、79%から紛争解決機関が必要であるとの回答があった。2001年3月に「我が国におけるスポーツ仲裁機関の設置について」という報告書がスポーツ仲裁研究会から提出され、スポーツ仲裁規則案等が提案された。

⁴ CASは、ドーピング違反決定に対する不服申立事案以外にも、選手選考問題や契約などのスポーツ紛争なども取り扱っている。中立性の確保のために1994年IOCから独立してスポーツ仲裁国際理事会（International Council of Arbitration for Sports, 以下ICASとする。）の下に設置されている。CASについては、「6.1 スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sports, CAS）」又は<http://tas-cas.org/>を参照のこと。



(出所)2000 年 11 月実施アンケート

その後 2002 年 8 月からは、上記研究会の報告書を基礎にして、JOC、JASA、財団法人日本障害者スポーツ協会（以下、JSAD とする。）の 3 団体からの委員を含む「日本スポーツ仲裁機構創設準備委員会」による検討の結果、2003 年 4 月 7 日、法人格なき社団として JSAA が設立された。

2.2 事業内容

JSAA は大きく分けて 4 つの公益事業を扱っている。これは、財務諸表に基づく事業分類である。

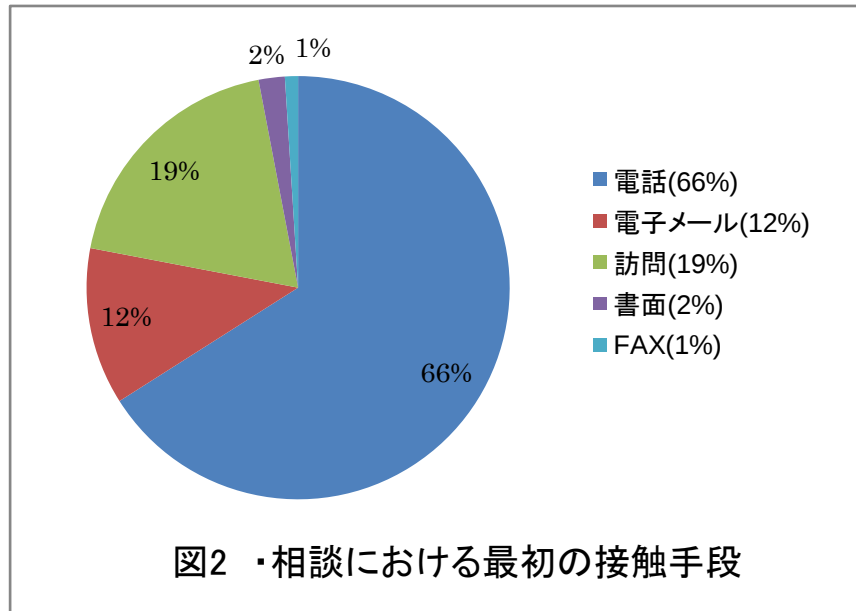
- ・ 仲裁事業
- ・ 説明会事業
- ・ 研究会事業
- ・ シンポジウム事業

なお、仲裁事業には「スポーツ仲裁規則」による仲裁のみではなく、2004 年度施行の「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」による仲裁手続、2006 年度施行の「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）調停規則」による調停手続、及び 2007 年度施行の「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」による仲裁手続が追加されている。

また、シンポジウム事業は 2004 年度から毎年開催されており、当初は JSAA の説明会事業としてみなしておりましたが、今後も開催予定であり毎年 1 回の大きな事業として、財務諸表上は 2007 年度から個別事業としている。

2.2.1 相談

相談は、仲裁手続及び調停手続に入る前の重要なステップの 1 つである。相談は、以下のような方法で行われる。



(出所)筆者作成

なお、図2の括弧内の数字は1番初めの接触手段の割合を示している。最初の接触手段の6割は電話であるが、相談が2回3回と重なる毎に、電話だけではなく相談者にあった手段方法で連絡をとっている。なお、訪問による相談も次に多く、電話で相談の概要を簡単に説明したのち予約を入れ、訪問した際に具体的な相談を行う場合もある。

また、電話にて相談をした場合は、インターネットのJSAAホームページ(<http://www.jsaa.jp>)を見て電話したというケースも多い。

相談者は、様々な理由で相談をしてくる。多いのはJSAAの仲裁手続及び調停手続の説明を求める者、相談事案の内容を説明し解決手段を問う者、仲裁手続や調停手続の資料送付を希望する者等である。一方で、匿名希望で相談し、競技種目など一切話さない場合もある。ただし、通常相談は1度で終わるケースは少ない。何度かJSAAに相談や連絡を行い、その過程で徐々に相談内容を説明する人も多い。

相談は無料で行っている。電話料金など通信費用は架電者負担であるが、相談料は一切請求していない。実はこの相談の段階で、事案が解決する場合や別の解決手段を見つけて解決する場合(表1「他の解決手段を利用した事案数」参照)も多い。JSAAとしては、スポーツ紛争が解決されることを念頭に置き活動を進めているので、事案によっては必ずしも仲裁手続及び調停手続を勧めることを第1の職務としているわけではない。

表 1・JSAA 取扱事案数

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008 ⁵
スポーツ仲裁申立件数 ¹	5	3	2	1	2	1
ドーピング仲裁申立件数 ²					0	0
特定仲裁申立件数 ³		0	0	0	0	0
スポーツ調停申立件数 ⁴				0	2	2
他の解決手段を利用した事案数	2	1	4	2	2	1
その他の相談事案数	5	8	9	8	6	11
取扱事案総数(合計)	12	12	15	11	12	17

(注)1:「スポーツ仲裁規則」による仲裁手続の申立件数

2:「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」による仲裁手続の申立件数

3:「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」による仲裁手続の申立件数

4:「特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)規則」による調停手続の申立件数

5:2008 年上半期までの数である。

(出所)JSAA 事業報告書をもとに筆者作成

上記は 2003 年 6 月から業務を開始した JSAA の取扱事案数である。毎年 15 件前後の相談がある。毎年の取扱件数は、事業報告書で件数につき報告を行っている。当然のことながら相談内容については守秘義務があり公開していない。

上記表 1 に「申立件数」として掲載をしていることにつき説明を行う。申立件数とは、申立書の提出及び申立料金の振込みを行った段階のことであり、この 2 点を要件に申立がなされたと JSAA は認識している。この 2 点に加え、仲裁合意又は調停合意がある場合は、仲裁受理又は調停受理となる。ただし、仲裁合意又は調停合意が得られない場合は不応諾として仲裁手続又は調停手続を続けることができず、終了する。この不応諾のケースについては後に説明する。

2.2.2 仲裁と調停

仲裁とは、「一般には、当事者の合意に基づき第三者の判断によってその当事者間の紛争を解決すること。調停と異なり、第三者の判断が当事者を拘束する。⁵⁾」とある。

仲裁について説明をする時に、筆者は以下の 3 点を強調して行っている。

- ・ 仲裁とは裁判型の紛争解決方法。判決のような仲裁判断が出される。最終的に仲裁判断は両当事者を拘束する。
- ・ 裁判と異なり、手続きに入る前に、お互いに当該紛争を仲裁で解決をするという合意が必要なこと。これを「仲裁合意」と JSAA では呼んでいる。
- ・ 仲裁とは、仲裁判断という判断を下す裁判でいう裁判官に当たる仲裁パネルの中の仲裁人を当事者が選定できる手続である。

⁵⁾ 法令用語研究会 編集執筆「有斐閣 法律用語辞典[第 2 版]」有斐閣、2000 年、956-957 頁

調停とは、「種々の紛争について第三者が当事者間を仲介し、その紛争の解決を図ること。当事者が合意に達することによって解決が図られる。⁶⁾」とある。また、調停は、「広範囲の分野で多様な調停が行われている。和解や示談と異なり、公平中立の公的機関がその仲介を行う。仲裁と異なり、調停案は当事者を拘束しない。⁷⁾」とある。

調停について、筆者は以下 3 点を強調し説明を行っている。

- ・ 調停は、仲裁や裁判と異なり、基本的に当事者と当事者が選定した調停人 1 名の 3 者で話し合いが進められること。
- ・ 裁判と異なり、手続きに入る前に、お互いに当該紛争について話し合うために調停手続きに臨むという合意が必要なこと。これを「調停合意」と JSAA では呼んでいる。
- ・ 調停は、両当事者が主役である。白黒をつける仲裁手続きとは異なった柔軟な解決を行うことができる手続である。

仲裁と調停

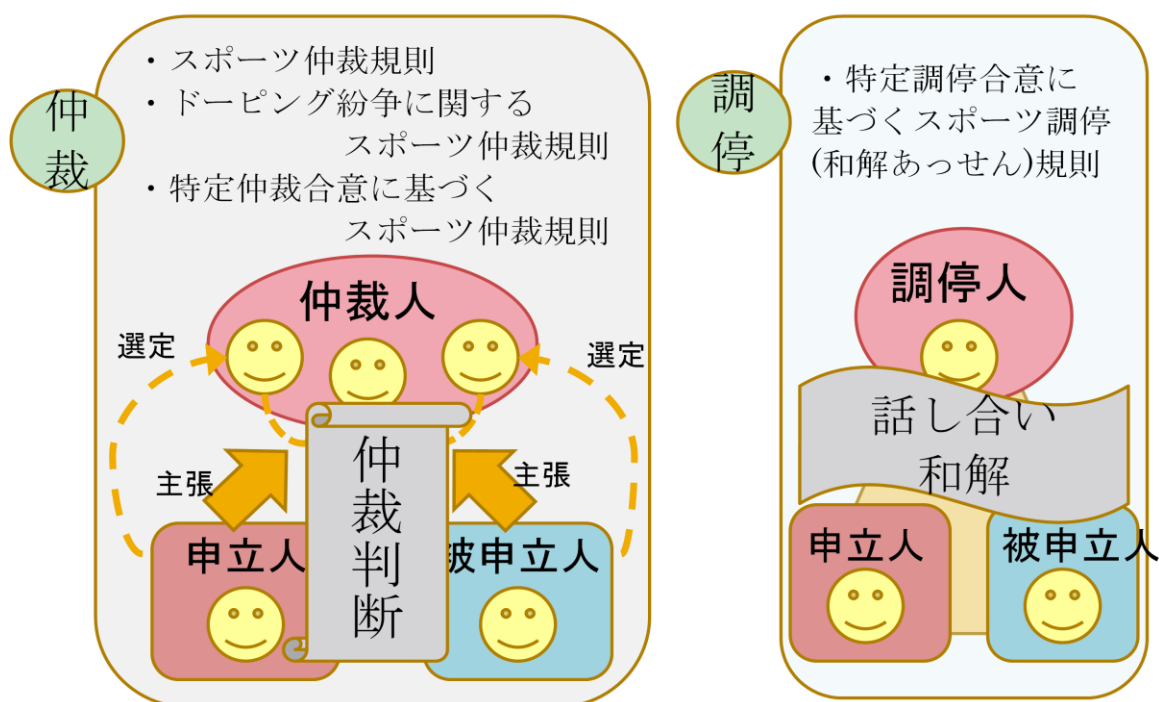


図 3・仲裁と調停

(出所)筆者作成

事案の内容によって、仲裁に適する事案、適さない事案、また調停に適する事案適さない事案がある⁸⁾。詳しくは各規則の紛争の範囲で説明する。

⁶⁾法令用語研究会 編集執筆「有斐閣 法律用語辞典[第 2 版]」有斐閣、2000 年、970 頁

⁷⁾法令用語研究会 編集執筆「有斐閣 法律用語辞典[第 2 版]」有斐閣、2000 年、971 頁

⁸⁾ 辻口信良「スポーツ仲裁・調停になじむ紛争なじまない紛争」日本スポーツ法学会年報第 15 号、2008 年

2.2.3 「スポーツ仲裁規則」による仲裁

「スポーツ仲裁規則」は、2003年4月7日JSAA設立時に、同日施行された。そして、同年6月2日から申立ての受付を開始した。同規則は、2008年12月までに5度の改正を行っている。

「スポーツ仲裁規則」の目的は同規則第1条に規定がある。

スポーツ仲裁規則第1条

この規則は、スポーツに関する法及びルール of 透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するため、公正中立で独立の地位を有する仲裁人をもって構成されるスポーツ仲裁パネルの仲裁により、スポーツ競技又はその運営をめぐる紛争を、迅速に解決することを目的とする。

「スポーツ仲裁規則」が取り扱う紛争は「スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関が行った決定（競技中になされる審判の判断は除く。）について、競技者等が申立人として、競技団体が被申立人としてする仲裁申立て⁹」であると規定されている。

スポーツ仲裁規則で特徴的なのは、申立人が競技者等であり、その相手方である被申立人が競技団体等であるということである。その逆、例えば申立人が競技団体等で、被申立人が競技者等である場合は、申立を行うことはできない。競技者等は、競技団体という同じ団体の中に所属しており、競技者は弱い立場にあると言える。そのため、競技者が申立てを行うかどうかについては、競技団体において、仲裁が申立てられたら自動的に受けるような仕組みを取り入れているかどうかによって左右されることがある。つまり、競技者等が申立てをしても相手側である競技団体の仲裁合意が得られない場合があり、その場合は手続きもその時点で終了となってしまう、申立人及び被申立人がテーブルに着くことさえもできなくなってしまう。JSAAは、このようなことが起こらないように、競技団体に理解を求める説明会を開き、仲裁申立てがあれば自動的に受ける仕組みを規則に取り入れることを依頼する文書を送付している¹⁰。

なお、スポーツ仲裁規則では、被申立人つまり相手方となる競技団体についても制限をしている。

第3条（定義）

1 この規則において「競技団体」とは、次の各号に定めるものをいう。

- 一 財団法人日本オリンピック委員会
- 二 財団法人日本体育協会
- 三 財団法人日本障害者スポーツ協会
- 四 各都道府県体育協会
- 五 前4号に定める団体の加盟若しくは準加盟又は傘下の団体

⁹スポーツ仲裁規則第2条1項

¹⁰ 詳細については、「2.2.8 説明会事業」を参照のこと。

「スポーツ仲裁規則」は基本的に下記流れに沿って手続きが進められる。

- ① 相談
- ② 申立て
- ③ 被申立人への応諾確認
- ④ 受理
- ⑤ 仲裁人の選考
- ⑥ 仲裁パネルの形成
- ⑦ 主張書面のやり取り
- ⑧ 審問期日
- ⑨ 仲裁判断

なお、③被申立人への応諾確認は、申立書を受け取った JSAA 事務局員が申立書を転送する形で行う。たとえ被申立人競技団体が仲裁合意を事前に規則に導入していたとしても、連絡し確認を行い、手続きを進めていく。

仲裁合意がない競技団体の場合は、仲裁手続きの説明を行い、理解を促し、仲裁に合意してもらうように働きかける。また、同規則での被申立人は競技団体であり、団体として仲裁に合意するという決定を出すまでに理事会を開催する必要があるとして、時間が多少かかることがある。JSAA では事案に影響が出ない限り、団体の回答はあまりせかさず、しっかりと手順を踏んで団体の決定が出るまで待つことにしている。そうすることによって団体内部での話し合いが行われ、事案が認識され、また仲裁手続きにも積極的な姿勢がみられることもあるからと考えている。

また、残念ながら合意が得られなかった場合は、当該事案を受理することはできず、仲裁手続きは終了してしまう。また、この時に振込まれた仲裁申立料金は全額返還される。

仲裁申立料金は 50,000 円である。申立人は申立書の送付とともに、仲裁申立料金を JSAA が指定する銀行に振込みを行う。その他、申立人は仲裁人の報償金を支払う必要はない。ただし、代理人を委任した場合の代理人費用、また翻訳や通訳は自己負担である。

表 2 は、「スポーツ仲裁規則」による仲裁の取扱件数である。

表 2・スポーツ仲裁規則による仲裁件数						
年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008
仲裁申立件数	5	3	2	1	2	1
仲裁判断数	3	2	1	1	0	1
仲裁申し立て取下事案	0	0	1	0	0	0
仲裁不応諾事案	2	1	0	0	2	0

(出所)JSAA 事業報告書より筆者作成

(注)2008 年は前期までのデータ

表 2 において、「仲裁不応諾事案」が 2003 年、2004 年、2007 年にある。これは、先に説明をした手続き中の③被申立人への応諾確認の時に、被申立人の理解が得られずに仲裁合意が得られずに手続きが進められなかった事案である。

2.2.4 「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」による仲裁

スポーツにおけるドーピングの防止については、2005 年 10 月第 33 回国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）総会において「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」（以下「規約」という。）が採択され、2007 年 2 月 1 日に発効するなど、国際レベルにおけるドーピング防止の取組が一段と進展している。

日本においても、2006 年 12 月 27 日に規約を締結しており、ドーピング防止活動の一層の推進を図るため、「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン」を文部科学省は策定した。

それに伴い、国内ドーピング防止機関である財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、JADA とする。）及びスポーツ団体は、本ガイドラインに沿って、ドーピング防止活動を実施し、文部科学省においては、日本におけるドーピング防止活動が円滑に実施されるよう必要な支援を講じていくと規定している。

JADA はユネスコでの規約締結を受け、2007 年 7 月 1 日から新たに日本ドーピング防止規程（Version 1.0）を施行した。JADA の新規規程施行に伴い、JSAA も同日「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」を施行した。

これまで、ドーピングに関する紛争は「スポーツ仲裁規則」で取り扱うことを念頭に置いていたが、申立人が選手等、被申立人が競技団体を想定して規定されている「スポーツ仲裁規則」では、JADA 新規規程第 13 条不服申立てに基づいた申立手続と一致しない部分があったため、ドーピングを専門に取扱うスポーツ仲裁規則を施行したのであった。

「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」の目的は、同規則第 1 条に規定されている。

ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第 1 条

この規則は、スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するため、公正中立で独立の地位を有する仲裁人をもって構成されるスポーツ仲裁パネルの仲裁により、ドーピングに関する紛争を、迅速に解決することを目的とする。

「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」の紛争の範囲は、ドーピングについてであるが、特に下記の通り規定されている。

ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第 2 条 1 項

この規則は、日本ドーピング防止規程に基づいて次の団体がした決定に対する不服申立てを対象とする。

- 一 日本アンチ・ドーピング機構
- 二 日本ドーピング防止規律パネル
- 三 財団法人日本オリンピック委員会
- 四 財団法人日本体育協会
- 五 財団法人日本障害者スポーツ協会
- 六 都道府県体育協会
- 七 国内競技連盟

基本的に JADA 加盟団体はドーピング検査で陽性反応が出た場合、その後日本ドーピン

グ防止規律パネルで決定が出された後、その決定に不服の場合は「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」による仲裁に申立てを行うことが可能である。

なお、図 4 を見てわかるように、JSAA では主に国内レベル競技者のドーピング紛争を扱うと「日本ドーピング防止規程」13.2.1（国際レベル競技者）と 13.2.2（国内レベル競技者）に規定がある。

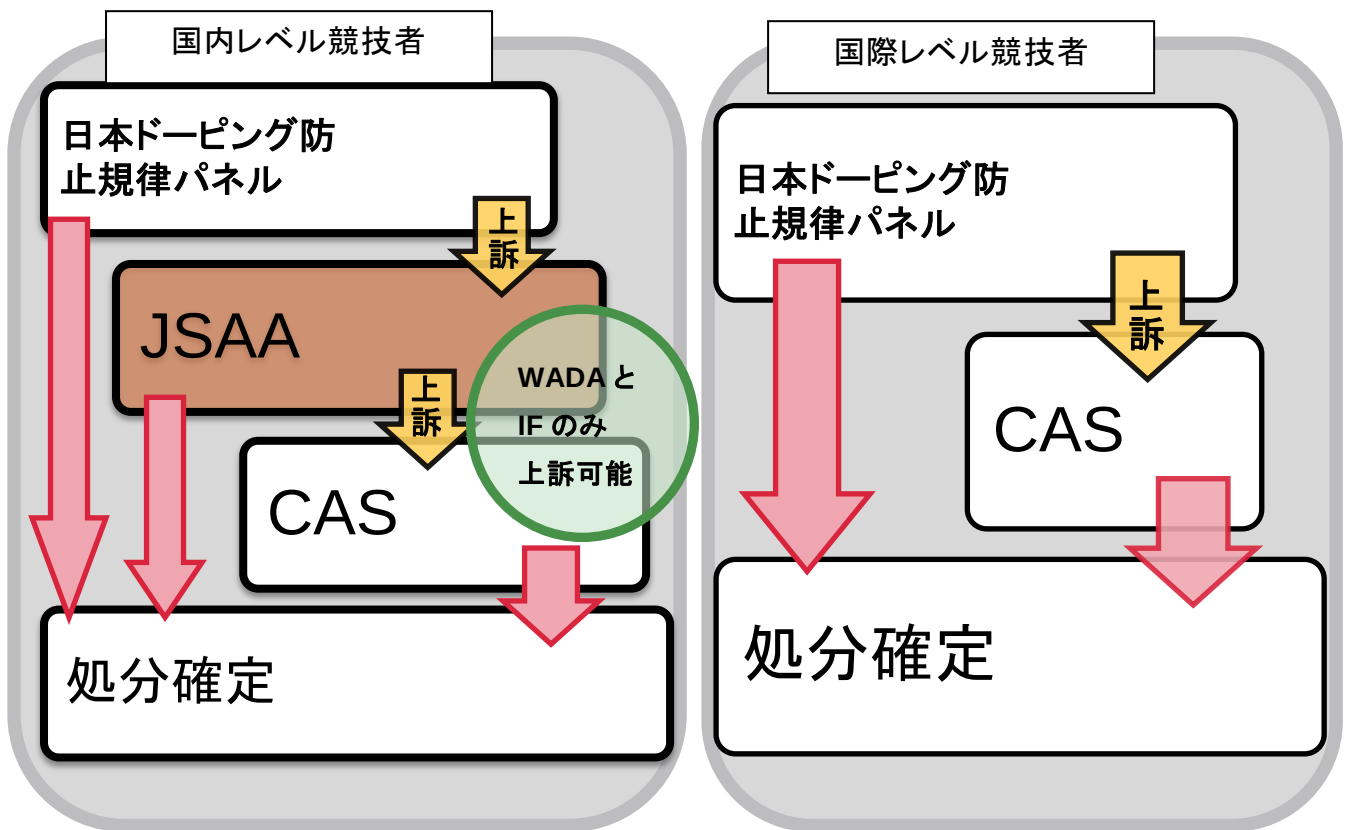


図 4・ドーピング紛争の処分確定までの流れ図

(出所)筆者作成

「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」の手続きは、基本的に「スポーツ仲裁規則」の仲裁手続と同様である。しかし、ドーピング専門の手続きの特徴が 3 点ある。

- ① 日本ドーピング防止規程に基づいて不服申立てを行う限りにおいて、仲裁合意は存在しているものとみなす¹¹。
- ② 仲裁判断は、原則として、日本ドーピング防止規律パネルの決定の日から 3 ヶ月以内にすることをとする¹²。
- ③ JADA は、審理の終結にいたるまではいつでも、当事者又はオブザーバーとして仲裁手続に参加する権利を有する。他にも、不服申立ての対象となっている決定の対象者又は事項に関係する国内競技連盟及び国際競技連盟、JOC、JASA、JSAD、並びに世界ドーピング防止機構は、審理の終結に至るまではいつでも、オブザーバーとし

¹¹ ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第 4 条

¹² ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第 48 条 1 項

て仲裁手続に参加することができる¹³。

「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」の仲裁申立料金は、「スポーツ仲裁規則」と同様 50,000 円である。「スポーツ仲裁規則」と同様に仲裁人の報償金等の支払いは JSAA が負担する。

2008 年上半期までに「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」の申立てはない。

2.2.5 「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」による仲裁

「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」は、2004 年 9 月 1 日に施行された。同規則は、「スポーツ仲裁規則」の取扱い対象事案以外の事案を扱う規則として、社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則をもとに作成された。

同規則の目的は、下記である。

第 1 条（目的）

この規則は、スポーツに関する紛争を公正中立かつ、迅速に解決することを目的とする。

同規則の特徴は、取扱う紛争に制限がなく、また申立人、被申立人についての規定がない。例えば、スポーツ大会でのスポンサー契約紛争などでは、企業と大会運営委員会が当事者となり仲裁手続を進めることができる。朝日新聞 2004 年 5 月 15 日朝刊では、「スポーツイベントにおける企業間の契約金や放映権、選手の肖像権を巡るトラブル、学校でのスポーツで生徒が負傷した際の補償などを想定している」と掲載¹⁴されている。

同規則の手続きは、基本的に「スポーツ仲裁規則」による仲裁手続きと同様である。しかし、仲裁合意は、仲裁申立ての際の要件の 1 つとなっており、必ず申立て前に仲裁合意を申立人本人が取得しておく必要がある。

同規則の大きな特徴である料金について、「スポーツ仲裁規則」と異なり商事仲裁をもとに作成されているため、申立人は仲裁申立料金（52,500 円）の他に、管理料金（請求金額又は請求の経済的価値の額によって、最低でも 210,000 円から設定されている。）の支払いが規定¹⁵されている。また、仲裁判断終了後には、仲裁人報償金の支払いが規定されている。仲裁人報償金は、仲裁判断時に負担額と負担者が明記される。なお、仲裁人報償金は、「[時間単価×仲裁時間]を基本額とし¹⁶」て、算定される。

例えば、同規則による仲裁手続きに則り、ある選手選考に対し不服申立を行った場合、申立人は申立料金と管理料金合わせて、1,102,500 円の支払いが必要と考える。内訳は、

¹³ ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第 41 条 1 項 2 項

¹⁴ 参考資料 5 を参照のこと。

¹⁵ 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁料金規程第 3 条 1 項

¹⁶ 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁人報償金規程第 2 条 1 項

申立料金 52,500 円と管理料金 1,050,000 円である。管理料金については、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁料金規程第 3 条 1 項 h に「請求の経済的価値の算定ができないか、又はそれが極めて困難である場合、管理料金は、各々の請求ごとに 1,050,000 円とする。」と規定があり、選手選考に対する不服申立てについては、経済的価値の算定がきわめて困難であると単純に考えるため、同規程第 3 条 1 項 h に基づき 1,050,000 円とした。

同規則は、申立時の納付料金が「スポーツ仲裁規則」より高額であることと仲裁合意を事前に必要とすることなどから、申立てを行うにはハードルが高く、2008 年上半期まで同規則による仲裁申立はない。

2.2.6 「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」による調停

「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」は、2006 年 10 月 30 日に施行された。同規則は、表 1・JSAA 取扱事案数の「他の解決手段を利用した事案数」を見てわかるように、仲裁手続きを利用せずに、例えば話し合い等で解決している事案が毎年数件存在していること、2004 年に施行されていた「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」があらゆるスポーツ紛争を対象としているにもかかわらず利用がなかったこと、また仲裁手続きにはなじまない事案の相談が多くなったことを理由に作成された。同規則は、CAS の調停規則をもとに作成されている。

表 1(抜粋)・JSAA 取扱事案数

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008
他の解決手段を利用した事案数	2	1	4	2	2	1

(出所)JSAA 事業報告書をもとに筆者作成

2007 年 4 月 1 日に、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が法務省から施行され、JSAA は「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」に基づくスポーツ調停手続きに限り、同法律の認証申請を同月 2 日に行った。同年 7 月 6 日にかいけつサポート第 1 号として同認証を取得した。

「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」の目的は以下の通りである。

特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則第 1 条（目的）

この規則は、スポーツに関する紛争についての当事者間の話し合いの場に調停人が臨席し、公平な第三者として助言等を適宜することによって、当事者が円満な和解に迅速に至るようあっせんする手続(以下「調停」という。)を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」の紛争の範囲は、下記の通り規定されている。

特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則第 2 条（適用範囲）

- 1 この規則は、当事者がスポーツに関する紛争を日本スポーツ仲裁機構の本規則による調停に付託する旨の合意（以下「調停合意」という。）をした場合に適用される。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の紛争については、事実関係について当事者双方が確認し、

理解することの手助けをすることを目的とする手続のみを行い、その限りでこの規則を準用する。

a 競技中になされる審判の判定に関する紛争

b スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関がした懲戒処分決定に関する紛争

なお、同規則第2条2項bについては、CASの調停規則¹⁷に基づいている。

「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」の手続きは下記の通りである。手続きは原則非公開で行われる。

- ① 相談
- ② 調停手続の説明
- ③ 調停申立
- ④ 相手方への通知・確認
- ⑤ 調停応諾
- ⑥ 調停受理
- ⑦ 調停人選定手続
- ⑧ 調停期日
- ⑨ 和解成立 or 当事者の取下げ又は離脱 or 手続打切り不調

料金については、申立人が調停申立料金 25,000 円、被申立人が調停応諾料金 25,000 円である。調停人報償金は JSAA が負担する。

「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」によるスポーツ調停取扱い件数は、2007 年に認証を取得してから初めての申立てがあった。2008 年に入り 2 件の申立があり、2 件とも和解が成立し、着実に実績を伸ばしている。

表 3・「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」によるスポーツ調停取扱い件数

年度	2006	2007	2008
調停申立事案	0	2	2
和解成立事案	0	0	2
調停不調事案	0	1	0
調停不応諾事案	0	1	0

（注）2008 年は上半期までのデータ

（出所）JSAA 事業報告書に基づき筆者作成

¹⁷ CAS Mediation Rules Article 1

...CAS mediation is provided solely for the resolution of disputes related to the CAS ordinary procedure. All disputes related to disciplinary matters, as well as doping issues, are expressly excluded from CAS mediation.

2.2.7 仲裁人、調停人及び助言者候補者の資格

- (a) 弁護士，大学における法学系科目の講義担当者などの法律専門職にあること，又はこれに相当する法的素養があること。
- (b) スポーツについて理解があること。
- (c) 独立して，公平・適正な判断を下せること。
- (d) 原則として，既存のスポーツ仲裁人候補者又はスポーツ調停人候補者からの推薦があること。

「仲裁人及び調停人候補者の選定並びに助言者の委嘱に関する指針」1. には上記 4 項目が明記されている。2008 年 5 月 30 日に仲裁人・調停人・助言者候補者の公募を行った時¹⁸も、同様に上記指針を適用し、仲裁人・調停人・助言者候補者リストが更新された。

なお、仲裁人及び調停人選定については、スポーツ仲裁人リスト及びスポーツ調停人候補者リストから選定することを推奨している¹⁹が、リスト外の仲裁人及び調停人を選定してくることも可能である。ただし、選定された仲裁人及び調停人は、同指針の基準に照らして問題がないことが確認された場合に、仲裁人及び調停人として認められる。

2.2.8 説明会事業

JSAA は、設立時から競技団体に対し、機構業務について説明会及び書面にて、仲裁及び調停について説明を行ってきた。以下、表 4 はその説明会及び書面による説明会記録の一覧である。

表 4・仲裁条項採択依頼に係る JSAA と関係競技団体の説明会及び書面説明

2003 年度 説明会	
2003/5/24(東京)	JSAA の説明、仲裁条項採択依頼 対象: JOC、JASA 加盟準加盟団体
2003/6/19(東京)	JSAA の説明、仲裁条項採択依頼 対象: 2003/5/24 説明会欠席団体
2003 年度 書面説明	
2003/4/30 付	仲裁条項採択依頼 対象: JOC、JASA、JSAD 加盟準加盟団体
2003/8/15 付	仲裁条項採択依頼

¹⁸ JSAA ホームページ「スポーツ仲裁人・調停人等候補者の公募のお知らせ」

<http://www.jsaa.jp/release/rec08.html> を参照のこと。

¹⁹ 「スポーツ仲裁規則」第 20 条 4 項、「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」第 23 条 5 項、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」第 23 条 4 項、「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則」第 16 条

	対象:JOC、JASA、JSAD 加盟準加盟団体
2004/3/31 付	仲裁条項採択依頼 対象:JOC、JASA、JSAD 加盟準加盟団体
2004 年度 説明会	
2004/11/10(宮城)	JSAA の説明、仲裁条項採択依頼(道垣内機構長) 対象:都道府県体協連合事務局長会議東地区体協
2004/11/17(大阪)	JSAA の説明、仲裁条項採択依頼(菅原専務理事) 対象:都道府県体協連合事務局長会議中地区体協
2004/12/1(鳥取)	JSAA の説明、仲裁条項採択依頼(上田事務総長) 対象:都道府県体協連合事務局長会議西地区体協
2004/12/14(東京)	仲裁条項採択につき説明と関係団体に採択推進依頼 対象:第1回スポーツ仲裁シンポジウム参加競技団体
2004 年度 書面説明	
2004/8/3 付	スポーツ仲裁規則改正等につき連絡 対象:都道府県体協
2005 年度 説明会	
2005/11/17(東京)	スポーツ仲裁全般につき意見交換 対象:JOC 会長、JASA 副会長、JSAD 理事、JADA 理事、ICAS 理事
2006/3/24(東京)	仲裁条項採択依頼と意見交換会 対象:8 競技団体主要役員
2005 年度 書面説明	
2005/6/20 付	仲裁条項採択依頼 対象:JOC、JASA、JSAD 加盟準加盟団体、都道府県体協
2005/7/26 付	JSAA の説明と仲裁条項採択依頼 対象:JSAD 新規加盟 10 団体
2006 年度 説明会	
2006/6/3(東京)	日本パラリンピック委員会加盟競技団体会議にて講演 対象:日本パラリンピック委員会加盟競技団体(菅原専務理事)
2006 年度 書面説明	
2006/10/23 付	特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)規則施行のご連絡 対象:JOC、JASA、JSAD 加盟準加盟団体、都道府県体協
2007 年度 説明会	
2007/12/7(東京)	ドーピング防止規程ならびにスポーツ仲裁、調停関連諸規則等に関する説明会(JADA と共催) 対象:JOC、JASA、JSAD 加盟準加盟団体、都道府県体協
2007 年度 書面説明	
2007/8 付	ドーピング紛争仲裁規則の制定、調停業務に係る法務大臣認証取得等につきご報告の件 (対象:JOC、JASA、JSAD 加盟準加盟団体、都道府県体協)

(出所)JSAA 事業報告書等をもとに筆者作成

2.2.9 研究会事業

JSAA が、年 3 回程度スポーツ仲裁人候補者、スポーツ調停人候補者、助言者候補者向けに開催している研究会である。研究会の内容は多岐にわたっており、具体的には新しい規則施行時の説明、最新の仲裁判断の解説、スポーツ界に携わる専門家を招いての講演等を行っている。

表 5・スポーツ仲裁法研究会

	日時	場所	プログラム内容
1	2003/5/24 14:30～	東京	スポーツ仲裁機構設立の経緯、スポーツ仲裁規則の手の続の流れ(機構長 道垣内正人)
			日本スポーツ界概観の説明(事務総長 上田宗良)
			具体的事例についての報告(東京大学教授 小寺彰)
2	2003/10/4 13:00～	東京	2 件のスポーツ仲裁判断・その他 JSAA の活動についての報告(道垣内正人)
			ドーピングについて(国立スポーツ科学センタースポーツ医学研究部部長 川原貴)
			仲裁人の倫理ー中立性と情報開示ー(立教大学助教授 早川吉尚)
			新仲裁法とそのスポーツ仲裁への適用(国土館大学助教授 中村達也)
3	2004/3/20 13:15～	東京	スポーツ仲裁判断・その他 JSAA の活動についての報告(道垣内正人)
			障害者スポーツについて(JSAD 理事・技術委員長 藤原進一郎)
			スポーツ仲裁規則改正について(道垣内正人)
4	2004/7/24 10:30～	東京	ADR 基本法について(一橋大学大学院法学研究科教授 山本和彦)
			スポーツビジネスにおける法的問題の概観(弁護士 Field-R 法律事務所 山崎卓也、石渡進介)
5	2004/12/11 13:30～	東京	これまでのスポーツ仲裁の事例の分析、スポーツ法として、代表選手選考について確立しつつあると思われるルールの検討、仲裁判断のうち、傍論として注文を付けている部分の検討、今後の JSAA のあり方についての検討(道垣内正人)
6	2005/3/20 13:00～	京都	スポーツ仲裁機構の設立経緯、概要紹介、規則説明、活動状況等(道垣内正人)
			事例紹介 JSAA-AP-2003-002 号事案(障害者水泳)、JSAA-AP-2004-002 号事案(障害者陸上)(大阪大学大学院国際公共政策研究科教授 野村天明)
7	2005/7/23 10:30～	東京	わが国におけるドーピングコントロールについて(JADA 事務局次長 浅川伸)
			アンチ・ドーピングに関するユネスコ条約について(JADA 学術部会部会員 森岡裕策)
8	2005/10/15 13:30～	東京	CAS 仲裁人セミナー(小寺彰)
			JSAA-AP-2005-001 事案について(早川吉尚)
9	2006/3/11 10:00～	京都	JSAA の最近の動向について(道垣内正人)
			第 2 回シンポジウムの概要及びその後の動きーアンチ・ドーピングの現在とスポーツ団体のガバナンスー(早川吉尚)
10	2006/7/15 15:00～	東京	スポーツ仲裁アンケート(前上智大学法科大学院助手 小川和茂)
			特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)規則について(道垣内正人)
			スポーツ・ビジネスと法(早稲田大学スポーツ科学学術院教授 原田宗彦、弁護士 TMI 総合法律事務所 水戸重之)
11	2006/10/14	東京	スポーツ仲裁裁判所のケース紹介(カナル v. ATP ツアー(テニス))大会関係者が提供し

	14:00～		た治療薬に禁止薬物が含まれていたケースについて(弁護士大原法律事務所 神谷宗之介)
			国際水泳連盟ドーピングパネルの手續と判断(弁護士東京駿河台法律事務所 上柳敏郎)
			スポーツ調停その他今後のJSAAの活動について(道垣内正人)
12	2007/3/10 13:00～	京都	スポーツ仲裁利用拡大へむけてー利用可能事例の検討ー(弁護士北尻総合法律事務所 桂充弘)
			第3回スポーツ仲裁シンポジウムについて(立教大学教授 早川吉尚)
			JSAA-AP-2006-001 号事案セーリング仲裁について(弁護士桜坂法律事務所 加藤君人)
13	2007/7/7 13:30～	東京	スポーツ仲裁判断の役割と課題(上智大学教授 森下哲朗)
			ADR 法に基づく認証申請とドーピング紛争仲裁規則の制定について(道垣内正人)
			仲裁手續主宰にあたってーDVD 教材「仲裁・ADR・交渉の実践と研究」を題材にしてー(立教大学助教 小川和茂、水戸重之)
14	2008/1/26 13:30～	東京	アンチドーピングの現状と JADA 規則の改訂(浅川伸、弁護士弁護士法人キャスト糸賀 穴戸一樹)
			スポーツ仲裁の制度改革への影響(山崎卓也)
			調停手續等についての意見交換(道垣内正人)
15	2008/07/19 15:30～	東京	2008-001 号(仲裁)事案の検討(弁護士濤標総合法律事務所 富島智雄)
			我那覇ケースの CAS 仲裁判断の検討(早川吉尚)
			JSAA における調停手續の検討(森下哲朗)
16	2008/11/8 13:00～	大阪	講演スポーツ仲裁・調停制度について(早川吉尚)
			パネルディスカッションスポーツ仲裁制度の利用を巡って(早川吉尚、弁護士虎ノ門協同法律事務所 望月浩一郎、富島智雄、弁護士青木法律事務所 木村重夫、桂充弘)
			最新判例検討 高槻落雷事故判決から学ぶスポーツ安全対策 高槻落雷事故判決について(望月浩一郎)

(出所)JSAA 事業報告書に基づき筆者作成

2.2.10 シンポジウム事業

JSAA は、2004 年から年 1 回、競技者、競技団体関係者、仲裁人候補者、調停人候補者、そしてスポーツに関心のある一般の市民向けに、シンポジウムを開催している。シンポジウムのプログラム内容は、スポーツ仲裁及びスポーツ調停の説明に加え、現役アスリートもしくは元アスリートと学識経験者を交え、パネルディスカッション等を行っている。

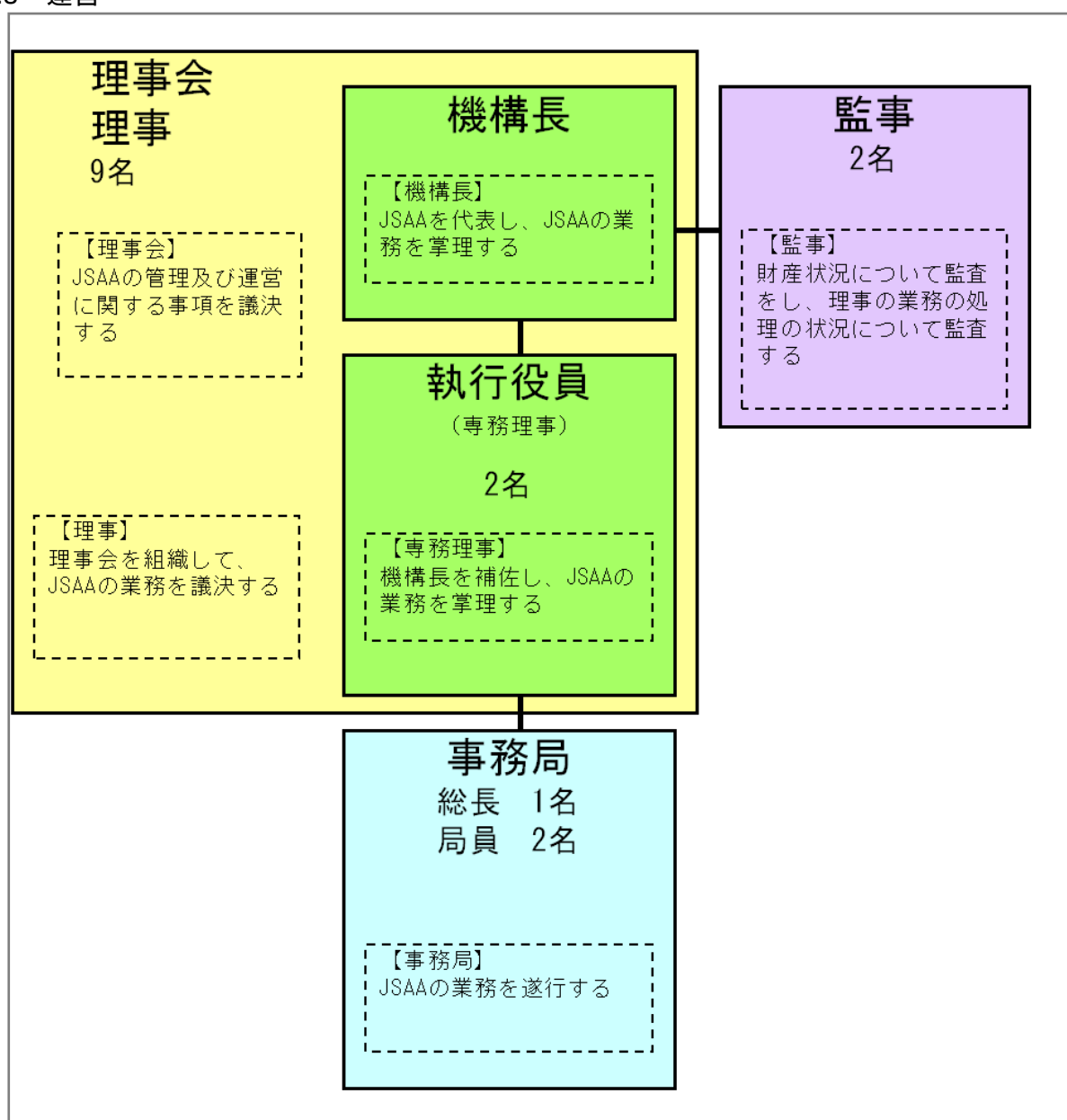
表 6・スポーツ仲裁シンポジウム一覧

第 1 回			
2004/12/14 16:00～18:00	日経ホール	日本経済新聞社共催	・アスリートの権利擁護のために
第 2 回			
2005/11/26	上智大学	上智大学主催	・アンチ・ドーピングの現在

13:00~17:00		JSAA 協力	・スポーツ団体のガバナンス
第 3 回			
2006/11/25 13:30~16:30	大阪市中央体育館	大阪市共催	・日本のスポーツ界に今何が求められているか
第 4 回			
2008/3/22 13:30~16:30	キャンパス・イノベーション センター東京	JADA 共催	・アンチ・ドーピングのための新たな展開とスポーツ仲裁
第 5 回(予定)			
2009/3/14 14:00~17:00	東京ウィメンズプラザ ホール	東京都共催	・日本におけるスポーツ文化の拡充 ・Play True とは何か

(出所)JSAA 事業報告書等をもとに筆者作成

2.3 運営



(出所)2007 年 4 月 2 日法務省提出書類

JSAA は、2003 年 4 月 7 日に設立後、法人格なき社団として、理事会をもとに運営を行っている。理事会は平均年 2 回開かれる。理事は 9 名である。理事は、中立理事 3 名、JOC 推薦理事 2 名（内 1 人は競技者又は元競技者）、JASA 推薦理事 2 名（内 1 人は競技者又は元競技者）、JSAD 推薦理事 2 名（内 1 人は競技者又は元競技者）によって構成されている。

理事のうち、1 名を機構の代表者としている。機構の代表者を機構長と呼称している。また理事のうち、他 2 名を専務理事に任命している。専務理事は、総務担当と仲裁担当に、業務が分担されている。機構長 1 名、専務理事 2 名の 3 名をもって執行役員とし、業務上必要なことを執行役員会等で決定している。

理事会とは別に、監事が 2 名置かれている。財務状況、JSAA の業務及び理事の業務処理状況について、監査を行っている。なお、理事及び監事は非常勤であり、無給である。

JSAA の実際の業務を進めるために、事務局が置かれている。事務局は職員が 3 名いて、2 名常勤で、1 名は週 1 回程度の出勤である。事務局の長を事務総長として、1 名置かれている。

2009 年 4 月から一般財団法人の法人格取得に向けて、現在準備を進めているところである。2008 年 12 月から公益法人制度が変わり、その新しい制度の下での法人格取得をめざしている。大きく変わる場所は、評議員会が設置される点である。

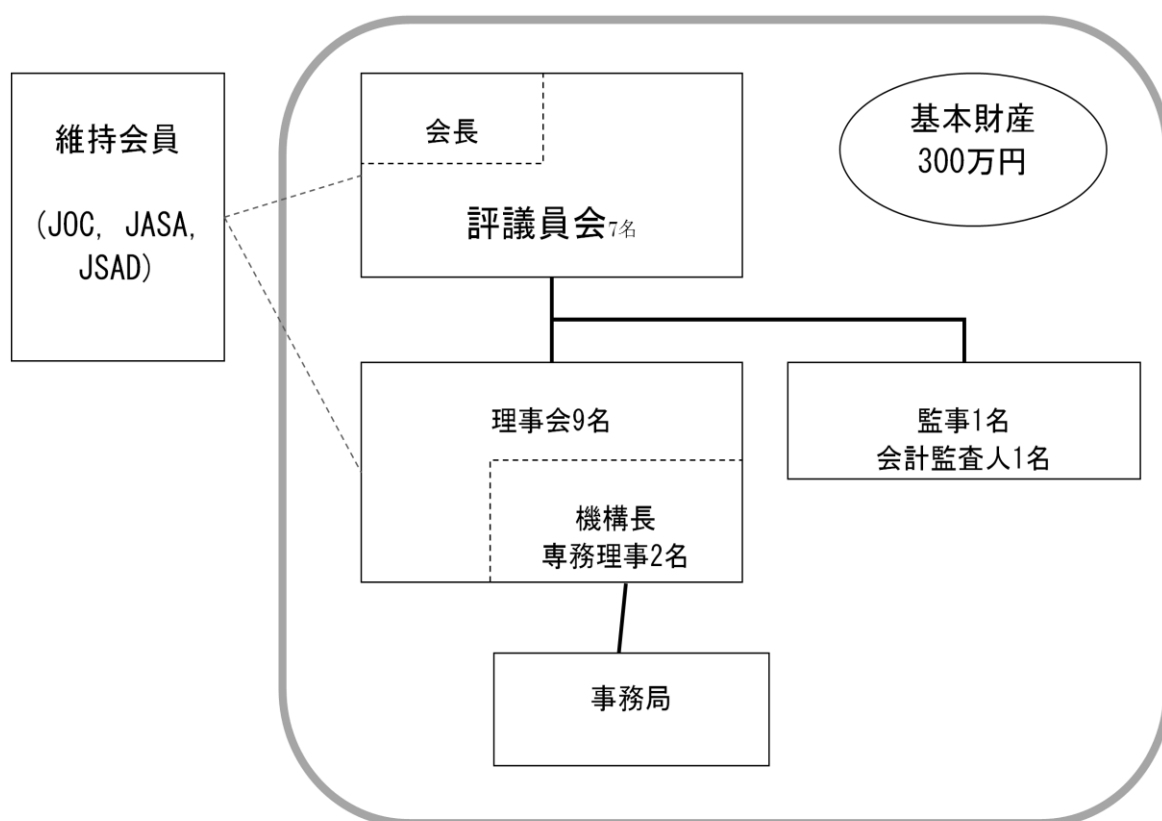


図 6・一般財団法人日本スポーツ仲裁機構 組織図案

（出所）2008 年度臨時執行役員会資料

2.4 財政

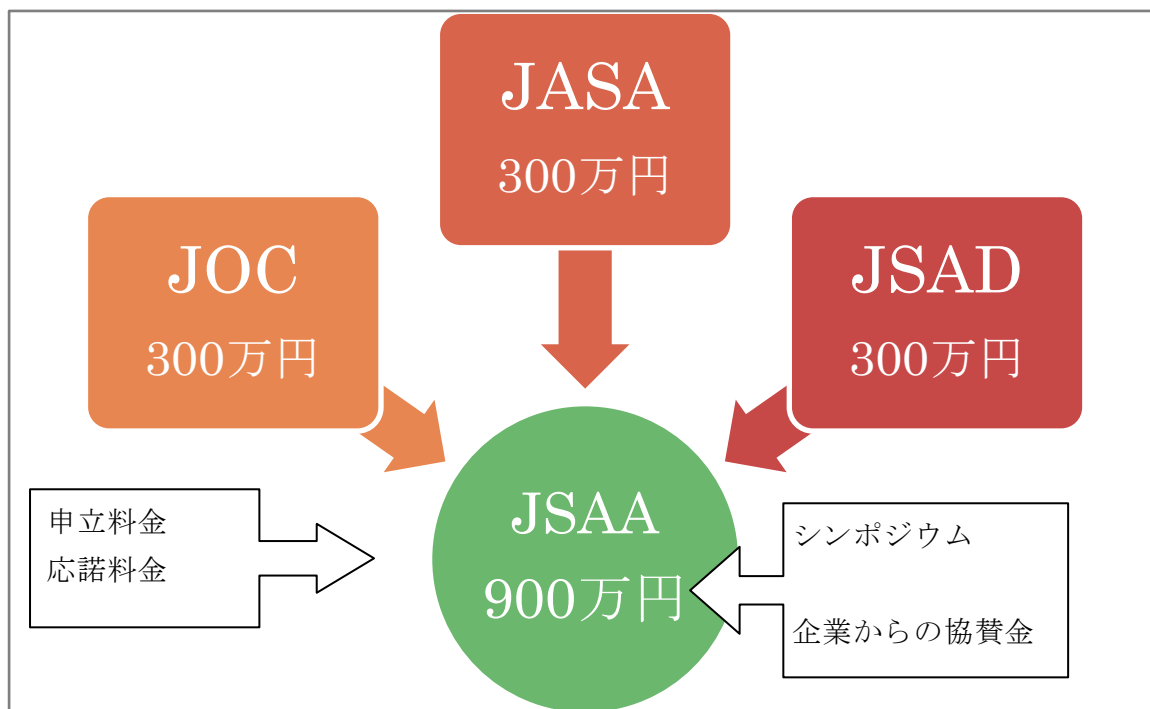


図 7・日本スポーツ仲裁機構の収入

(出所)筆者作成

JSAA は JOC、JASA、JSAD の拠出金をもって運営されている。拠出金額は毎年 3 団体 3,000,000 円ずつであり、合計 9,000,000 円である。JSAA の理事会が JOC2 名、JASA2 名、JSAD2 名の推薦理事と中立理事 3 名で構成されている理由は、これら 3 団体から拠出をしてもらっているためである。

図 7 を参照してもわかるように、他にシンポジウム開催のための企業からの協賛金並びに中核事業である仲裁事業での申立料金及び応諾料金が主な収入となる。

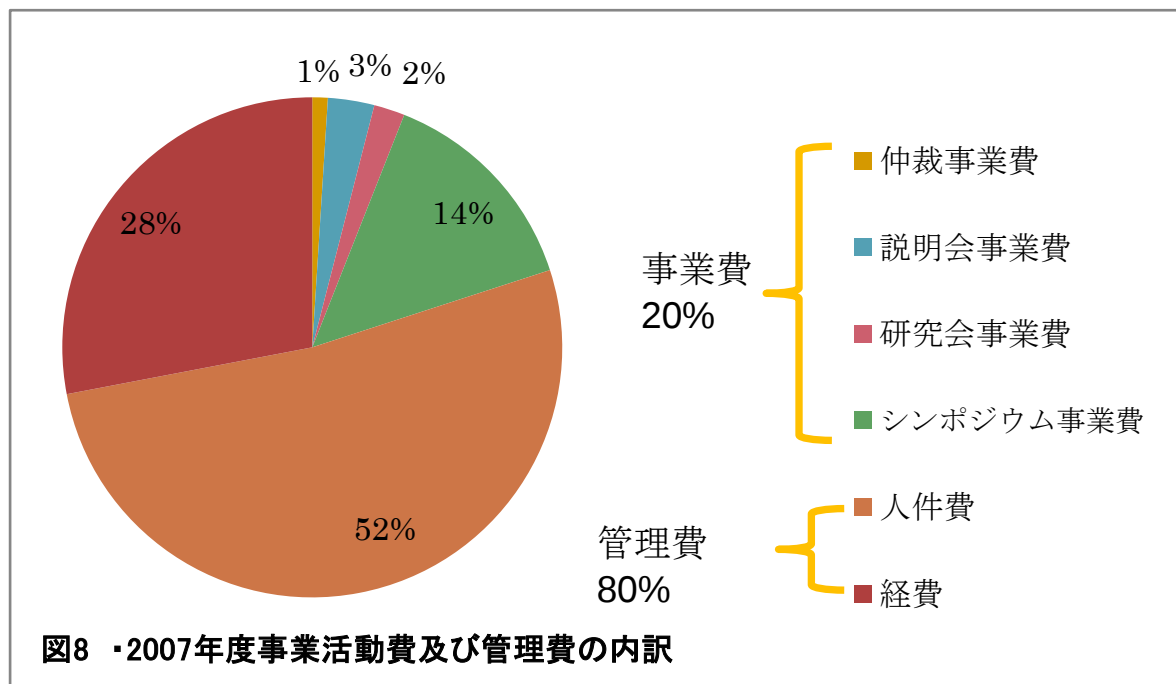
図 8 は、2007 年度の事業活動費及び管理費の内訳を円グラフで表したものである。JSAA の事業費と管理費の割合は 1 対 4 であり、管理費の多くは人件費である。なお、全体に占める人件費の割合は約 50% である。

事業活動費の中で、仲裁事業費が 1% であるが、2007 年度は仲裁申立件数が 2 件、調停申立件数が 2 件あったが、そのうち仲裁 2 件は仲裁合意を得られずに応諾、同様に調停 1 件は調停合意を得られずに応諾となり、手続きに進めない事案が 3 件あった²⁰。実際手続きを進めたのは、調停事案 1 件のみであったので、仲裁事業費割合が小さかったと考えられる。

事業活動費の中で一番大きな割合を占めるのは、シンポジウム事業費である。スポーツ仲裁シンポジウムは、2004 年から年 1 回競技者、競技団体関係者だけではなく、広く一般に

²⁰ 表 2 「仲裁不応諾事案」 「調停不応諾事案」 参照のこと。

もスポーツ仲裁やスポーツ調停を知ってもらう広報の役割を兼ねている。



(出所)JSAA2007 年度収支計算書に基づき筆者作成

3 我が国のスポーツ紛争の現状

表 7 は、「テレビによるスポーツ観戦種目別観戦率」である。上位 5 位を種目別に見ると、野球、サッカー、陸上あるいは相撲など 4 つに分類され、40%以上の高い観戦率であるということがわかる。

また、同表でプロスポーツまたはアマチュアスポーツという分類では、圧倒的にプロスポーツの観戦率が高いとわかる。なお、分類の中にはプロスポーツ選手及びアマチュアスポーツ選手が混在して行われるものもあり、また大会によって区別が付いているものもあり、様々である。

表 7 ・テレビによるスポーツ観戦種目別観戦率

順位	全体(男女総数 n=1,864)	
1	プロ野球	70.1
2	サッカー日本代表試合(五輪代表含む)	60.9
3	高校野球	53.5
4	マラソン・駅伝	52.0
5	大相撲	47.9
6	野球の国際試合(WBC など)	32.7
7	K-1 など格闘技	32.3
8	アメリカ大リーグ	31.6
9	Jリーグ	31.0
10	プロゴルフ	30.5
11	競馬	17.2
12	海外プロサッカー(欧州、南米など)	13.5
13	F1 や NASCAR など自動車レース	13.1
14	高校サッカー	11.6
15	ラグビー	9.0
16	プロバスケットボール(NBA など)	6.5
17	競艇	3.0
	テレビで観戦した種目はない	6.2

(出所)SSF 笹川スポーツ財団「スポーツライフに関する調査」2006

同じく表 8 は、2008 年北京オリンピックの関東地区平均世帯視聴率の 20%以上の番組名等を抜き出した表である。2008 年の関東地区プロ野球巨人戦ナイター中継・月平均世帯視聴率が 9.7%²¹であることを比べると、はるかにオリンピックの関心が高いことがわかる。

²¹ ビデオリサーチオフィシャルウェブサイト

<http://www.videor.co.jp/data/ratedata/program/07giants.htm>

表 8・北京オリンピック関連番組 平均世帯視聴率(関東地区)

番組名	放送局	放送日開始時間	放送分数	番組平均世帯 視聴率(%)	主な放送競技種目
北京オリンピック・ 開会式	NHK 総合	8/8(金)20:55	255	37.3	
北京オリンピック	NHK 総合	8/8(土)19:00	103	21.9	柔道・決勝・女子 48 キロ級・男子 60 キロ級
北京オリンピック	NHK 総合	8/12(火)19:30	110	21.1	競泳・予選・男子 200m 平泳ぎ・男子 100m 自由形・女子 200m バタフライ・男子 800m リレー
北京オリンピック	NHK 総合	8/13(水)21:25	108	27.0	野球・予選／競泳・予選・女子 200m 平泳ぎ
北京オリンピック	NHK 総合	8/16(土)18:04	63	24.9	陸上・予選・女子 100m・男子 3000m 障害・女子 400m／レスリング・女子フリースタイル 48 キロ級・女子 55 キロ級
北京オリンピック	NHK 総合	8/17(日)18:10	37	26.0	レスリング・決勝・女子フリースタイル 63 キロ級・72 キロ級
北京オリンピック	NHK 総合	8/17(日)18:49	28	22.8	レスリング・決勝・女子フリースタイル 63 キロ級・72 キロ級
北京オリンピック	NHK 総合	8/19(火)19:30	150	20.2	野球・予選
北京オリンピック	NHK 総合	8/20(水)21:24	166	22.4	野球・予選／卓球・女子・シングルス 3 回戦
北京オリンピック	NHK 総合	8/22(金)20:27	123	21.6	陸上・決勝・女子走り幅跳び・男子棒高跳び・女子 5000m・女子 400m リレー・男子 400m リレー／新体操・予選・団体
北京オリンピック	NHK 総合	8/24(日)8:20	160	21.5	陸上・男子マラソン
北京オリンピック・ 閉会式	NHK 総合	8/24(日)20:55	125	25.1	

(出所)ビデオリサーチオフィシャルウェブサイトより番組平均世帯視聴率 20%以上の番組を抜き出して転載

2008 年 8 月 6 日～17 日 http://www.videor.co.jp/data/ratedata/program/oly_sum/2008_bei2.htm

2008 年 8 月 18 日～25 日 http://www.videor.co.jp/data/ratedata/program/oly_sum/2008_bei1.htm

これらの世間の関心が高いスポーツを考慮した上で、近年のテレビ、新聞などメディアで報道されたスポーツ紛争を以下に取り上げた。

3.1 千葉すず シドニーオリンピック選手選考問題²²

2000 年 4 月 24 日、同年開催のシドニーオリンピックの競泳日本代表選手の発表が財団法人日本水泳連盟（以下、日本水連とする。）よりなされたが、千葉すずは代表から落選した。千葉は、同月行われた代表選考会の女子 200 メートル自由形でオリンピック代表参加標準 A 記録を突破して優勝していた。

それに対し、同年 5 月千葉は日本水連に対し、代表選考についての質問状を送付した。日本水連は千葉の質問状の回答書を同月送付したが、千葉は回答に対し納得がいかず、同月 24 日、CAS へ仲裁申立書を送付する。同年 6 月日本水連が、CAS に申立てられた千葉の代表選手選考不服申立に関する仲裁手続を行うことに同意した。

同年 8 月 3 日、東京都内で CAS の聴聞会（hearing）を開催し、千葉の請求を退ける判断をした。ただし、CAS は「日本水連が選考基準を適切に告知していれば、提訴は避けられた」として、日本水連に対し千葉の仲裁費用 10,000 スイスフランの支払いを求めた。

表 9・千葉すず CAS 仲裁の経緯

2000 年 4 月 24 日	日本水連がシドニー五輪競泳代表を発表。千葉は落選。
5 月 1 日	千葉側が同代表選考についての質問状を日本水連に送付
9 日	日本水連の常務理事会で「個別の選考内容は従来、公表していない」との趣旨の回答書送付を決める
24 日	千葉がスポーツ仲裁際裁判所(CAS)に提訴状を送付。外国通信社に、「わたしをトラブルメーカーと思っている」などと日本水連の古橋広之進会長を非難
6 月 1 日	千葉側が CAS 仲裁の同意を求める文書を日本水連に送付
9 日	日本水連、CAS 仲裁に同意する意思を正式表明
8 月 3 日	CAS が聴聞会を開き、千葉の訴えを退ける

（出所）日本経済新聞 2000 年 8 月 4 日朝刊

3.2 スポーツ事故²³

スポーツ事故の発生は、活動場面別では下記状況（表 10）に分類される。

表 10・突然死発生時別事故発生状況（2006 年度）

発生時	件数	割合
運動中	39	63.9%
往復中	7	11.5%
準備中	4	6.6%
会議中	2	3.3%
休憩中	2	3.3%
運動直後	1	1.6%
活動中(スポーツ以外)	1	1.6%
指導中	1	1.6%
その他	4	6.6%
合計	61	100.0%

（出所）スポーツ安全協会要覧 2008-2009 12 頁

²² 参考資料 8、9 参照のこと。

²³ 参考資料 10、11 参照のこと。

またその事故原因別では、下記 4 点に分類される²⁴。

- スポーツ参加者どうしの事故やけんか、自分が転んでケガをした場合
- 体育館の床が抜けたなど、器具や施設の瑕疵（＝欠陥）による受傷事故
- スポーツ参加者以外の第三者による原因（合宿中に車が転倒した場合、第三者にスポーツ参加者が損害を与える事故など）
- 落雷、豪雨、竜巻など自然災害による事故

いずれも法的責任という視点から見ると下記 2 つの責任の両面から検討が必要となる。1 つは、「人による責任」、もう 1 つは、「モノ（施設や器具など）による責任」である。これによって責任の所在が明らかになり、誰が誰の治療費を払うべきなのか等が判断されるのである。

3.2.1 落雷事故

1996 年 8 月、大阪府高槻市で開催されていたサッカー部の試合中に落雷が発生した。落雷のために、視力を失い手足が不自由になった当時高校 1 年生の男性と家族が、在学していた私立土佐高等学校（高知市）と大会を開いた高槻市体育協会を相手に、損害賠償請求訴訟をおこした。この差し戻し控訴審で、2008 年 9 月に判決があった。判決では、高校と団体協に合わせて約 3 億円の賠償金支払いを命じた。団体協は同月約 3 億円の支払いを被告両者に命じた高松高等裁判所判決について上告しないことを明らかにし、判決が確定した。土佐高校も上告しない方向で原告側代理人と話し合っており、判決が確定した。

3.2.2 プール事故

2006 年 7 月 31 日、埼玉県ふじみ野市大井武蔵野の市民プールで「女の子が排水口に挟まれている」と 119 番通報があった。東入間署によると、同県所沢市の会社員の長女、市立小 2 年の女兒（7 歳）が流水プールの側面にある排水口に吸い込まれ、排水管の中に閉じこめられた。消防などが約 6 時間、重機でプールサイドを掘るなどして救出作業にあたり、病院に運んだが同日午後 8 時過ぎ、死亡が確認された。

3.3 我那覇和樹 ドーピング問題²⁵

日本では文部科学省を始め JADA が中心となりドーピング防止活動を積極的に進めている。現在 WADA のアジア支部は日本にあり、日本政府及び JADA は、積極的にアジア地域でのドーピング防止活動の手助けもしており、アジアにおいて中心的な役割を担っている。

2007 年 7 月から JADA 加盟の競技団体は、選手のドーピング検査の結果、違反が疑われる検査結果が出た場合、日本ドーピング防止規律パネルが制裁を決定すると規程²⁶が改正さ

²⁴ 菅原哲朗著「スポーツ施設／スポーツ管理者／スポーツ指導者のためのスポーツ法危機管理学」エイデル研究所、2005 年

²⁵ 参考資料 12、13、15 参照のこと。

²⁶ 日本ドーピング防止規程（Version 1.0）2007 年 7 月 1 日より発効。2008 年 12 月現在は Version 2.0 である。

れた。ただし、現状では日本にあるすべての競技団体が JADA に加盟してはいない。一例をあげれば、プロスポーツに関しては、独自のドーピング防止規則および罰則規定を利用している。その中で、当時 JADA に加盟していないサッカー競技において起きた事件が、大きくメディアで取り上げられた。

社団法人日本プロサッカーリーグ（以下、Jリーグとする。）のサッカーチームである川崎フロンターレ所属の我那覇和樹が 2007 年 4 月、風邪で体調を崩した際、当時チームドクターだった医師から禁止薬物を含まない生理食塩水 200cc の静脈注入（点滴）を受けた。Jリーグはこれを Jリーグのドーピング禁止規程違反と判断し、我那覇に公式戦 6 試合の出場停止、川崎フロンターレに制裁金 10,000,000 円を科した。その処分に対し、不服として同年 11 月、チームドクターであった医師から JSAA に仲裁申立てが行われたが、Jリーグは仲裁申立に合意をしなかったため、仲裁は不成立に終わった。その後、同年 12 月我那覇が JSAA 又は CAS での仲裁申立てを希望することを表明し、我那覇と Jリーグは CAS での仲裁に合意をし、手続きが進められた。本事案は、日本でのヒアリングを経て、2008 年 5 月に CAS が我那覇の請求を認める決定をだした。

表 11・我那覇和樹ドーピング問題の経過

2007.4.23	練習後、選手に担当医が生理食塩水とビタミンを点滴
2007.5.1	Jリーグ・ドーピングコントロール委員会が選手、担当医らを事情聴取
2007.5.8	Jリーグが「当該静脈注射はドーピング禁止規程に抵触する」との制裁を決定
2007.5.18	Jリーグ全チームの担当医が連名で意見状を Jリーグに提出
2007.5.25	担当医の代理人が Jリーグに処分取消しと審議やり直しを求める
2007.8.21	Jリーグ理事会は処分を撤回しないことを容認
2007.11.5	担当医代理人が処分取消しを求めて JSAA に仲裁申立て
2007.11.12	Jリーグは仲裁手続による解決に合意せず
2007.12.6	選手が仲裁申立てを行う意向を発表
2007.12.13	Jリーグは CAS での仲裁申立に同意
2008.4.30	CAS が東京で聴聞会を開催
2008.5.1	
2008.5.27	CAS が選手の請求を認める裁定を発表

（出所）日本経済新聞 2007 年 11 月 6 日(火曜日)朝刊及び時事通信社 jijicom2008 年 5 月 27 日

3.4 ハンドボール 北京オリンピック予選をめぐる問題²⁷

2007 年 9 月、日本でハンドボール北京オリンピックアジア予選大会が開催された。同大会男子では、クウェートが優勝し、北京オリンピック出場権を得た。しかし、同大会では“中東の笛”と呼ばれた試合中の審判の不可解な判定をめぐり、日本と韓国が国際ハンドボール連盟（以下、IHF とする。）に抗議をした。同年 12 月に IHF はアジア予選のやり直しを 2008 年 1 月 30 日に行うことを認めた。中東諸国はやり直し予選大会のボイコットを表明し、ア

²⁷ 参考資料 14 参照のこと。

ジアハンドボール連盟（以下、AHF とする。）は日本と韓国の除名を示唆した。さらに、AHF はやり直しに強く反発し CAS に提訴した。2008 年 1 月 30 日に開催したやり直し予選大会では、男女ともに日本は韓国に敗れ、韓国が北京オリンピック出場権を得た。CAS への仲裁申立ては、男子のやり直し予選は認め、女子のやり直し予選は認めないという判断が 2008 年 3 月 20 日に出された。そのため、北京オリンピックのアジア代表枠は、男子は韓国、女子はカザフスタンに決定した。

3.5 力士の大麻問題²⁸

2008 年は角界が大麻に揺れた年であった。

3.5.1 若ノ鵬

2008 年 8 月 18 日、大相撲間垣部屋の若ノ鵬寿則が、大麻成分を含んだタバコを所持していた疑いで、警視庁に逮捕された。同月 21 日、財団法人日本相撲協会（以下、日本相撲協会とする。）は、臨時理事会開き、若ノ鵬の解雇を決定した。東京地方検察庁は若ノ鵬を処分保留のまま釈放し、9 月 12 日には起訴猶予処分とした。

同年 9 月 11 日、若ノ鵬は力士としての地位確認などを求める訴訟を東京地裁に起こした。なお、同時に申立てた仮処分について、東京地方裁判所は同年 10 月 30 日、申立てを却下した。同年 12 月 9 日、東京高等裁判所が、力士としての地位確認を求めた仮処分申請について即時抗告を棄却した。

3.5.1 露鵬と白露山

2008 年 9 月 2 日、日本相撲協会の再発防止検討委員会は、抜き打ちで簡易検査による尿検査を行った。その中で露鵬幸生と白露山佑太の 2 名の尿のサンプルから陽性反応が出たが、露鵬と白露山は大麻の所持を否定した。その後、精密検査でも露鵬と白露山の尿から陽性反応が出た事が明らかになった。

同月 8 日、日本相撲協会は再発防止検討委員会、臨時理事会、評議員会を開いた。再発防止検討委員会では、精密検査の結果を委員と露鵬と白露山本人に報告し、2 人から弁明も聞いた。その上で、理事会で北の湖理事長は理事長を辞任し、大嶽親方は委員から年寄へ降格、露鵬と白露山は解雇処分にすることを決定した。

同年 10 月 27 日、露鵬と白露山は日本相撲協会を相手取り、東京地方裁判所へ地位確認を求めて提訴し、及び処分保留を求めた仮処分を申請した。同年 11 月 10 日、露鵬と白露山は日本相撲協会の再発防止検討委員会のメンバー 4 人を相手取り、合計 1 億円の慰謝料を請求する訴えを東京地方裁判所に提訴した。

3.6 メディアで取り上げられたスポーツ紛争と日本スポーツ仲裁機構（JSAA）

上記 6 件のスポーツ紛争はメディアで取り上げられた紛争のごく一部である。JSAA が関与した事案もあるが、別な方法で解決に至った事案もある。以下、いくつかピックアップして個別に検討してみた。

²⁸ 参考資料 15、16 参照のこと。

3.6.1 シドニーオリンピック選手選考問題について

その当時日本に JSAA は存在していなかったが、もし存在していた場合、この事案は日本人競技者対国内競技団体の問題となるので JSAA のスポーツ仲裁規則による仲裁手続によって解決が可能であったと考える。現在、日本水連は、仲裁条項を規則に盛り込んでいるので、選手が申立てを行った場合は、自動的に仲裁手続に入る事が可能である。また、JSAA は 50,000 円の申立料金のみで申立てが行うことができ、CAS の仲裁費用でかかった莫大な金額に比べ安価に行うことができたであろう。ただし、JSAA のスポーツ仲裁規則による仲裁に申立手をして、代理人費用は自己負担である。

3.6.2 スポーツ事故の裁判と仲裁調停制度

落雷事件は、事故発生から 12 年経過後に、判決が出た事案であり、早急に事案の解決を望む場合は、仲裁や調停の利用を進めたいところである。JSAA の特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則による仲裁、もしくは特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あつせん）規則による調停であれば、事案の性質にもよるが、もっと迅速に手続を進められたのではないかとかんがえる。ただし、仲裁及び調停を利用する場合は、相手方との仲裁合意及び調停合意が必須となる。また、スポーツ仲裁の多くには法的執行力がないところが悩ましいところである。

3.6.3 サッカードーピング問題から考える問題点

この事案は、2007 年 11 月にチームドクターが JSAA に J リーグを被申立人としてスポーツ仲裁規則による仲裁を申立てた事案である。しかし、同年 12 月に J リーグは「制裁対象ではないドクターによる申立ては受け入れられない。また問題は解決している。」という理由で、申立てを受けなかった。仲裁合意が得られなかったために、ドクターの申立てによる仲裁は、JSAA の手続きとして進められなかった。その後、我那覇本人が仲裁申立てを表明し、JSAA での仲裁手続きを用いて、紛争の解決を希望したが、J リーグは CAS での仲裁手続きであれば仲裁に合意をするということで、結果的に CAS で解決をした事案である。この事案は発生から CAS での解決まで、13 か月かかっており、加えて最終的に CAS で手続きを進めたために莫大な費用がかかっている。

ここで問題となるのは、2 点ある。1 点目は、J リーグが仲裁条項を採択していなかったことである。採択していれば、ドクターや我那覇の仲裁申立ては迅速に行うことができ、手続きも短期間で終了したと考えられる。また費用についても申立料金 50,000 円で行うことができる。さらに、言語は日本語で行うことができ、双方にとってもメリットであると考えられる。

もう 1 点は、JFA（財団法人日本サッカー協会）及び J リーグが JADA に加盟していれば、J リーグ独自のドーピングルールを適用せず、全世界的に統一された WADA の THE WORLD ANTI-DOPING CODE（以下 WADC とする。）と同様の JADA コード²⁹に則りドーピング違反についても判断できたことになる。その場合、JADA のドーピング違反決定に対して、不服がある場合は、JSAA のドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則による仲裁を利用し、上訴することが可能である。さらに、同規則には、「日本ドーピング防止規程に基づいて不服申立てを行う限りにおいて、仲裁合意は存在しているものとみなす。

²⁹ 当時は日本ドーピング防止規程施行前であった。

³⁰」という規定があり、自動的に手続きに進むことができる。なお、プロスポーツについては各々別の規則を用いている競技³¹も多いが、世界的にはプロスポーツでも各国のドーピング防止機関に加盟していることが多いのである。

3.6.4 プロスポーツとドーピング

露鵬と白露山 2 名の力士の大麻問題について、日本相撲協会のアンチ・ドーピング委員会は、「禁止薬物リストは世界反ドーピング機関（WADA）規定に準じ、大麻以外の罰則も相撲協会ですら独自に決める。」と日本アンチ・ドーピング機構の専門委員でもある大西祥平委員はコメント³²しており、相撲界も野球、サッカーと同様に罰則規定（制裁規定）の独自ルール作成を示唆した。

プロスポーツとアマチュアスポーツにおいて、ドーピングに関し手続と規則が異なることは、世界的にみると実は少数派である³³。プロスポーツでは大麻のドーピング違反について厳罰を科している例があるが、WADC はその点を含め、競技者の権利を守ることにも配慮している。例えば、WADC は規則で規定されている制裁以上を、別に科すことは禁止されており、それに対して上訴が可能である。WADC の規定は、毎年 1 回開かれる WADA の会議で議論され、約 4 年ごとに改訂される。日本においては、WADC をもとにした日本ドーピング防止規程が施行され、同規程に基づきドーピング防止規則違反が決定される。

残念ながらプロスポーツに関して、日本はドーピングの認識が世界と逆行している部分があると考えられる³⁴。

³⁰ ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第 4 条

³¹ NPB アンチ・ドーピングガイド 2008 5. 制裁参照のこと。NPB は、日本野球機構である。
(<http://www.npb.or.jp/anti-doping/chapter5.html>)

「特別委員会」は、アンチ・ドーピング規則違反をした選手および関係者、球団に対して、制裁をかけることができます。

その個人に対する制裁の基準となる種類は、以下の 4 つです。

- 1) 譴責（けんせき）：始末書を取り、将来の戒め（いましめ）とする
- 2) 一定期間の出場資格停止（1 試合以上 10 試合以下の公式試合の出場停止）
- 3) 一定期間の出場資格停止（1 年以下の公式試合の出場停止）
- 4) 無期限の出場資格停止

なお、「特別委員会」は、ドーピング検査の結果に基づき、その選手が所属する球団の関係者の関与が認められた場合は、その球団に対し、1,000 万円以下の制裁金をかけることができます。

³² 産経ニュース 2008 年 9 月 17 日

³³ 参考資料 6 を参照のこと。

³⁴ 参考資料 7 を参照のこと。

4 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）への利用者側のニーズ

4.1 調査方法

利用者のニーズということで、競技者等や競技団体から直接、生の声を聞き、取材をしており、加えてスポーツを第3者の視点で見ているスポーツ記者に、「JSAAの今後」というテーマで、3つの視点から話を聞いた。スポーツ記者は、JSAAで取り上げた事案に関して取材をしている。時には、スポーツ界で問題となっていることを「JSAAで解決できないか。」と記者が相談に来ることもある。スポーツ記者は、スポーツ界で起こった問題について、論点を投げかける役割も持っている。また、スポーツ記者が書いた記事や取材した事件を、読者が読むことによって、情報の源となり、その事案を考える材料となる。そんな「選手」「団体」「ファン」3つの接点を持っているスポーツ記者を利用者と想定し、現状の問題点から、JSAAがさらなる発展をするためのポイントを取材した。

今回ご協力頂いたスポーツ記者は、以下4名である。

回答者：読売新聞東京本社運動部 A氏

調査日：2008年12月22日

調査方法：インタビュー

回答者記者歴：1991年4月から現在まで。担当は陸上、レスリング、その他オリンピックスポーツ、JOC、JASAの組織取材。担当面はスポーツ面。好きなスポーツは、陸上、野球、サッカーなどスポーツ全般。

回答者：読売新聞東京本社 B氏

調査日：2008年12月27日

調査方法：インタビュー

回答者記者歴：9年間運動部記者。シドニー五輪前1999年に運動部に異動となり、日本韓国共同開催の2002年FIFA(国際サッカー連盟)ワールドカップ時はサッカー担当となった。その後アテネ、北京と五輪担当になり取材を続ける。現在は支局に異動し、社会面等を担当している。9年間の運動部記者当時の担当は、陸上競技であった。個人的に好きなスポーツは、学生時代から続けているサッカーである。

回答者：産経新聞運動部 C氏 調査日：2008年12月30日

調査方法：電子メール

回答者記者歴：1991年入社、水戸支局、社会部などを経て1998年5月から運動部。シドニー、アテネ、北京五輪を取材。現在の担当としてはJOC、陸上など一般スポーツ。

回答者：(社)共同通信社 D氏

調査日：2008年12月30日

調査方法：インタビュー

回答者記者歴：運動部記者歴は10年ぐらい。運動部当初から2002年FIFAワールドカップ等サッカー担当、その後野球担当を経て、2005年アテネ五輪から五輪担当となり今に至る。

4.2 調査項目

質問事項

1 スポーツ紛争について

- 1-1. 2003 年から現在まで記憶に残るスポーツ紛争は何ですか？
- 1-2. JSAA で解決できたらよかったと思う紛争はありますか？

2 JSAA について

- 2-1. JSAA のイメージを教えてください。
- 2-2. JSAA は使いやすいと思いますか？
- 2-3. JSAA は選手よりもしくは団体よりだと思いますか？
- 2-4. 競技者等の認知度はどれくらいだと思いますか？
- 2-5. スポーツ仲裁とスポーツ調停という手続きはわかりやすいですか？

3 JSAA の今後について

- 3-1. JSAA は必要だと思いますか？
- 3-2. JSAA が活用されるためにはどうすればいいと思いますか？
- 3-3. JSAA に他にどんな制度があったらいいと思いますか？

以上

第 1 に、「スポーツ紛争について」というテーマを取り上げた。前章にてメディアで取り上げられている様々なスポーツ紛争を含め、特に印象に残っている事件やスポーツ紛争の問題点を語ってもらった。なお、質問 1-1. は途中から「近年記憶に残るスポーツ紛争は何ですか。」に変更した。

第 2 に、「JSAA について」ということで、現在の JSAA についての印象や活動について、問題点を含め、話を聞いた。

第 3 に、「JSAA の今後について」として、現状を踏まえた JSAA の今後の活動、問題点の克服、改善点など、より発展するためのアイディアを出してもらった。

3 つの大きなテーマにそって話を進めたので、個別の質問には必ずしも回答されていないところもある。また、個別の質問にそれほどのこだわりはなく、結果的に自由に話をしてもらった部分もある。

4.3 調査結果

4.3.1 スポーツ紛争について

1-1. 2003 年から現在まで（近年）記憶に残るスポーツ紛争は何ですか？

「我那覇事件。」（B 氏）

「我那覇選手のドーピング問題。」（A 氏）

「オリンピックでのドーピング問題。ガトリンやマリオン・ジョーンズなど、スーパースターが薬に汚染されているということは非常に残念であるし、裏切られた気持ちである。」

（B 氏）

「国内ということでは、JSAA では処理されませんでした。サッカー我那覇問題。パネルが開かれたということでは、馬術・加藤の代表選考問題でしょうか。」（C 氏）

「国内に限らなければ、今年のハンドボール五輪予選問題」 (C 氏)
「千葉すず選手の件、我那覇選手の件、ハンドボールの件。」 (D 氏)
「CAS に関することであれば、北京五輪のため北京に滞在中に記者会見に臨んだりした。」 (D 氏)
「国外でのスポーツ紛争はドーピングをはじめ増えているような気がする。」 (D 氏)
「日本でのスポーツ紛争は増えておらず停滞している。」 (D 氏)

1-2. JSAA で解決できたらよかったと思う紛争はありますか？

「我那覇事件は、J リーグ側が仲裁を受けなかったのは問題だと思う。」 (B 氏)
「馬術の件は、仲裁合意があり、手続きが進み判断が出たので、うまく機能したと思う。」 (B 氏)
「千葉すず選手の件は、CAS という存在を知らしめた必要なものだったと思った。」 (B 氏)
「サッカー我那覇。我那覇は CAS へ提訴し、多大な費用がかかった。JSAA で扱えれば、双方にとってメリットはあったと思います。」 (C 氏)
「我那覇事件については、資金的にも手続的にも CAS で行うより JSAA で行ったほうが利点はあったのではと思う。J リーグは JSAA のレベルと CAS のレベルを比較していたが、大きな差があるとは思わない。」 (A 氏)

4.3.2 日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) について

2-1. JSAA のイメージを教えてください。

「JSAA は外圧や第 3 者の目である。」 (B 氏)
「裁判員制度も同様であるが、人が人を裁くことに抵抗感を持っている人は多い。」 (B 氏)
「案件は少ない。何をやっているのかわかりにくい。」 (B 氏)
「いまだ国内においては、存在が確立し切れていない。」 (C 氏)
「国内唯一の中立機関。」 (A 氏)
「どれだけ活動をしているのか不透明。」 (A 氏)
「ホームページは硬いイメージ。情報を探すのは難しい。」 (A 氏)
「競技団体は JSAA に任せて大丈夫なのかと思っているところはあると思う。」 (A 氏)
「スポーツの公正中立な裁きをするところ。」 (D 氏)
「敷居が高い。気軽に行けない。」 (D 氏)
「説明不足。」 (D 氏)

2-2. JSAA は使いやすいと思いますか？

「同じ競技団体の中での申立てというのが難しい。」 (B 氏)
「選手は申立をする時に勇気がいる。」 (B 氏)
「競技団体は申立てがあった場合団体イメージが悪くなるので、申立てられることを恐れている。」 (B 氏)
「自働的に申立てが受理されないと、手続きが流れず、選手がかわいそうである。」 (B 氏)

氏)

「仲裁条項を持つ競技団体が少ない現状では、使いやすいとはいえない。」 (C 氏)

「使いにくい。」 (A 氏)

「フォームに打ち込んで簡単に書類が作成出来き、必要な添付書類がすぐにわかるように書かれているような利便性があるといい。」 (A 氏)

「入口の段階で手続が進まないと使いにくい。」 (D 氏)

2-3. JSAA は選手よりもしくは団体よりだと思いますか？

「選手側が訴えても、仲裁条項等がなく、テーブルにもつけない現状では、団体より、と言われても仕方がないとも思います。また JSAA を想定し、各 NF が裁量権を担保する規定を明記しだした場合に、どんな判断が出るのか、判断という点では、まだ分かりません。」

(C 氏)

「選手より、団体よりはない。基本的には選手の権利を保障する存在である。」 (A 氏)

「JSAA 理事はスポーツ法にあまり明るくない人が多いのかも。」 (A 氏)

「理事の構成においては、バランスは悪くない。」 (A 氏)

2-4. 競技者等の認知度はどれくらいだと思いますか？

「選手の中でも同じ競技の申立てがあつたりすると、選手同士で話題に上ったりするので、認識されてきている。」 (B 氏)

「何となく存在をしっている選手は半分ぐらい。どういう手続きで、どういった案件をどう処理するのかまで認識している選手はほとんどいないのではないか。またスポーツの素人が現場のことを何も分からないで、判断する、と思われているのはマイナス。」 (C 氏)

「メディアでの露出は少ない。逆に CAS は有名である。」 (A 氏)

「ほとんど紙面に掲載される機会がない。」 (A 氏)

「体育大学や体育学部またはスポーツ学部がある大学で、スポーツ仲裁について、学生に講義などでアピールをする。」 (A 氏)

「競技団体への説明へは機構長が定期的に出てきて行う必要がある。」 (D 氏)

「競技者等が申立てを行うということは、報道関係者に報道される覚悟をもって申立てをおこなっている。」 (D 氏)

「事案の性質による。ケースバイケースに申立等あった場合は、オープンにする必要がある。」 (D 氏)

2-5. スポーツ仲裁とスポーツ調停という手続きはわかりやすいですか？

「手続きが分かりにくい。なじみがない。」 (B 氏)

「言葉が分かりにくい。仲裁と調停の違いについては、選手も理解していないのではないか。」 (B 氏)

「スポーツ関係者が集まった席で説明会を行う必要がある。」 (B 氏)

「現状では、区別できている選手、団体は多くないと思う。そういう意味では分かりにくい。区別できていないから、扱い案件も増えないのかもしれない...。」 (C 氏)

「仲裁と調停がどれくらい違うのかわからない。」 (A 氏)

「法律用語の受け止め方は難しい。」（A氏）

「じっくり読むことは面倒臭いので、スッと見て意味がわかるように工夫すべきである。例えばケースをあげたりする。」（A氏）

4.3.3 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の今後について

3-1. JSAA は必要だと思いますか？

「必要だと思う。」（A氏）

「必要だと思う。」（B氏）

「必要だと思います。」（C氏）

「必要だと思う。」（D氏）

3-2. JSAA が活用されるためにはどうすればいいと思いますか？

「競技団体の中でも弁護士など法曹関係者つながりをつかって内部から JSAA の情報を発信していくとよい。」（B氏）

「一般の人にあんまり認知されていない。（調停規則について認証を得た）ADR 法についてもあまり申請する人がいないようで、一般の人に浸透していないようである。」（B氏）

「スポーツと法律に目を向けさせることは大事。他の説明会を利用するなどして、過去の事例、ドーピングなどと絡ませて説明すると意識付けとなっていくのではないかな。」（B氏）

「自動受諾条項を取り入れる競技団体をもっと増やす。」（B氏）

「まずは各 NF 等に仲裁条項を盛り込ませないと、いけない。6 でも答えましたが、認知度、信頼度を向上させないと活用できない。」（C氏）

「各競技団体がすべて加盟することが重要。」（A氏）

「JSAA があることでスポーツ界がクリーンになるという意識の共有。」（A氏）

「裁判のように申立てがあったら必ず受理をするというような制度になっていかないと、活用されない。競技団体によって、応じない団体と応じる団体があることはどうなのか。」（A氏）

「JSAA の活動状況を知らせる。仲裁判断、新規事業開始の際プレスリリースを積極的に行う。」（A氏）

「相手の同意が得られるのであれば、申立の時にプレスリリースを行う。」（A氏）

「ドーピング防止活動とともに JSAA について周知徹底させる。」（A氏）

「JSAA の説明をしっかりと行い、アピールしないと、理解されない。」（D氏）

「一般の人にもわかるように伝える必要がある。」（D氏）

「自働受諾条項採択団体数の割合を上げる必要がある。」（D氏）

「仲裁条項を採択していない団体へ集中的にアプローチを行う。」（D氏）

3-3. JSAA に他にどんな制度があったらいいと思いますか？

「JSAA にという形ではないが、スポーツ界特にアマチュアスポーツにも選手会を作り、種目や競技の垣根を取り払い様々な情報をやり取りし、一選手の大きな力になれるような組織ができるとよいのではないだろうか。」（B氏）

「スポーツ法の弁護士が紛争解決の手伝いをしてくれる必要がある。」（B氏）

「自分も JSAA に精通している訳ではないので、すぐには浮かばないです。まずは仲裁、調停で確固たる地位を確立させてほしい。そのためにはもっと積極的に NF と接触して信頼を勝ち取って欲しい、と思います。」（C氏）

「JSAA は現在ある規則を使いきっていない状況。」（A氏）

「CAS の諮問意見（advisory opinions）という制度があってもよいのかもしれない。競技団体の中で判断が難しい場合に、指導的立場で法的なアドバイスを含む意見を示唆することによって、信頼を勝ち取ることができるかもしれない。現に、仲裁判断でも付言という形で、強制力はないが意見していることが多い。」（A氏）

「選手が JSAA の存在を知ることができるように、いろいろな手段を使って情報を提供する必要がある。」（A氏）

「紛争の取扱いレベルをトップクラスのスポーツだけではなく、草の根レベルのスポーツにも広めて、それをアピールしたらどうか。」（D氏）

「CAS のように、申立て、ヒアリングの期日決定、判断などが出されたら、ニュースリリースのように電子メールが流れるような仕組みを作れば情報を提供できる。」（D氏）

「理事会の日時をプレスリリースし、理事会は非公開でもよいが、そのあとで理事が記者に話をできるようにする。」（D氏）

5 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の課題

5.1 事案件数の少なさ

表 12・JSAA の取扱事案数

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008 ³⁵
仲裁申立受理事案	3	2	2	1	0	1
仲裁判断数	3	2	1	1	0	1
仲裁申し立て取下事案	0	0	1	0	0	0
仲裁不応諾事案	2	1	0	0	2	0
調停申立受理事案				0	1	2
和解成立事案				0	0	2
調停不調事案				0	1	0
調停不応諾事案				0	1	0
他の解決手段を利用した事案	2	1	4	2	2	1
その他の相談事案	5	8	9	8	6	6
取扱事案総数	12	11	15	11	12	10

（出所）筆者作成

JSAA について、記者 4 名に取材を行ったところ、4 名全員事案数が少ないことに言及した。記者等は、表 12 の「取扱事案総数」ではなく、「仲裁判断数」をみて、事案数が少ないと指摘している。「その他の相談事案数」は 5～10 件ぐらいであるので、相談はしたが、仲裁申立てや調停申立までいかなかったという事案が多いのだと判断する。

「6 諸外国のスポーツ紛争解決機関」の 6.1 で CAS の事案件数について取り上げている。2007 年 1 月から 12 月までの 1 年間で、252 件仲裁申立て³⁶があり、そのうち 62 件仲裁判断が出ている。

事案が多ければ、それぞれの判断の積み重ねが生じ、それが実績となる。しかし、仲裁申立をしても、仲裁合意がないため仲裁手続に進めず、仲裁判断が出されないケースも数件見ることができる（表 12「仲裁不応諾事案」参照）。

5.2 競技団体等の理解不足

前章にて、表 12 の「仲裁不応諾事案」「調停不応諾事案」について、問題であると指摘した。ここでの一番の原因は、相手方である被申立人の理解が不足していることである。両当事者が、仲裁手続や調停手続によって紛争を解決するということに同意しなければ、手続

³⁵ 2008 年上半期までのデータである。

³⁶ 仲裁事案には、通常仲裁、上訴仲裁、アドホック仲裁（オリンピック等の大会開催時に特別に作られ、申立から 24 時間以内に判断を出す手続。）等が合算されている。

きを進めることは不可能であり、強硬に進めたとしても結果的に結論（仲裁でいえば仲裁判断、調停でいえば和解）の履行は望めない。そのため、相手方にも、仲裁や調停は有効な解決手段であるということを、理解してもらう必要がある。

先のスポーツ記者への取材の中で、「4.3.2 日本スポーツ仲裁機構について」において、B氏は「裁判員制度も同様であるが、人が人を裁くことに抵抗感を持っている人は多い。」「競技団体は申立てがあった場合団体イメージが悪くなるので、申立てられることを恐れている。」と言った競技団体側の仲裁や調停に対する受取り方を説明している。

表 13・スポーツ仲裁自動受諾条項の採択状況(2007 年 6 月 22 日現在)

	採択済	未採択	不明	合計	採択率(%)
JOC・日体協	2			2	
JOC 加盟・準加盟団体*	25	22	7	54	
日体協加盟・準加盟団体**	3	8	1	12	
小計	30	30	8	68	44.1%
都道府県体協	4	40	3	47	
日本障害者スポーツ協会		1			
日本障害者スポーツ協会加盟・準加盟団体	9	18	18	45	
小計	13	59	21	93	14.0%
合計	43	89	29	161	26.7%

*日本スポーツ芸術協会を除く。

**重複を避けるため、JOC加盟・準加盟団体及び都道府県体協を除く。

※不明(赤字)に関しては直接架電し、確認を取っているか、もしくは連絡待ち。

(出所)JSAA ホームページ、仲裁条項採択状況より転載

表 13 は、2007 年 6 月 22 日現在のスポーツ仲裁自動受諾条項採択状況である。スポーツ仲裁自動受諾条項というのは、仲裁申立てがあれば競技団体は受諾するということを明記してある規定のことである。つまり、ある競技団体が仲裁条項を採択している場合、選手から仲裁申立てがあると、自動的にその申立てを受理することができ、手続きに進むのである。一般的に下記のような文言で規定されるもしくは理事会で承認されることが多い。ただし、必ずしも下記文言である必要はなく、競技団体内部の判断機関がした決定のみが対象になることや、取り扱える事案が競技団体ごとに限定されていることもある³⁷。

…競技またはその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

5.3 紛争取扱範囲が限定的であること

前章スポーツ記者 D 氏発言の「紛争の取扱いレベルをトップクラスのスポーツだけではなく、草の根レベルのスポーツにも広めて、それをアピールしたらどうか。」という点を検討

³⁷ JSAA-AP-2005-001 号仲裁事案。被申立人である日本ローラースケート連盟（現在、日本ローラースポーツ連盟と名称を変更した。）の倫理規程第 8 条は、「本連盟の倫理委員会の行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従って行う仲裁により解決することができる」と定めている。

する。

まず、下記図 9 は現在 JSAA が取扱うスポーツ紛争の対象を表している。

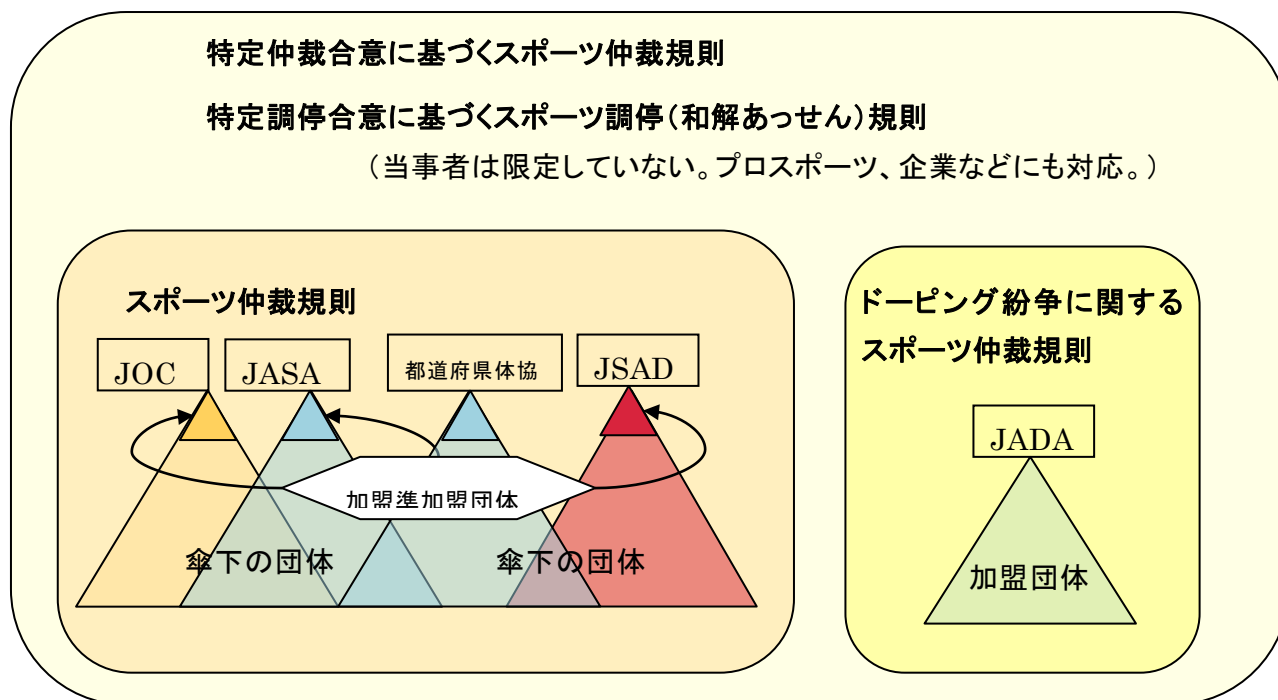


図 9・JSAA が取扱う対象競技団体

（出所）筆者作成

スポーツ仲裁規則は施行から 5 度の改正を重ねており、2003 年の施行当初は JOC、JASA、JSAD の加盟準加盟団体のみが被申立人である事案に限定していた。しかし、現在では図 9 を見てもわかるように、加盟団体準加盟団体だけではなく、その傘下の団体も対象となりうる。また、各都道府県体育協会についても国民体育大会の関係で、対象団体としており、各都道府県の競技団体、さらには市町村の競技団体も対象となっている。

ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則は JADA の加盟団体つまり、日本ドーピング防止規程を遵守している競技団体が対象となる。さらに、同規則第 4 条では、「本規程に基づく仲裁については、日本ドーピング防止規程に基づいて不服申立てを行う限りにおいて、仲裁合意は存在しているものとみなす。」と規定されており、仲裁手続が円滑に進めるよう規定されている。

特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則及び特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則は、当事者を制限する規定がない。そのため申立人も競技者等に限らず、被申立人もスポーツ仲裁規則で規定しているような競技団体に限定するといった制限がない。スポーツ仲裁規則によって申立てを行うことができない、対象とならない競技団体に対する不服申立てはこの規則で申立てることが可能である。

ただし、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則は、費用がスポーツ仲裁規則と大きく異なる。申立料金とは別に管理料金が請求され、その費用は請求金額又は請求の経済的価値に基づき算定され、最低でも 210,000 円となる。

従って、JSAA で相談を受けたときに、スポーツ仲裁規則による仲裁の対象とならない競技団体が相手方となる場合等は、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則による仲裁を利用することを案内しているが、料金が大幅に異なるために、現在のところ申立件数は 0 件である。通常スポーツ紛争には、選手選考問題など経済的価値の算定が困難な紛争が多く、その

ような紛争は 1,050,000 円の管理料金が規定されている³⁸。

なお、特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）規則は、申立料金 25,000 円と応諾料金 25,000 円であり、スポーツ仲裁規則と同様廉価で提供している。

5.4 広報の不足及び認知度の低さ

2008 年 11 月 8 日（土）に大阪弁護士会と共催で開催した第 16 回スポーツ仲裁研究会では、約 120 人の弁護士、都道府県体協関係者、関西圏在住の競技団体関係者が参加した。同研究会のアンケート（自由記述方式）では、42 名から回答があり、そのうち 15 名は「スポーツ仲裁及び調停制度を知らなかった。初めて知った。」と記入していた。

スポーツ記者の取材の時に、JSAA の認知度について、「何となく存在をしっている選手は半分ぐらい。どういう手続きで、どういった案件をどう処理するのかまで認識している選手はほとんどいないのではないか。」（C 氏）という意見や、「JSAA の説明をしっかりと行い、アピールしないと、理解されない。一般の人にもわかるように伝える必要がある。」（D 氏）という意見があった。つまり、JSAA は一般に広く浸透していない。また、JSAA の説明も十分ではないという認識がスポーツ記者にはある。

JSAA は、競技団体に対しての説明を行い、仲裁合意及び調停合意を事前に規則に盛り込んでもらうために、JSAA の仲裁や調停を理解してもらう必要がある。記者等の取材の中で、「案件は少ない。何をやっているのかわかりにくい。ホームページは硬いイメージ。情報を探すのは難しい。」（B 氏）「説明不足。」（D 氏）という意見もあり、一層努力の必要性が感じられた。

5.5 わかりにくい用語や使いにくい手続

JSAA で利用している規則や手続の中の用語について、「言葉が分かりにくい。仲裁と調停の違いについては、選手も理解していないのではないか。」（B 氏）という意見があった。JSAA の仲裁判断や規則は、弁護士や法学研究家によって書かれている。そのため、「法律用語の受け止め方は難しい。」（A 氏）という意見や、その中で使用している用語が分かりにくいという意見があった。また法律家を書いた文章を「じっくり読むことは面倒臭い」（A 氏）という認識を持っていることも分かった。

スポーツ仲裁手続及びスポーツ調停手続については、「使いにくい。」（A 氏）、「手続きが分かりにくい。なじみがない。」（B 氏）という意見がある。

JSAA に相談する人は、インターネットの検索を利用して JSAA の存在を調べ、アクセスしてくる人がいる。インターネット上に JSAA の情報を掲載していても、語句の説明などを掲載していないので、仲裁と調停の違いが理解しにくく、まずは電話をしてもっと簡単に確認したいという問い合わせもある。

5.6 財源の不安定さ

現在 JSAA は、JOC・JASA・JSAD から毎年 3,000,000 円ずつ拠出してもらい、合計 9,000,000 円で運営を行っている。他に、スポーツ仲裁シンポジウムを開催しており、その

³⁸ 特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁料金規程第 3 条 1 項 h

関係で協賛金を企業から得ている。加えてスポーツ仲裁の申立料金（50,000 円）及びスポーツ調停の申立料金（25,000 円）とスポーツ調停の応諾料金（25,000 円）による収入が主な財源である。

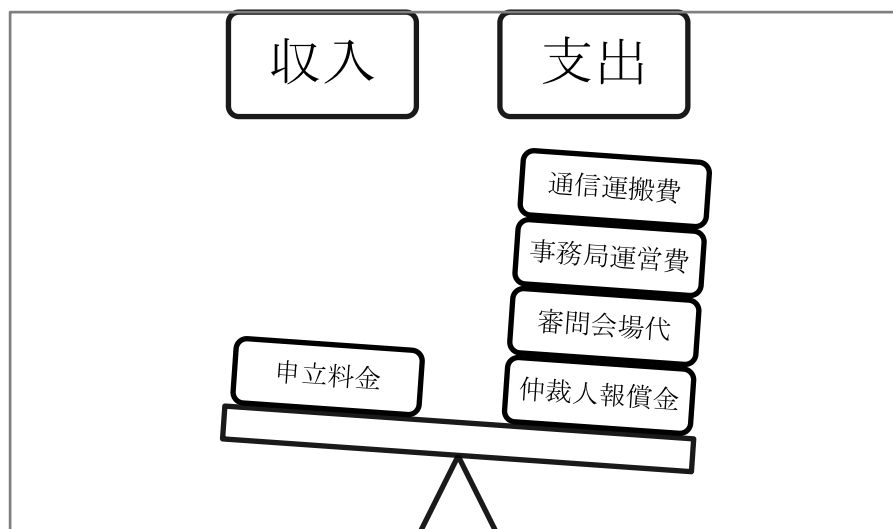


図 10・スポーツ仲裁規則による仲裁の収支例

（出所）筆者作成

ここで、主幹事業である「仲裁業務」を収支の面から分析する（図 10 参照）。例えば、スポーツ仲裁規則による仲裁申立てが 1 件発生したとする。その場合、50,000 円の申立料金が振り込まれる。しかし、規定上申立料金以外の支出は通訳、翻訳及び鑑定などを依頼しない限り、審問会場代、仲裁人の交通費及び報償金等は、JSAA が負担する。仲裁人報償金は原則 50,000 円である。緊急仲裁ではない通常仲裁である場合、パネルは 3 人の仲裁人で構成されるので、報償金は最低でも 150,000 円かかる。また、他にも会場代、事務局運営費、通信運搬代などの費用がかかる。そのため、仲裁事業費用は申立料金だけでは収支のバランスがとれず、拠出金から補填することになる。実際、JOC、JASA、JSAD からの拠出金は、各団体の加盟準加盟団体及びその傘下の団体に対する申立てについて、競技者等が低料金で申立てが可能になるように統括競技団体が、援助しているという理由で、拠出されているのである。

6 諸外国のスポーツ紛争解決機関

スポーツ紛争を解決する専門の紛争処理機関は、日本においてはJSAAのみである。しかし、海外には多くのスポーツ紛争専門の解決機関が存在している（表14参照）。

表14・諸外国のスポーツADR機関

国名等	名称	欧文表記	略称	設立年
(IOC)(ICAS)	スポーツ仲裁裁判所	Court of Arbitration for Sports	CAS	1984
アメリカ	アメリカ仲裁協会	American Arbitration Association	AAA	---
アメリカ	国際紛争解決センター	International Centre for Dispute Resolution	ICDR	1996
フランス	フランスオリンピックスポーツ委員会スポーツ調停人会議	CNOSF Conference des Conciliateurs	---	1984
イギリス	イギリススポーツ紛争解決パネル	UK Sports Dispute Resolution panel	SDRP	---
イギリス	紛争解決センター	Centre for effective Dispute Resolution	CEDR	---
ベルギー	ベルギースポーツ仲裁委員会	Belgian Arbitration Commission for Sport	BACS	---
イタリア	イタリアスポーツ調停・仲裁裁判所	Italian Court of Conciliation and Arbitration for Sport	---	---
オーストラリア	スポーツ紛争処理センター	Australian National Sports Dispute Centre	NSDC	1995
中国	中国スポーツ仲裁・調停ボディ	Chinese Sports Mediation and Arbitration Body	---	1995
日本	日本スポーツ仲裁機構	Japan Sports Arbitration Agency	JSAA	2003
韓国	韓国スポーツ仲裁委員会	Korea Sports Arbitration Committee	KSAC	2006
ニュージーランド	ニュージーランドスポーツ裁判所	Sports Tribunal of New Zealand	STNZ	2003
メキシコ	スポーツ上訴・仲裁委員会	Appeals and Arbitration Commission for Sport	CAAD	---
ギリシャ	スポーツ紛争和解最高評議会	Supreme Council of Sports Disputes Settlement	---	---
カナダ	カナダスポーツ紛争解決センター	Sport Dispute Resolution Centre of Canada	SDRCC	2004

（出所）齋藤健司「CAS 及び諸外国のスポーツ仲裁・調停」日本スポーツ法学会年報第15号、2008年51頁

6.1 スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sports、CAS）

6.1.1 経緯

1980年代初め当時IOC会長であったサマランチは、「スポーツ紛争の解決には独自の方式」という構想を抱いていた。そして1984年CASはIOCの下部機関として設立された。当時IOC委員であったムバイエは、CAS会長に就任した。CAS本部はスイスのローザンヌに置かれている。

10年間CASはIOCの一機関として存在していたが、CASの事案でCASの独立性を疑問視する申立てがあり、1994年IOCから独立して、ICAS（International Council of Arbitration for Sports、国際スポーツ仲裁理事会）というCASの運営をする理事会に当たるものが新設された。

同年ICASを含む新しいCASとIOC、ASOIF（Association of Summer Olympic International Federation、オリンピック夏季大会競技団体連合）、AIWF（Association of International Winter Sports Federation、オリンピック冬季大会競技団体連合）、ANOC（Association of National Olympic Committees、国内オリンピック委員会連合）それぞれの会長によってパリ協定が結ばれた。これによって、仲裁条項が締結されたことになる。

1996年CASはオーストラリアのシドニーとアメリカのデンバー³⁹に2つの支社を設置する。また同年、CASは夏季オリンピック及び冬季オリンピックに関するスポーツ紛争を24時間以内に解決するためのアドホック（ad hoc）仲裁手続を施行した。現在は、オリンピックに限らず、コモンウェルス大会やFIFAワールドカップにも、アドホック仲裁手続が導入されている。

³⁹ デンバーオフィスは1999年にニューヨークに移転している。

6.1.2 目的

ICAS の任務は、仲裁又は調停を通じてスポーツ関連の紛争解決を助長し、CAS の独立性及び当事者の権利を保護することである。この目的のために、ICAS は、CAS の運営及び財政を監督する。

6.1.3 紛争の範囲

- ・ 通常仲裁：商事上の紛争、その他スポーツの実践及び発展に関する紛争が対象
- ・ 上訴仲裁：懲戒機関、又は同種の連盟、連合若しくはその他のスポーツ団体の決定に対して、上記スポーツ団体の憲章若しくは規則または特定の協定が規定している範囲におけるドーピング関連紛争を含む紛争が対象
- ・ 勧告的意見：IOC、IF、NOC、IOC が認めた団体、及びオリンピック競技大会組織委員会（OCOG）の要請によって、拘束力のない助言的意見を与える手続
- ・ 調停：各当事者がスポーツに関連する紛争を解決する目的で、CAS の調停人の助力を得、他方の当事者と誠意をもって協議することを保証する調停合意に基づく、拘束力のない非公式の手続き

6.1.4 仲裁人・調停人

仲裁人は、世界 87 カ国から 300 名が名を連ねている。2002 年から FIFA が CAS を承認したことにより、サッカーに関する事案が増え、現在では通常の事案を扱う仲裁人とは別にサッカー専門の仲裁人という分類がある。

日本人の仲裁人は 4 名、特にサッカー関連事案担当仲裁人は、その内 1 名。調停人は 2 名登録されている。

6.1.5 件数

表 15・CAS の仲裁申立件数と勧告的意見数

STATISTIQUES / STATISTICS

TABLE 1

This table lists the cases submitted to the CAS since its creation. The year refers only to the date when the requests were filed, not when the awards or advisory opinions were published.

Année / Year	Demandes d'arbitrage enregistrées / Requests for arbitration filed	Demandes d'avis consultatif enregistrées / Requests for advisory opinions filed	Total	Demandes d'arbitrage ayant abouti à une sentence / Requests for arbitration leading to an award	Demandes d'avis consultatif ayant abouti à un avis / Requests for advisory opinions leading to an opinion	Total
1986	1	1	2	1	1	2
1987	5	3	8	2	1	3
1988	3	9	12	0	1	1
1989	5	4	9	1	0	1
1990	7	6	13	1	0	1
1991	13	5	18	4	1	5
1992	19	6	25	12	0	12
1993	13	14	27	6	1	7
1994	10	7	17	5	1	6
1995	10	3	13	6	2	8
1996	20	1	21	16	0	16
1997	18	2	20	10	0	10
1998	42	3	45	33	2	35
1999	32	1	33	21	1	22
2000	75	1	76	60	1	61
2001	42	0	42	28	0	28
2002	83	3	86	70	3	73
2003	107	2	109	82	1	83
2004	271	0	271	178	0	178
2005	194	4	198	132	3	135
2006	204	0	204	119	0	119
2007	252	0	252	62	0	62
Total	1426	75	1501	849	19	868

Comments:

- 1) The number of advisory opinion requests dropped sharply as of 1995, when the Code of sports-related arbitration came into force setting stricter criteria for to access to the advisory procedure.
- 2) The table includes the cases submitted to the CAS ad hoc divisions.

(出所)CAS ホームページ <http://www.tas-cas.org/statistics> より転載

上記表 15 の 1 番上の欄、左から仲裁申立件数、勧告的意見申立件数、合計を挟み、仲裁判断数、勧告的意見数、合計となる。

表 16・CAS の申立て等の内訳

TABLE 2

Cases submitted to the Court of Arbitration for Sport from the entry into force of the Code of Sports-related Arbitration (November 22, 1994) until 31 December 2007

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	Total
O	2	4	7	4	8	5	10	9	61	9	9	17	22	167
A	8	10	11	33	24	55	32	66	46	252	185	175	230	1127
C	3	1	2	3	1	1	0	3	2	0	4	0	0	20
AdHoc	0	6	0	5	0	15	0	8	0	10	0	12	0	56
TOTAL	13	21	20	45	33	76	42	86	109	271	198	204	252	1370
F	8	16	10	35	22	61	28	73	83	178	135	119	62	830
D	4	2	4	4	3	4	3	6	18	58	25	44	32	207
W	1	3	6	6	8	11	11	7	8	35	37	32	11	176
P	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	147	157

Abbréviations/Abbreviations:

O : Procédures ordinaires / Ordinary procedures

A : Procédures d'appel / Appeals procedures

C : Procédures consultatives / Consultation procedures

AdHoc : Procédures ad hoc / Ad hoc procedures

F : Procédures ayant abouti à une sentence ou un avis / Procedures leading to an award or an opinion

D : Procédures terminées par une décision du TAS autre qu'une sentence / Procedures terminated by a CAS decision other than an award

W : Affaires retirées / Cases withdrawn

P : Affaires en cours au 31.12.07 / Pending cases on 31.12.07

(出所)CAS ホームページ <http://www.tas-cas.org/statistics> より転載

6.2 フランス「CNOSF によるスポーツ調停制度」

6.2.1 経緯

フランスでは、全国スポーツ委員会（CNS）やフランスオリンピックスポーツ委員会（CNOSF）をはじめとする国内統括団体が紛争処理機関となるのが歴史的な傾向として存在していた。1975 年スポーツ基本法第 14 条第 1 項によって、CNOSF が仲裁（arbitrage）を行うことを定めた。

仲裁に関する規定は、十分な国会審議がないまま法案が可決され成立した。そのため、実際に 1984 年 3 月 16 日のモルトー事件コンセイユ・デタ判決という紛争が生じた際、1975 年に定めた仲裁制度に不備が露呈し、紛争が解決されず問題となった。

その後、世界的には 1983 年に CAS が設置される動きに伴い、フランスでは新たなスポーツ裁判制度の導入が検討され、1984 年同法第 19 条によって、調停（conciliation）を行うことを定めた。

1984 年に規定された調停制度は、1992 年同法 19 条に第 6 項⁴⁰が追加され、調停前置主

⁴⁰紛争が「スポーツ担当大臣の権限の委任を受けている連盟と関係がある場合には、当該紛争が公権力の特権の行使の範囲内で下された決定の結果であると、連盟の規約の適用のために下された決定であるとを問わず、すべての不服申立てに先立って CNOSF に付託されなければならない」

義が採用された。

6.2.2 目的

迅速で平和的なスポーツ紛争解決を目的とする。

6.2.3 紛争の範囲

CNOSF によるスポーツ調停は、対象とする紛争をスポーツ連盟、その加盟団体およびその登録証所持者の間で生じた紛争に限定している。また、申立人は、以下の 5 つに限定している。

- ・ スポーツ担当大臣から特定のスポーツ種目に関する競技会を指揮する権限を委任されたスポーツ連盟
- ・ CNOSF に加盟しているスポーツ連盟
- ・ 前 2 者の連盟の全国、州または県の機関
- ・ 前期のスポーツ連盟に加盟するスポーツ団体
- ・ オリンピック運動組織の全国、州または県のいずれかに所属している自然人または法人

なお、上記の紛争に当たらないもの、また申立人が上記 5 つに当たらない場合は、申立人の制限がない一般の調停手続を利用することも可能である。

6.2.4 調停の手続き

- ① 申立人は申立書を CNOSF へ受取通知請求書付書留郵便で送付。
- ② 調停人会議長が申立書受取後、8 日以内に申立て内容を審査し受理、不受理を決定。
- ③ 受理の場合は、受理通知と調停人通知を申立人に対して送付。
- ④ 選任された調停人は、相手方に申立書のコピーを送付し、答弁書の提出を求める。
- ⑤ 公判（非公開）に両当事者を招集。
- ⑥ 和解調書を調停申立の受理から 1 ヶ月以内に作成。
- ⑦ 両当事者が和解調書を受領して 1 ヶ月間両当事者から異議申立てがなければ調停成立。
- ⑧ 異議申立てがある場合は、裁判所または CAS に提訴可能。

6.2.5 調停人の資格

調停人は通常 13～21 名のメンバーで構成される。任期は 4 年間である。法的知識とスポーツ知識の両方を兼ね備えていることが調停人メンバーの条件である。もちろん守秘義務があり、独立した立場である。

1999 年の調停人メンバーでは 14 名で構成されており、この構成について齋藤⁴¹は、「調

⁴¹齋藤健司「フランスにおけるスポーツ紛争処理制度の形成」日本スポーツ法学会年報第 9 号、

停人の大半が、スポーツ連盟等の法律顧問を担当した経験があり、このような調停人の構成で調停人の中立性と自立性が保たれるのか疑わしい点もある。」と指摘している。

なお、2008 年 12 月現在、18 名の調停人メンバーである。出身は弁護士、判事、法学者、破産院の顧問やアドバイザーなど様々である。

6.2.6 件数

表 17・CNOSF 調停申立件数

年月	調停申立	不受理	調停	事前合意	調停成立	不成立	行政裁判
92-01	1353	257	1096	294	498	304	102
2002	194	40	154	36	72	46	15
2003	198	45	153	30	88	35	12
2004	263	60	203	30	115	58	22
2005	304	69	235	36	117	82	25
2006	266	62	204	23	107	74	14
2007	236	56	180	36	90	54	12
合計	2814	589	2225	485	1087	653	202

(出所)CNOSF のホームページおよび 2002～2007 年事業報告書から下記表を筆者作成

1992 年から 2007 年までの件数によると、調停申立てがなされた 2814 件のうち、21% は不受理として扱われ、残りの 79%は受理され手続きが進んでいる。

受理された 2225 件のうち、公判前に事前合意を得たのが 22%、公判後に調停が成立したのは 49%、不成立だったのは 29%である。つまり、和解が成立しているのは、71%である。

また、調停が不成立に終わった 653 件中、31%が裁判所に異議を申立てている。

6.3 ニュージーランド「Sports Tribunal of New Zealand」

6.3.1 経緯

2003 年に Sports Tribunal of New Zealand (以下、Sports Tribunal とする。)は、Sports and Recreation New Zealand (以下、SPARC とする。)議会から設立された。SPARC は、2003 年 1 月 1 日に、2002 年に施行された「ニュージーランドのレクリエーションとスポーツを推進する」法律に則って、設立された機関である。2006 年のスポーツドーピング防止規則で定められて、Sports Tribunal は独立した機関となった。ただし、Sports Tribunal と SPARC は、施設や経営については協力関係にある⁴²。Sports Tribunal メンバーは、その功績に関して SPARC から報酬が支払われている⁴³。

6.3.2 目的

2002 年

⁴² SPARC Statement of Intent 2008-11, p5

⁴³ SPARC Statement of Intent 2008-11, p50

Sports Tribunal は、国内競技団体及び競技者のように紛争に関与する人が、Sports Tribunal を利用して紛争を解決するために、費用的にも利用可能で、便利で、迅速にアクセスできることを目的としている。

6.3.3 紛争の範囲

2006 年にニュージーランド国内法であるスポーツドーピング防止規則が定められ、Sports Tribunal は、正式にドーピング違反に関する紛争を扱うようになった。他に、NSO (National Sports Organisation 国内競技団体) と NZOC (New Zealand Olympic Committee ニュージーランドオリンピック委員会) の決定に対する不服申立て(上訴仲裁)や、それ以外の競技であっても事前に仲裁合意がなされているもの、また SPARC 議会で取り上げられた問題などが適用対象となる。

6.3.4 仲裁の手続き

手続きの種類は紛争の種類によって 3 つに分かれている。

- ・ ドーピング防止規則違反
- ・ 不服申立 (上訴仲裁)
- ・ 他のスポーツに関係している紛争

それぞれに手続き方法が多少異なるが基本的には、下記の通りである。

- ① 申立て
- ② 手続きについての説明
- ③ 答弁書の提出
- ④ 事前聴聞会
- ⑤ 聴聞会
- ⑥ 判断

6.3.5 仲裁人メンバー

Sports Tribunal は、2008 年 12 月現在、8 名のメンバーで構成されている。8 名は、主に法曹とスポーツ経験者から選出されている。Sports Tribunal の議長は、退職した裁判官又は最高位の barrister (上級法廷で弁護ができる法廷弁護士) か solicitor (訴訟事務などの手伝いをする事務弁護士) でなくてはならない。各事案の聴聞パネルでは、通常 3 名がこの 8 名から選定される。1 名は必ず法曹界出身でなくてはならない。またこの 1 名が聴聞会の手続きを直接進める役割を担うことになる。

6.3.6 料金

ドーピング防止既定違反の仲裁は、申立料金は無料である。

不服申立 (上訴仲裁) は、申立料金 500 ニュージーランドドルである。

他のスポーツに関係している紛争の仲裁は、両当事者に対し、250 ニュージーランドドルかかる。

6.3.7 件数

表 18・Sports Tribunal 取扱い事案件数

年	判断件数	ドーピング	上訴	その他
2003	1	1	0	0
2004	6	4	2	0
2005	15	12	3	0
2006	22	14	8	0
2007	16	12	4	0
合計	60	43	17	0

(出所) Sports Tribunal のホームページ(<http://www.sportstribunal.org.nz/decisions-08/index.html>)より下記表を筆者が作成

ここで特徴的なのは、ドーピング防止規定違反の仲裁数が多く、2003 年から 2007 年までの判断件数のうち 72%を占めている。そして、ドーピング仲裁判断 43 件の内訳では、58%において Cannabis（大麻）が違反物質であった。

また、2004 年には Sports Tribunal で判断された事案が、CAS に上訴されている。この事案は、不服申立（上訴仲裁）で、NZOC の選手選考基準に対してなされた不服申立であった。

2007 年では仲裁事案 16 件のほかに 1 件調停手続によって解決に至ったケースがある。

6.4 その他の諸外国のスポーツ紛争解決機関

6.4.1 韓国

韓国では、2006 年に Korean Sports Arbitration Committee（以下、KSAC とする。）が設立された。それまで韓国国内のスポーツ紛争は、裁判機関で解決されることが多く、現在もその傾向は続いているようである。

表 19 は 2005 年までに裁判所で扱ったスポーツ紛争の件数である。なお、ドーピング事案については、韓国では刑法が対応している。そのため、表 19 の刑事訴訟はドーピング事案であるとわかる。

表 19・韓国のスポーツ紛争の件数

年	民事訴訟	刑事訴訟	行政訴訟	特許訴訟	合計
1981-1990	19	14	2	10	45(23%)
1991-2000	56	21	12	19	106(51%)
2001-2005.10	22	14	8	9	53(26%)
合計	97(47%)	49(24%)	22(11%)	38(18%)	206

(出所) Jang Jae-OK (Chungang University, Korea)

KSAC には、2008 年までに 1 件の仲裁申立てがあった。韓国で仲裁手続より、裁判手続が多く用いられている理由は、仲裁は仲裁合意が必要であり、かつ仲裁合意を相手方である競技団体から取得することは難しいためである。

6.4.2 イギリス

イギリスでは、Sport Resolutions (UK)という団体が存在している。設立経緯は、2007 年に Sport Resolutions (UK)の前身である Sports Dispute Resolution Panel (SDRP)の名称が変更され、それに伴いメンバーの変更、ドーピングの手續 (NADP)組織が組み込まれるなど大改革が行われた。

目的は、イギリス全土のスポーツが SR(UK)を利用できることである。現在、仲裁人メンバーは 65 名、調停人は 25 名、ドーピング仲裁専門担当は 16 名とホームページに記載されている。運営は 8 名の理事のもとで行われている。取り扱う紛争種類は、懲戒処分、選手選考、ドーピング、商事関係、資格など多岐にわたっている。

7 今後の日本スポーツ仲裁機構（JSAA）のあり方

7.1 問題・紛争の抑止

「JSAA は必要である。」これは、4 人のスポーツ記者の一致した意見である。JSAA が存在することで、国内のスポーツ問題・紛争を相談する場所が存在し、また相談するだけでなく、具体的な解決手段を JSAA が備えていることは、評価されていると感じた。

具体的な事案であれば、2005 年 6 月、陸上男子 1 万メートルの世界選手権（8 月、ヘルシンキ）代表選考で、選考基準の上位の条件を満たした大森輝和（くろしお通信）が落選し、下位の三津谷祐（トヨタ自動車九州）が選ばれた問題で、日本陸連は同月 10 日、同種目の代表を再選考すると決定したという異例の事案があった。最終的に、両者が参加標準記録 A（27 分 49 秒 00）を突破したため、2 人とも世界選手権の出場が決定した。この件で、大森が落選した際、JSAA に仲裁申立てをすることを検討しているという記事が掲載⁴⁴された。日本陸連は JSAA の仲裁申立てに至る前に、再選考を決定した事案であり、JSAA が存在することで抑止力となった例である。

7.2 介入が不可欠な紛争の取扱い

競技団体には裁量権があり、その裁量権に基づいて、各競技の専門家である競技団体が、規則規程基準に則り運営及び決定を行っていく。JSAA は、裁量権の逸脱、特別ルール適用、もしくは間違った規則による運営などにより、競技団体が行き過ぎた決定や、私的な判断が含まれた決定等に対し、不服であるという声を上げることができる場として存在している。

これまで、日本の競技団体では、運営側に意見すること、もしくは指導者に意見をすることは、極力慎まれてきた傾向にある。しかし、競技者にも権利があり、疑問に思ったことを伝えられ、主張できる手段としてスポーツ仲裁手続及びスポーツ調停手続の利用が重要視されている。

スポーツは明確なルールに則って実施されており、そのルールが公正に運用されない場合、スポーツの持つ魅力や力が十分に発揮されない。ルールが公正に働く、競技者が競技に専念出来る透明性の高いスポーツ環境の発展を JSAA は目指している。

7.3 競技団体の制度への理解

スポーツ記者への取材の中で、一番言及されたのは、競技団体がスポーツ仲裁又はスポーツ調停制度を理解することの重要性であった。仲裁が申立てられた場合、自動的に仲裁を受理する仕組みである仲裁条項の採択について、採択団体数が少ないことがスポーツ記者等に、懸念されていた。

「裁判のように申立てがあつたら必ず受理をするというような制度になっていかないと、活用されない。競技団体によって、応じない団体と応じる団体があることはどうなのか。」
（A 氏）

A 氏の発言の通り、仲裁は裁判と異なり仲裁合意が存在しないと手続きに進めない。仲裁

⁴⁴ 参考資料 17 を参照のこと。

が裁判と同じように機能するためには、あらかじめそれぞれの競技団体から、仲裁合意を得ておくことが重要である。

CAS では、1994 年 IOC から独立し、ICAS が新設され、同年パリ協定が結ばれた。このパリ協定が仲裁条項の役割を担っている。フランスの CNOSF によるスポーツ調停制度では、法律によって調停前置主義が明記されている。

このように、法律などで包括的に仲裁合意及び調停合意を得ることも 1 つの案として重要ではあるが、最終的に利用者、つまり競技者及び競技団体の理解が得られない限り、制度が円滑に運用されることは困難であると考ええる。

CAS においても、2001 年に IAAF (International Association of Athletics Federations、国際陸上競技連盟)が、続いて 2002 年に FIFA が CAS を承認することとなった経緯がある。

JSAA は、これからも競技団体に説明を行い、制度への理解を進め、仲裁条項を採択してもらえるように引き続き努力をする必要がある。

7.4 競技者組織の育成と JSAA 内のバランスの提案

「同じ競技団体の中での申立てというのが難しい。選手は申立をする時に勇気がある。」

(B 氏)

競技者が申立人、競技団体が被申立人となるスポーツ仲裁規則による仲裁手続は、力関係に差異があることが多い。スポーツ界は、体育会系気質を尊重しており、先輩後輩の関係を重んじるところもあり、競技をする競技者と、競技を経験してきてその競技団体でも権威ある地位にいる役員又は指導者では、力関係に差が生じている。

「スポーツ界特にアマチュアスポーツにも選手会を作り、種目や競技の垣根を取り払い様々な情報をやり取りし、一選手の大きな力になれるような組織ができるとよいのではないだろうか。」 (B 氏)

スポーツ記者 B 氏はそういった力関係の差異を埋めるために、競技者による集まりである選手会（競技者組織）を、アマチュアスポーツに取り入れたらどうだろうかと提案する。プロ野球や J リーグで、発足している選手会は、球団やチームに対する 1 つの力として、プロ野球界もしくは J リーグ界のバランスの 1 つを担っている。

そういった競技者組織の存在がスポーツ界でも 1 つの重要な組織として、JSAA にもいいバランスを提案できると、JSAA としてもさらに公正中立な組織として飛躍するものと考ええる。

JSAA は、2009 年 4 月 1 日に一般財団法人設立に向けて準備をしており、新法人の評議員には、競技者代表として、新たに特別非営利活動法人日本オリンピックズ協会（以下、OAJ とする。）理事長を迎えることを検討している。OAJ はオリンピックに出場した選手、役員等が加盟する世界組織であり、オリンピックムーブメントを伝えるため、活動をしている競技者出身者が集まって運営している団体であり、JSAA としては、より一層競技者に近い立場を組織の仕組みとして取り込む形となったと考えている。

7.5 競技者の仲裁調停費用の確保

CAS に申立てをした我那覇は、手続きがすべて英語で行われ、莫大な仲裁費用が発生したと報じられた。そのため、我那覇はその仲裁費用について、選手会を通して寄付を募り、補填を試みている。

JSAA で仲裁や調停を申し立てる場合、相手側となる競技団体は代理人として弁護士に委任をすることが多い。そのため、競技者等についても、仲裁や調停手続上力関係に差が生じないように、代理人をつけることを JSAA では推奨している。ただし、競技者は競技団体と比べ代理人費用などについて、不安を抱えている場合も多い。また、弁護士に代理人を頼むという行為に不慣れな場合が多いので、積極的に利用することは避ける傾向にある。

そういった費用の面で、競技者組織によって基金を設立し、仲裁調停費用を賄うことができる仕組み作りを行うことや、いつでも弁護士に相談できる制度作りを検討していくことで、競技者が気軽に申立てを行える助けとなるのではないかと考える。

7.6 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の広報の強化

JSAA の利用者の多くは、競技者等及び競技団体等である。その利用者である競技者等や競技団体がスポーツ仲裁制度やスポーツ調停制度を知らない場合も多い。さらに、一般の人においては、JSAA の存在についても知らない場合が多いと予想される。

「メディアでの露出は少ない。逆に CAS は有名である。」（A 氏）

「案件は少ない。何をやっているのかわかりにくい。」（B 氏）

「いまだ国内においては、存在が確立し切れていない。」（C 氏）

「一般の人にもわかるように伝える必要がある。」（D 氏）

「どれだけ活動をしているのか不透明。」（A 氏）

「一般の人にあんまり認知されていない。（調停規則について認証を得た）ADR 法についてもあまり申請する人がいないようで、一般の人に浸透していないようである。」（B 氏）

「ほとんど紙面に掲載される機会がない。」（A 氏）

スポーツ記者の意見で、JSAA についてうまく一般の人に浸透しておらず、認識されていないことが仲裁判断数などの取扱件数の伸び悩みに影響しているのではないだろうかという意見もあった。つまり、利用者を含め日本の中で広くスポーツ仲裁調停制度が認識されることで、全体として理解が進み、最終的には活発に利用されていくという図式が望まれるのではないかと考えている。

「体育大学や体育学部またはスポーツ学部がある大学で、スポーツ仲裁について、学生に講義などでアピールをする。」（A 氏）

JSAA について理解を深めるための広報案として、教育に取り入れるという考え方が A 氏から提案された。現在いくつかの大学では「スポーツ法学」などという授業を取り入れているところもみられる。大学に限らず、義務教育の段階で教科書に CAS や JSAA の説明を入れるなどして、スポーツ仲裁調停制度に親しむことから始め、スポーツ紛争に直面した時にすぐ JSAA を利用することを思いつくことが理想である。

7.7 安定的な財源の確保

「まずは仲裁、調停で確固たる地位を確立させてほしい。」（C 氏）

「JSAA は現在ある規則を使いきっていない状況。」（A 氏）

JSAA がこれから発展するためには、現在行っているスポーツ仲裁手続及びスポーツ調停手続を忠実に積み重ねていく必要がある。そのためには、現状のままではなく、利用しやすいように説明を加え、広報の強化を図る必要がある。したがって、現状を維持し、さらに理

解を深めるためには、安定的な資金が不可欠である。

「5 日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の課題」でも触れたが、仲裁事案を1件行くと赤字となる構造では、財政的に負のスパイラルに陥ることが容易に懸念される。仲裁判断数の積み重ね及び取扱事案数の増加によって、JSAAの信頼を勝ち得ていくと考えられるが、件数が増えることによって、財政的に困窮し、手続きの質を下げってしまうことも危惧されるのである。

そのようなことが起こらないために、安定的な財源を確保することは必要条件である。例えば、先に提案した競技者組織による資金の拠出がJSAAに対して仮に行われるのであれば、競技者組織は現在のJOC、JASA、JSADと同等の立場となり、理事をJSAAに推薦し、さらにはJSAAの財源が増えることにより、競技者側からの様々な要望を取り入れていくことが可能となるであろう。

7.8 法人化

JSAAは、2009年4月から一般財団法人の設立のために準備を進めている。JSAAが法人格を取得することで、社会的な信頼を得て、寄付などで資金を集めることで財源を確保し、すべての人が理解し、利用してもらえるスポーツ紛争解決機関となることが期待されている。具体的には、政府委託事業などでは、より金額が大きなものが扱えるようになり、各機関が行っている助成の申請についても法人格を取得していることで、申請の資格が得られることになる。

資金面だけではなく、社会的信用度が増すことで、仲裁業務及び調停業務の発展が見込まれ、ゆくゆくはすべてのスポーツ紛争を扱えるように事業を拡大することが筆者のビジョンである。ただし、現在スポーツ仲裁規則等の対象となっている競技団体やその関係者の理解が得られるまでは、安易に業務拡大をしない方が賢明であると考えている。現状の足場を確実にすることこそが、今必要なものであり、将来に発展する要であると考えているためである。

8 結言

この研究を通し得られたことが2つある。

まずは、JSAAは必要であると再認識できたことである。業務を続けていくうちに、仲裁合意や調停合意を得られずに手続を進められないことや、仲裁判断件数の少なさのためにJSAAの存在を否定する発言を耳にすることがあり、JSAAの必要性について迷いが生じることが筆者自身幾度もあった。しかし、今回取材をしたスポーツ記者4名の「必要である。」という共通の意見を聞き、JSAAの存在について自信を得たのである。

次に、今ある規則や手続を積み重ねていくことの重要さに気づいたことである。この論文を執筆する前は、漠然と画期的な新しい制度を導入することで、明らかにJSAAがよい方向に変化し活用されていくのではないかと考えていた。しかし、諸外国のスポーツ紛争解決機関を調べ、スポーツ記者から話を聞き、画期的な解決策よりも現在あるものをいかに積み上げていくことが、JSAAについての理解も深まり、結果的に将来にいい影響を与えていくことになるということが分かった。

たったこれだけのこと、もしくは当たり前のことを認識するためにこの研究を行ったのかと考えるかもしれないが、日々業務をこなしていく度に薄れていく自信を取り戻したことと、毎年同じことを続けていくことで形骸化していく業務の重要性を再認識できたことで、原点に立ち返りJSAAだけではなくスポーツ界の発展にこれからも寄与し続けることができると筆者は考えている。

参考資料 1

調査 1

調査日：2008 年 12 月 22 日

調査方法：インタビュー

回答者：読売新聞東京本社運動部 A 氏

回答者記者歴：1991 年 4 月から現在まで。担当は陸上、レスリング、その他オリンピックスポーツ、JOC、JASA の組織取材。担当面はスポーツ面。好きなスポーツは、陸上、野球、サッカーなどスポーツ全般。

質問事項

1. スポーツ紛争について

1-1. 2003 年から現在まで記憶に残るスポーツ紛争は何ですか。

「我那覇選手のドーピング問題。」

1-2. JSAA で解決できたらよかったと思う紛争はありますか。

「我那覇事件については、資金的にも手続的にも CAS で行うより JSAA で行ったほうが利点はあったのではと思う。J リーグは JSAA のレベルと CAS のレベルを比較していたが、大きな差があるとは思わない。」

2 JSAA について

2-1. JSAA のイメージを教えてください。

「国内唯一の中立機関。」

「どれだけ活動をしているのか不透明。」

「ホームページは硬いイメージ。情報を探すのは難しい。」

「競技団体は JSAA に任せて大丈夫なのかと思っているところはあると思う。」

2-2. JSAA は使いやすいと思いますか。

「使いにくい。」

「フォームに打ち込んで簡単に書類が作成出来き、必要な添付書類がすぐにわかるように書かれているような利便性があるといい。」

2-3. JSAA は選手よりもしくは団体よりだと思いますか。

「選手より、団体よりはない。基本的には選手の権利を保障する存在である。」

「JSAA 理事はスポーツ法にあまり明るくない人が多いのかも。」

「理事の構成においては、バランスは悪くない。」

2-4. 競技者等の認知度はどれくらいだと思いますか。

「メディアでの露出は少ない。逆に CAS は有名である。」

「ほとんど紙面に掲載される機会がない。」

「体育大学や体育学部またはスポーツ学部がある大学で、スポーツ仲裁について、学生に講義などでアピールをする。」

2-5. スポーツ仲裁とスポーツ調停という手続きはわかりやすいですか。

「仲裁と調停がどれくらい違うのかわからない。」

「法律用語の受け止め方は難しい。」

「じっくり読むことは面倒臭いので、スパッと見て意味がわかるように工夫すべきである。
例えばケースをあげたりする。」

3 JSAA の今後について

3-1. JSAA は必要だと思いますか。

「必要だと思う。」

3-2. JSAA が活用されるためにはどうすればいいと思いますか。

「各競技団体がすべて加盟することが重要。」

「JSAA があることでスポーツ界がクリーンになるという意識の共有。」

「裁判のように申立てがあつたら必ず受理をするというような制度になっていかないと、活用されない。競技団体によって、応じない団体と応じる団体があることはどうなのか。」

「JSAA の活動状況を知らせる。仲裁判断、新規事業開始の際プレスリリースを積極的に行う。」

「相手の同意が得られるのであれば、申立の時にプレスリリースを行う。」

「ドーピング防止活動とともに JSAA について周知徹底させる。」

3-3. JSAA に他にどんな制度があつたらいいと思いますか。

「JSAA は現在ある規則を使いきっていない状況。」

「CAS の諮問意見 (advisory opinions) という制度があってもよいのかもしれない。競技団体の中で判断が難しい場合に、指導的立場で法的なアドバイスを含む意見を示唆することによって、信頼を勝ち取ることができるかもしれない。現に、仲裁判断でも付言という形で、強制力はないが意見していることが多い。」

「選手が JSAA の存在を知ることができるように、いろいろな手段を使って情報を提供する必要がある。」

以上

参考資料 2

調査 2

調査日：2008 年 12 月 27 日

調査方法：インタビュー

回答者：読売新聞東京本社 B 氏

回答者記者歴：9 年間運動部記者。シドニー五輪前 1999 年に運動部に異動となり、日本韓国共同開催の 2002 年 FIFA ワールドカップ時はサッカー担当になり、その後アテネ、北京と五輪担当になり取材を続ける。現在は支局に異動し、社会面等を担当している。9 年間の運動部記者当時の担当は、陸上競技であった。個人的に好きなスポーツは、学生時代から続けているサッカーである。

質問事項

1. スポーツ紛争について

1-1. 2003 年から現在まで記憶に残るスポーツ紛争は何ですか。

「我那覇事件。」

「オリンピックでのドーピング問題。ガトリンやマリオン・ジョーンズなど、スーパースターが薬に汚染されているということは非常に残念であるし、裏切られた気持ちである。」

1-2. JSAA で解決できたらよかったと思う紛争はありますか。

「我那覇事件は、J リーグ側が仲裁を受けなかったのは問題だと思う。」

「馬術の件は、仲裁合意があり、手続きが進み判断が出たので、うまく機能したと思う。」

「千葉すず選手の件は、CAS という存在を知らしめた必要なものだったと思った。」

2 JSAA について

2-1. JSAA のイメージを教えてください。

「JSAA は外圧や第 3 者の目である。」

「裁判員制度も同様であるが、人が人を裁くことに抵抗感を持っている人は多い。」

「案件は少ない。何をやっているのかわかりにくい。」

2-2. JSAA は使いやすいと思いますか。

「同じ競技団体の中での申立てというのが難しい。」

「選手は申立をする時に勇気がいる。」

「競技団体は申立てがあった場合団体イメージが悪くなるので、申立てられることを恐れている。」

「自働的に申立てが受理されないと、手続きが流れず、選手がかわいそうである。」

2-3. JSAA は選手よりもしくは団体よりだと思いますか。

2-4. 競技者等の認知度はどれくらいだと思いますか。

「選手の中でも同じ競技の申立てがあったりすると、選手同士で話題に上ったりするので、

認識されてきている。」

2-5. スポーツ仲裁とスポーツ調停という手続きはわかりやすいですか。

「手続きが分かりにくい。なじみがない。」

「言葉が分かりにくい。仲裁と調停の違いについては、選手も理解していないのではないか。」

「スポーツ関係者が集まった席で説明会を行う必要がある。」

3 JSAA の今後について

3-1. JSAA は必要だと思いますか。

「必要だと思う。」

3-2. JSAA が活用されるためにはどうすればいいと思いますか。

「競技団体の中でも弁護士など法曹関係者つながりをつかって内部から JSAA の情報を発信していくとよい。」

「一般の人にあんまり認知されていない。（調停規則について認証を得た）ADR 法についてもあまり申請する人がいないようで、一般の人に浸透していないようである。」

「スポーツと法律に目を向けさせることは大事。他の説明会を利用するなどして、過去の事例、ドーピングなどと絡ませて説明すると意識付けとなっていくのではないかな。」

「自動受諾条項を取り入れる競技団体をもっと増やす。」

3-3. JSAA に他にどんな制度があったらいいと思いますか。

「JSAA にという形ではないが、スポーツ界特にアマチュアスポーツにも選手会を作り、種目や競技の垣根を取り払い様々な情報をやり取りし、一選手の大きな力になれるような組織ができるとよいのではないだろうか。」

「スポーツ法の弁護士が紛争解決の手伝いをしてくれる必要がある。」

以上

参考資料 3

調査 3

調査日：2008 年 12 月 30 日

調査方法：電子メール

回答者：産経新聞運動部 C 氏

回答者記者歴：1991 年入社、水戸支局、社会部などを経て 1998 年 5 月から運動部。シドニー、アテネ、北京五輪を取材。現在の担当としては JOC、陸上など一般スポーツ。

質問事項

1. スポーツ紛争について

1-1. 2003 年から現在まで記憶に残るスポーツ紛争は何ですか。

「国内ということでは、JSAA では処理されませんでした。サッカー我那覇問題。パネルが開かれたということでは、馬術・加藤の代表選考問題でしょうか。」

「国内に限らなければ、今年のハンドボール五輪予選問題」

1-2. JSAA で解決できたらよかったと思う紛争はありますか。

「サッカー我那覇。我那覇は CAS へ提訴し、多大な費用がかかった。JSAA で扱えれば、双方にとってメリットはあったと思います。」

2 JSAA について

2-1. JSAA のイメージを教えてください。

「いまだ国内においては、存在が確立し切れていない。」

2-2. JSAA は使いやすいと思いますか。

「仲裁条項を持つ競技団体が少ない現状では、使いやすいとはいえない。」

2-3. JSAA は選手よりもしくは団体よりだと思いますか。

「選手側が訴えても、仲裁条項等がなく、テーブルにもつけない現状では、団体より、と言われても仕方がないと思います。また JSAA を想定し、各 NF が裁量権を担保する規定を明記しだした場合に、どんな判断が出るのか、判断という点では、まだ分かりません。」

2-4. 競技者等の認知度はどれくらいだと思いますか。

「何となく存在をしっている選手は半分ぐらい。どういう手続きで、どういった案件をどう処理するのかまで認識している選手はほとんどいないのではないかな。またスポーツの素人が現場のことを何も分からないで、判断する、とされているのはマイナス。」

2-5. スポーツ仲裁とスポーツ調停という手続きはわかりやすいですか。

「現状では、区別できている選手、団体は多くないと思う。そういう意味では分かりにくい。区別できていないから、扱い案件も増えないのかもしれない...。」

3 JSAA の今後について

3-1. JSAA は必要だと思いますか。

「必要だと思います。」

3-2. JSAA が活用されるためにはどうすればいいと思いますか。

「まずは各 NF 等に仲裁条項を盛り込ませないと、いけない。6 でも答えましたが、認知度、信頼度を向上させないと活用できない。」

3-3. JSAA に他にどんな制度があったらいいと思いますか。

「自分も JSAA に精通している訳ではないので、すぐには浮かばないです。まずは仲裁、調停で確固たる地位を確立させてほしい。そのためにはもっと積極的に NF と接触して信頼を勝ち取って欲しい、と思います。」

以上

参考資料 4

調査 4

調査日：2008 年 12 月 30 日

調査方法：インタビュー

回答者：（社）共同通信社 D 氏

回答者記者歴：運動部記者歴は 10 年ぐらい。運動部当初から 2002 年 FIFA ワールドカップ等サッカー担当、その後野球担当を経て、2005 年アテネ五輪から五輪担当となり今に至る。

質問事項

1. スポーツ紛争について

1-1. 2003 年から現在まで記憶に残るスポーツ紛争は何ですか。

「千葉すず選手の件、我那覇選手の件、ハンドボールの件。」

「CAS に関することであれば、北京五輪のため北京に滞在中に記者会見に臨んだりした。」

「国外でのスポーツ紛争はドーピングをはじめ増えているような気がする。」

「日本でのスポーツ紛争は増えておらず停滞している。」

1-2. JSAA で解決できたらよかったと思う紛争はありますか。

2 JSAA について

2-1. JSAA のイメージを教えてください。

「スポーツの公正中立な裁きをするところ。」

「敷居が高い。気軽に行けない。」

「説明不足。」

2-2. JSAA は使いやすいと思いますか。

「入口の段階で手続が進まないと使いにくい。」

2-3. JSAA は選手よりもしくは団体よりだと思いますか。

2-4. 競技者等の認知度はどれくらいだと思いますか。

「競技団体への説明へは機構長が定期的に出てきて行う必要がある。」

「競技者等が申立てを行うということは、報道関係者に報道される覚悟をもって申立てをおこなっている。」

「事案の性質による。ケースバイケースに申立等あった場合は、オープンにする必要がある。」

2-5. スポーツ仲裁とスポーツ調停という手続きはわかりやすいですか。

3 JSAA の今後について

3-1. JSAA は必要だと思いますか。

「必要だと思う。」

3-2. JSAA が活用されるためにはどうすればいいと思いますか。

「JSAA の説明をしっかりと行い、アピールしないと、理解されない。」

「一般の人もわかるように伝える必要がある。」

「自働受諾条項採択団体数の割合を上げる必要がある。」

「仲裁条項を採択していない団体へ集中的にアプローチを行う。」

3-3. JSAA に他にどんな制度があったらいいと思いますか。

「紛争の取扱いレベルをトップクラスのスポーツだけではなく、草の根レベルのスポーツにも広めて、それをアピールしたらどうか。」

「CAS のように、申立て、ヒアリングの期日決定、判断などが出されたら、ニュースリリースのように電子メールが流れるような仕組みを作れば情報を提供できる。」

「理事会の日時をプレスリリースし、理事会は非公開でもよいが、そのあとで理事が記者に話をできるようにする。」

以上

参考資料5

仲裁機構、対象拡大へ

企業・学校の問題も想定

日本スポーツ仲裁機構(JSAA)は14日、東京都内で理事会を開き、仲裁対象を拡大する新規則作りを承認した。選手と競技団体間の問題に限定している現行から、企業との契約といったマーケティングなどスポーツ全般に対象を広げる。プロ野球の契約などプロスポーツも視野に入れる。早ければ6月にもスタートする見込みだ。JSAAは昨春発足。

代表選考や処分など競技団体が下した決定に対する選手、指導者の不服申し立てを主に仲裁してきた。新規則により、これとは別のシステムとして「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁」を行う。対象は選手と競技団体間に限定しない。スポーツイベントにおける企業間の契約金や放映権、選手の肖像権を巡るトラブル、学校でのスポーツで生徒が負傷した際の補償

などを想定している。現行の仲裁では5万円

の申立金だけで済むが、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁」では同様の申立金に加え、事案の請求金額に応じた事務管理料金、仲裁人の報酬金なども支払うこととなる。

道垣内正人JSAA機構長は「プロ野球の契約更改なども視野に入れているが、球団、選手双方の合意が成立するかなど課題は残る」と話した。

サッカーおよび プロススポーツについての各国状況調査

サッカーについての質問	英国	ドイツ	フランス	ポルトガル	オランダ	ノルウェー
Q1 国内サッカー連盟は、国内アンチドーピング機関(NADO)に加盟しているか?	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Q2 NADOの検査プログラムでは、サッカー選手を対象としているか?	Yes	Yes	Yes (07年:500件、08年:900件)	Yes	Yes	Yes
Q3 サッカーでのドーピング検査では、DCOは医師である必要があるか?	No	競技会外検査はNADOにより実施され、医師では無いDCOが対応。競技会検査は、NFIにより実施され医師DCOが対応。	No	Yes (ドーピング法により、全DCOが医師である)	No	No
Q4 登録検査対象者リスト(RTP)には、サッカー選手を含むか?	Yes (アマ・プロ問わず、4地域の代表選手は登録)	Yes	Yes	Yes (アマ・プロ問わず代表選手は登録)	Yes (アマ・プロ問わず代表選手は登録)	Yes (アマ・プロ問わず代表選手は登録)
Q5 サッカー選手の対応について、特別な合意事項や規則が存在するか?	陽性事例の公表、上訴についてのみNADO側に権利がない(WADA codeの改訂により変更予定)	Yes	No	No	OOCTを受け付けないという規則があるが、WADA codeの改訂により変更予定	No
プロススポーツについての質問						
Q6 NADOがプロススポーツのドーピング検査を実施しているか?	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Q7 どの様なプロススポーツのドーピング検査をおこなっているか?	Rugby League, Rugby Union, Football, Boxing, Tennis, Cricket, Snooker	Football, Basketball, Handball, Volleyball, Ice Hockey	Cycling, football, rugby, handball, volleyball, basketball	Football, Basketball, Handball, Cycling, Golf	Football, Tennis, Cycling, Speedskating	どの様な種目でもアマ・プロに関係無く検査対象
Q8 プロ選手に対する検査の経費負担は、政府の補助かプロ団体等が負担しているか?	snookerとBoxing以外のプロススポーツには公的資金(無償)での検査後がある。必要により、有償の追加検査を購入。	政府資金での検査と団体負担の検査と両方がある。	国際大会以外には、全て国内検査プログラムの対象	IOC:50%額を政府資金負担 OOCT:100%政府資金負担	公的資金による検査に追加して、各団体が有償検査を購入することが可能	競馬に対してのみ有償契約に基づく検査プログラムがある。その他は全て政府資金。
Q9 プロ選手の規律手続および制裁については、アマチュア選手と同一の規則か?	同一の手続き、規則を適用	制裁はNFが下すことになっている。NFは、WADA codeおよび国内法に準拠したNADO規則に従う規則になっている。	同一の手続き、規則を適用	同一の手続き、規則を適用	同一の手続き、規則を適用	同一の手続き、規則を適用

※1: FIFA主催の国際試合では、医師であるDCOを原則とするが、各国内の通常の大会・競技会外検査では、医師ではないDCOを受け入れるとFIFAが公式に認めている。

サッカーについての質問	フィンランド	オーストラリア	ニュージーランド	カナダ	南アフリカ
Q1 国内サッカー連盟は、国内アンチ・ドーピング機関(NADO)に加盟しているか?	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Q2 NADOの検査プログラムでは、サッカー選手を対象としているか?	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Q3 サッカーでのドーピング検査では、DOOは医師である必要があるか?	No	No	No (※1)	No	-
Q4 登録検査対象者リスト(RTP)には、サッカー選手を含むか?	Yes	Yes	Yes	Yes	-
Q5 サッカー選手の対応について、特別な合意事項や規則が存在するか?	No	NFが代金を負担する検査ではAAFルールに従う。ASADAが代金を支払う検査では、ADSADAが競技者選択をする	No	No	-
プロスポーツについての質問					
Q6 NADOがプロスポーツのドーピング検査を実施しているか?	NFの傘下にある競技者に対してはNADOが検査をしている。	Yes	Yes	Yes	-
Q7 どの様なプロスポーツのドーピング検査をおこなっているか?	—	Football, Rugby, Fugby League, Australian Football League, Basketball, Cricket, etc.	Rugby League, Rugby Union, Football, Netball, Cricket	Junior Hockey	-
Q8 プロ選手に対する検査の経費負担は、政府の補助がプロ団体等が負担しているか?	—	主体は、需要が負担。同時に、政府資金で検査することもある。	公的資金による検査に追加して、各団体が有償検査を購入することが可能	プロ団体の経費負担で実施している	-
Q9 プロ選手の規律手続きおよび制裁については、アマチュア選手と同一の規則か?	—	ASADA検査ではASADA Policyで対応。需要家負担検査では、AAF基準で対象を選定する。	同一の手続き、規則を適用	プロ団体としての罰則を定めている。但し、プロ団体での罰則に追加してNADOがWADAルールでの罰則を課すことができ	-

アンチ・ドーピングとは？

アンチ・ドーピングとは？

アンチ・ドーピング Q&A

ドーピング検査について

ドーピング検査の流れ

映像で見るドーピング検査

規約・書式

アンチ・ドーピング規程 / 国際基準

文部科学省ガイドライン

禁止リスト

TUE 関連書式

居場所情報関連書式

ドーピングコントロール実施関連書式

JADA について

設立経緯

組織

事業内容

情報公開

アクセス

リンク

関係団体

National Anti-doping Organizations

関係分析機関

スポンサー企業

ホーム > Drug Free Sports

Drug Free Sports

一覧へ >>

◎NPBが独自に処分 WBCのドーピング違反

来春のワールド・ベースボール・クラシック(WBC)のドーピング検査で、日本プロ野球組織(NPB)所属の選手から陽性反応が出た場合、長谷川一雄(はせがわ・かずお)コミッショナー事務局長は27日、NPBが独自に定めるアンチ・ドーピング規定にのっとって処分する意向を示した。

WBCでドーピング検査を担当する国際野球連盟(IBAF)は、世界反ドーピング機関(WADA)規定に準じて処罰するように各国・地域のプロリーグに呼び掛けている。この日、アマ関係者からIBAFの方針を伝えられた長谷川事務局長は「NPBとして独自の処分を決定する」と語った。

(了)08年11月27日 1958【共同通信社】

JADA
スポンサーシップ
プログラム



JADA認定商品

大塚製薬

MEIJI



Mizuno

明治製菓

花王株式会社

あしたのもと
AJINOMOTO.

Coca-Cola

森永製菓



兼松ウエルネス株式会社

五輪代表漏れ

「選考理由明確でない」

千葉、あくまで仲裁求める

シドニー五輪水泳代表から漏れたことを不服として、十二日、東京都内のホテルで会見し、初めて胸の内を語った。「優勝したのに、選考理由が具体的な内容が、提訴した女子自由形」



「自分と同じ選手つくらない」

会見 一同一答

千葉の二問一答は次の通り。実力以外に何らかの意見が入っている。――五輪代表入りが目的。――選考に不満があるから。か。

「水連の裁量」争点に

千葉の代表選考をめぐる問題は、善々とスポーツ仲裁裁判所(CAS)の仲裁に送られる方向に進んでいる。CASはどんな裁定を下すのか。これまでの判例から、これを争点とする。日本水連の選考方法や手続が適切だったか、どうか争点となる。――千葉は近日常に日本水泳連盟が対抗を一任している

千葉の代表選考をめぐる問題は、善々とスポーツ仲裁裁判所(CAS)の仲裁に送られる方向に進んでいる。CASはどんな裁定を下すのか。これまでの判例から、これを争点とする。日本水連の選考方法や手続が適切だったか、どうか争点となる。――千葉は近日常に日本水泳連盟が対抗を一任している

千葉の代表選考をめぐる問題は、善々とスポーツ仲裁裁判所(CAS)の仲裁に送られる方向に進んでいる。CASはどんな裁定を下すのか。これまでの判例から、これを争点とする。日本水連の選考方法や手続が適切だったか、どうか争点となる。――千葉は近日常に日本水泳連盟が対抗を一任している

千葉の代表選考をめぐる問題は、善々とスポーツ仲裁裁判所(CAS)の仲裁に送られる方向に進んでいる。CASはどんな裁定を下すのか。これまでの判例から、これを争点とする。日本水連の選考方法や手続が適切だったか、どうか争点となる。――千葉は近日常に日本水泳連盟が対抗を一任している

スポーツ仲裁裁判所(CAS)は、スポーツに関連する紛争を解決するための独立機関。国際スポーツ組織、スポーツ行政に詳しい弁護士、判事など法律の専門家が構成する。ドーピング(薬物使用)違反に関する処分などで、選手が法廷闘争を起すケースが増え、国際オリンピック委員会(IOC)がスポーツに関する紛争を一般の裁判所ではなくCASで処理するため、一九八三年に創設した。本部はスイスのローザンヌ。

上柳敏郎弁護士に言う。これを受け水連は仲裁開始に必要な同意書をCASに送付し、日本のスポーツ史上初めてのCASによる紛争解決の審理が始まる。――千葉は近日常に日本水泳連盟が対抗を一任している

「なぜ自分は代表に選ばれたか」と会見とも見える日本水連は「五輪標準記録Aを切った選手の中から世界で戦える選手を選ぶ」とだけ言い続けてきた」と主張。情報が出回った後、日本水連が選手に情報を行きわたっていたかどうか審議されるだろう。

千葉すす選手の主張 認めず

五輪出場の道閉ざされる

「選考に不公平ない」

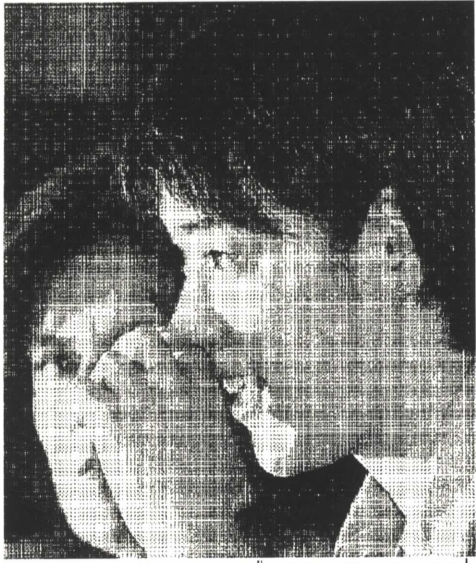
CAS 裁定

[illegible][illegible]

4月24日	◆仲越の騒動◆ 日本代表がシドニー五輪から 代表を辞退。千賀選手落選
5月1日	千賀選手が代表落選者についての 質問に対し日本代表に送付す る日本代表落選者に対する「個別 の返答内容はほぼ一致してい ない」との趣旨の回答を送 付を決定
2日	千賀がスポーツ仲裁裁判所 (CAS)に提訴状を送付。 外国通信社に、「わたしをト ランプメーカーと思っている 」などと日本代表の古田誠 之と関係を非難
6月1日	千賀選手がCASに提出の同意書 求める文書に日本代表に送付 す。意見は正式表明
9日	日本代表、CASを破綻に陥け る意図は正式表明
10日	CASが韓国会を閉会、千賀

[illegible]

(C) 日本經濟新



記者会見で笑顔を見せながらも涙ぐむ千葉すず選手

客観的な基準公表必要

「幹部が選ぶ」意識脱皮を

[illegible]

業の落着きを回復付けた。翌年、二五歳で入貢（8
（北）知徳

一問一答

裁定「公平と思う」／今後「ゆっくり考える」

[illegible]

経済新聞朝刊 037ページ

参考資料10

リハビリ耐え「完全勝訴」

落雷訴訟 訴え、パソコンで

事故から12年、提訴から9年。高知県立盲学校3年の北村光寿さん(28)の視力と手足の自由を奪った98年の落雷事故で、高松高裁は学校側とサッカー大会主催者の責任を明確に認めた。厳しいリハビリを続け、差し戻し審では自ら音声パソコンを使って意見陳述もした北村さんの訴えが裁判所を動かした。

(中川社) 11面参照

判決を聞く北村さんは緊張。会見で、北村さんがキーボードで打ったお礼の言葉を英和さん(31)に肩をポンポンとたたかれ、笑顔を見せた。人の支援者から大きな拍手「支援してくれた人たちのおかげで、今日の日を迎えることができました。ありがとうございます。判決後の記

最高裁判決を一步進め、完全なものにしたい」と評価した。賠償額も焦点の一つで、弁護団は「常時介護が認められれば2億円を超える」と見ていた。判決はさらにリハビリの費用なども認めた。「裁判所は光寿君の障害を深く理解した。大きな理由は光寿君が前面に出て、自らのリハビリの成果、リハビリをしたけど克服できない障害、それをリアルに見せつけたこと。光寿君の闘いの成果だと思う」と清水洋弁護士は力を込めた。



会見する北村光寿さん(右)と、父・和満さんの遺影を抱いた母のみずほさん。光寿さんは手元のパソコンのキーボードを打って、感謝の気持ちを表現した17日午後、高松市、川村直子撮影

とも向き合うようになった。

北村さんの目は明暗がわかる程度でほとんど見えない。常に車いすが、口頭弁論ではキーボードを操作し、文字が音声に変換されるソフトを使って陳述した。映像やスライドで幽体炎に幽体炎を乗せることさえできない日常生活をみせた。その姿が、日中は常時付添人が必要で、なおかつ専門的な介護が欠かせないと認定させた。「がんばりだけでは越えられない障害に対して深い理解をしてくれ

た」と清水洋弁護士は話した。07年9月に56歳で亡くなった父和満さんの遺影を持って記者会見に出席した母みずほさん(56)は「夫は光寿が顔を上げて、生きていくことができて、生きていくことができました」と涙をこらえて語った。北村さんは来春の大学進学を目指している。

担当教諭の責任重視
判決について、土佐高校の

池上武雄校長は「厳粛にうけとめている。内容を検討し、関係各者と協議のうえ誠心誠意対応していく」などとする談話を出した。大阪府高槻市体育協会は「主張が認められず非常に残念ですが、判決を真摯に受け止め、今後の対応については判決文を詳細に検討し、対応を考えていきたい」としている。

担当教諭の責任重視

《解説》判決が部活動での行動と安全を大きく左右するだけにその責任は重い。遠く雷鳴が聞こえた事故当時の状況について、この訴訟で元生徒側を敗訴させた二審判決は「平均的なスポーツ指導者ならば、落雷事故発生の可能性は薄いと認識するの一般的な」と判断し、学校側の責任を認めなかった。しかし、最高裁はこの判断を否定。差し戻し控訴審で学

雷鳴あったら危険 ■ 現場、萎縮させるな

専門家や教育関係者は判決をさまざまに受け止めている。雷に詳しい大阪大学工学部研究科の河崎善一郎教授(大気電気学)は「判決を機に『雷鳴が聞こえただけで危険』という常識を広く持つてほしい」と話した。雷鳴が遠くても頭上の雲はつながっており、落雷の可能性は常にあるという。

大阪府高槻市体育協会の竹本寿雄会長は「事故を重く教訓として再発防止に取り組みたい。危険の有無の判断を現場に負わせるのは厳しいのではないかと。大阪府教委などと協力して、具体的な指針を作り、周知徹底していくことが使命と思う」と話した。

日本教育法学会会長の伊藤進・駿河台大学法科大学院教授は「生徒が恐怖を感じていたのに引率教諭が退避の指示や試合中止の申し入れをしなかったことは、やはり問題。学校単位を超えた大きな値では、指導者同士の

全国高等学校体育連盟の理事で、日本サッカー協会顧問の浅見俊雄・東京大学名誉教授は「試合前に雷情報を入力し、気象の変化に注意するなど、事故を機にサッカー競技団体の意識は変化した。しかし、どこまで浸透してい

ふじみ野・プールで女児死亡

ふじみ野の市民プールで31日、所沢市山口の小学2年生戸丸梨香さん(7)がプールの排水口

に吸い込まれた。プールサイドに重機が入り、コンクリートを掘り起こす。必死の救出作業にもかかわらず、梨香さんは死。いつも遊びに来ていた市民からも「みんな楽しむプールで、なぜこんな事故が起きたのか」との声があがった。

困惑する利用者ら

「子どもに人気だったのに」

午後9時から、市役所

つけた。「私が着いた時

午後8時すぎ、東入間署

5階の大会議室で記者会

が死を確認した。

見た、ふじみ野市の局の板が2枚あるべきところ、1枚が脱落していた。市としても原因を究明したいと話した。2時間にも及んだ会議で、質問は、原因部分に集中。しかし、「今、警察が捜査しているところだ」と

県、点検徹底を通達 4施設に

ふじみ野市の説明では、開業中の監視を含むプールの運営管理は、さいたま市北区内の管理会社に委託されているという。昨年と同じ業者が運営しており、今年の委託期間は6月19日～8月31

様の事故はないという。また、県公園課は、市町村が管理する県内22カ所のプールにも文書で注意を呼びかける。

小3の男児を持つ近隣の主婦(38)は「毎年子どもを連れて行くプー

ル。休みの日は駐車場もいっぱいになるくらいにぎわっている。監視員も厳しし、安心していただけど、これからは子どもだけでは行かせられない」と話した。近所に住む主婦(60)も「梅雨が明けて、ようやく子どもたちがたくさん遊びに来るはずだったのに残念だ」と話した。

「なぜ、こんな事故が」



女児が吸い込まれた排水口付近を調べる捜査員ら。31日午後4時33分、ふじみ野市で、本社ヘリから、矢木隆晴撮影

参考資料11



救急車へ運ばれる戸丸梨香さん。31日午後7時45分、ふじみ野市で

目だった。

プールの監視は普通のプールに比べて厳しいといい、プールサイドに5人以上の監視員がいるという。1時間に1回、休憩時間もある。

市の説明では、プールの施設の点検は1日に一度行っているという。市の体育施設の職員は「先週末の段階で、プールに異常はなかった」と話していた。

小3の男児を持つ近隣の主婦(38)は「毎年子どもを連れて行くプー

ル。休みの日は駐車場もいっぱいになるくらいにぎわっている。監視員も厳しし、安心していただけど、これからは子どもだけでは行かせられない」と話した。近所に住む主婦(60)も「梅雨が明けて、ようやく子どもたちがたくさん遊びに来るはずだったのに残念だ」と話した。

ドーピング問題

仲裁申し立て

Jは合意せず

J・川崎の我那覇のドーピング規定違反を巡って、前チームドクターの後藤秀隆氏が我那覇と川崎の処分取り消しを求めて日本スポーツ仲裁機構(JSAA)に仲裁を申し立てた件で、Jリーグは

12日、申し立てに合意しないとJSAAに通知した。鬼武健二チエマンが明らかにした。これで仲裁は不成立となった。

チエマンは理由として、①Jリーグと川崎、我那覇の間で解決されている②後藤氏は制裁を受けた当事者でないことを挙げ、申し立てるなら国際サッカー連盟が妥当との見解を示した。

後藤氏は同日、「これがJリーグが掲げるフェアプレーの精神が」とコメントを発表。代理人の弁護士は今後の対応について未定とし、「我々は全面取り消しを目指していく」と話した。

我那覇は4月、体調不良を訴え、後藤氏から静脈注射(点滴)を受けた。Jリーグは5月、ドーピング規定で禁じられた行為として、我那覇に6試合の出場停止処分、川崎に制裁金1千万円を

科した。後藤氏は世界反ドーピング機関(WADA)の規定から医師が医療行為として行う静脈注射は違反ではなく、判断は現場の医師に委ねられるとして、5日に仲裁を申し立ててチームドクターを辞任した。

© 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

問題の経緯

4月23日 38度の高熱で水分摂取も困難だったという我那覇が練習後、当時のチームドクターからビタミンB1を漏らせた生埋食塩水の点滴投与を受けた。

5月8日 Jリーグのドーピングコンタクト委員会が違反行為と判断し、我那覇に6試合の出場停止処分、川崎に制裁金1千万円を科した。

11月5日 ドクター側が、点滴は正当な医療行為だったとして、日本スポーツ仲裁機構(JSAA)に処分を不服とする仲裁申し立て。翌日にチームドクターは辞任。

11月12日 Jリーグが申し立てに同意しないことを決めた。仲裁は不成立に終わった。

11月14日 当初は処分を受け入れた我那覇が仲裁不成立を受け、「仲裁の場で真実を明らかにしてほしい」と頼みながら表明。

11月21日 日本サッカー協会やJリーグが文部科学省に経過報告。

我那覇「国内機関に提訴」

ドーピング規定違反の点滴投与をしたとして、Jリーグから処分を受けたJ1川崎の元日本代表FW我那覇和樹(27)が6日、東京都内で弁護士とともに記者会見し、処分が不服として第三者機関に提訴する意向を正式に表明した。我那覇側の弁護士によると、仲裁の申し立てに日本スポーツ仲裁機構(JSAA)を第一にあげ、Jリーグがこれに同意しない場合はスポーツ仲裁裁判所(CAS=本部スイス)に持ち込む考えを明らかにした。

参考資料13

Jは国際機関を要求

こじれる点滴問題

会見は同日午後7時から約40分間行われた。目を真っ赤にした我那覇は「チームからは終わった問題として前を向いていこうと言われ、自分も理解してがんばってきたが、自分がドーピング違反をしたとはとても思えない。家族とも相談して決めた。自分はサッカーを専断するようにはしていない。真実を明らかにしたい」と話した。

申し立ての争点について、我那覇の望月浩一郎弁護士は「正当な医療行為だったか否かに尽きること話した。Jリーグ側はCASにおける申し立てであれば仲裁を受ける構えを明らかにしたが、望月弁護士は「CASでは個人

ドーピング問題で仲裁申し立てを決め、会見する川崎・我那覇

の(金銭的な)負担が大きすぎる。JSAで仲裁をJリーグ側に求めていきたい」と話した。

JSAは03年に設立。CASの日本版にあたる組織で、国内の大会や団体の紛争に限る。

CASは、ドーピングをめぐる裁定も競技結果の判定などスポーツ界の幅広い問題を受け付ける国際的機関。00年5月にシドニー五輪の競泳日本代表から漏れた千葉選手が日本水泳連盟の選考基準が不透明だと提訴し、棄却された例がある。千葉さんの場合は約2カ月で裁定が下った。

Jリーグの鬼武チエマは「国際水準での判断を受けるため」とCASを希望する理由を話した。Jリーグ側はドーピング規定の解釈を争点と考え、英語の原文に沿った判断を求めている。

朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

こじれた背景には、Jリーグが当初、世界反ドーピング機関(WADA)が定める規定に関して、ドクター側からの「解釈ミス」という指摘に真正面から向き合えなかったことがある。

現場のドクターは正当な医療行為と判断し、Jリーグはそうでないという判断して違反とした。だが、実は、WADAの規定は今年、変更されていた。「正当な医療行為かどうかの判断は現場の医師に委ねるべきだ」と明記さ

WADA Jリーグの矛盾

れ、現場の裁量は広がっていた。

Jリーグは5月に処分を出したが、8月になって全クラブに対し、医療行為を選手に施す際に必要とされた事前の許可申請を不要とする通達を出した。WADAの規定変更があったことを、ここで事実上認めただけだが、我那覇の問題については「判断は終わった」と再検討をしなかった。

Jリーグの大きな矛盾だった。(中小路徹)

ハンド狂騒曲

サッカー退け生中継

総監督「歴史変わるかも」

「中東の笛」と呼ばれる中東寄りの疑惑の判定が原因で、異例のやり直しが決まったハンドボールの北京五輪アジア予選は、女子が29日、男子が30日に東京・代々木競技場である。中東諸国は不参加で、男女とも日韓の一騎打ちだ。男子は発売直後に前売り券が完売と、前代未聞の人気ぶり。やり直しに備えるアジアハンドボール連盟（AHF）は日韓両国に除名をちらつかせ、臨時理事会を27日に開く。中東勢との確執は解決の糸口が見つからないまま、決戦が迫る。（畑中謙一郎、稲垣康介）

やり直し五輪予選

「日本協会70年の歴史で最大の出来事だ」。26日、休日返上で準備作業に追われた日本ハンドボール協会の兼子真事務局長は驚きを隠さなかった。

25日にチケットを発売し、男子は40分、女子は30分、販売は業者委託したが、申し込み電話がつかないまま、ファンから苦情が協会に殺到した。インターネットオ

十数年に及ぶ中東寄りの判定は、なぜ放置され続けたのか。AHF（本

「笛」放置に日韓欧危機感

1クッションへの出品も、1枚2千〜4千円の子ビュースタイルも検討中だ。メディアも臨戦態勢だ。試合はNHKが衛星第1で生中継するほか、代表戦ではラジオで初め

「中東の笛」という言葉の面白さもある。注目の面白さもある。注目される。やり直しが決まった直後から中継を検討していた。関係者は胸を張る。

「私の時代の代表合宿は、専門誌の記者ら数人が来た。ハンドの歴史が変わるかも……」会場は代々木競技場。約1万人を収容する。男子のエアースタジアムは約1万人を収容する。男子のエアースタジアムは約1万人を収容する。男子のエアースタジアムは約1万人を収容する。

東京招致に確執影響？

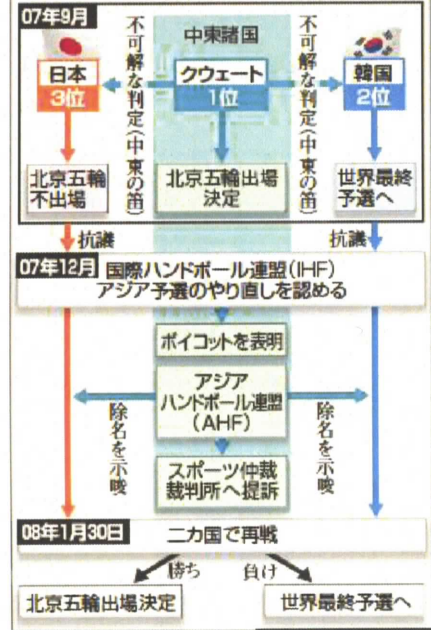
今回の騒動は、16年夏季五輪の東京招致をめざす日本オリンピック委員会（JOC）には頭痛のタネになっている。AHFのアーマド会長は、ア

を得た。日韓で不当な判定の証拠を集めたDVDを世界の加盟国に送付。12月のIHF理事会で日本協会の渡辺英会長は「野放しだと、五輪競技から外されると訴えた。国際オリンピック委員会（IOC）は五輪競技の見直しを進めている。組織、運営の腐敗が広ま

回し、感慨深げに言った。私の時代の代表合宿は、専門誌の記者ら数人が来た。ハンドの歴史が変わるかも……」会場は代々木競技場。約1万人を収容する。男子のエアースタジアムは約1万人を収容する。男子のエアースタジアムは約1万人を収容する。



練習に励む宮崎大輔（左から2人目）ら。23日、東京都北区のナショナルトレーニングセンターで



参考資料14

指導不足また露呈

若ノ鵬解雇 協会、乏しい防止策

大塚取締法違反容疑で逮捕された幕内力士、若ノ鵬寿則容疑者に、日本相撲協会は21日、現役力士には初めての解雇処分を下した。師匠の間垣親方（元2代目横綱若乃花）も理事職を辞任した。これで幕引きを図りたい協会だが、相次ぐ不祥事への対応は依然、具体策に乏しい。

＝社会面参照

ロシア出身の若ノ鵬容疑者は、素行の悪さが以前から問題になっていた。本場所で殴るような張り手を先輩力士に出し、支度部屋ではイヤホンから音がもれる大音量で音楽を聴く。周りの迷惑を考えないわがままぶりで、横綱朝青龍ににらまれたこともある。

そんな未熟さをたしなめる人が身近にいなかった。師匠は容疑者のマンション暮らしさえ把握していなかった。同

ロシア出身の若ノ鵬容疑者は一門の親方は「師匠として信じられない」と嘆いた。最近の角界は外国出身の力士が増える一方、指導が徹底されず、問題を起す例が続いている。

再発防止検討委員会の塔尾武夫・外部委員は「外国人力士の中には1年やそこらで関取や部屋頭になる例もあり、各部屋では十分に教育できない部分もある。相撲教習所で礼儀などを普通の倍は指導しないといけない」と指摘する。

以前は外国出身でも周囲との関係がきちんと築かれてい

■最近の角界の主な不祥事

- | | |
|--------|---|
| 06年7月 | 名古屋場所中、カメラマンに暴行した幕内露鵬が3日間の出場停止 |
| 07年5月 | 禁を破って乗用車を運転し、人身事故を起こした幕内旭天鵬に1場所出場停止と30%の減俸3カ月 |
| 07年8月 | 夏巡業の休場届を出しながらモンゴルでサッカーをしていた横綱朝青龍に2場所出場停止と30%の減俸4カ月 |
| 07年10月 | 力士暴行死事件で師匠の時津風親方（当時、元小結双津竜）を解雇 |
| 07年10月 | 新弟子をいじめた兄弟子を指導する際に暴行したとして、武蔵川部屋付きの山分親方（元小結和歌乃山）が傷害容疑で書類送検 |
| 08年2月 | 力士暴行死事件で前時津風親方と力士3人が傷害致死容疑で逮捕。その後、力士は無期限出場停止などの処分を受ける |
| 08年5月 | 若手力士に暴行した十両豊桜、竹刀で弟子を暴行した間垣親方に30%の減俸3カ月の処分 |

た。横綱曙が93年、大銀杏を結うのを所属する東関部屋の床山ではなく高砂一門のベテランに頼もうとした。だがそのベテランに「これまでの床山を大事にしろ」と諭され、素直に従ったという。

こうした関係が築けるかどうかは、師匠や部屋の関係者が若い力士たちを親身に見守っているかにかかってくる。

外国出身者に限った話ではない。時津風部屋の力士暴行死事件で協会は、力士への指導は部屋まかせにしておけな

参考資料15

大麻問題 2力士解雇

相撲協会

新理事長に 武蔵川親方

大相撲の幕内露鵬(28)＝大嶽部屋＝、十両白鵬山(26)＝北の湖部屋＝が尿検査で大麻の陽性反応を示した問題で、日本相撲協会は8日、臨時理事会を開き、精密検査の結果、大麻使用が確定的になったとして両力士の解雇処分を決めた。白鵬山の師匠でもある北の湖理事長(55)＝元横綱＝の理事長職辞任も正式に発表した。後任の理事長には事業部長の武蔵川理事(60)＝元横綱三重ノ海＝が昇格した。

＝2面に「時時刻刻」、19・35面に関係記事



記者会見に臨む北の湖前理事長(左)と武蔵川新理事長
＝8日午後、東京都墨田区の国技館、細川卓撮影

この日の理事会では、世界反ドーピング機関(WADA)が国内で唯一、公認した専門機関での精密検査の結果が報告された。WADAは大麻成分の違反基準を尿1ccから15ナノグラムと定めている。

これに対して露鵬は5倍、白鵬山は10倍の数値が示されたため、大麻使用は確実と判断された。

検査を担当した大西洋平・慶大スポーツ医学研究センター教授は「体内に大麻があったのは事実。師匠には黙ってくれ」と話したという。

露鵬ら「6月米巡業で吸引」

露鵬、白鵬山の2人が、相撲協会の事情聴取に対し、6月の米国・ロサンゼルス巡業で大麻を吸引していたと話していたことが8日わかった。複数の関係者によると、2日に抜き打ちの尿検査が行われ、簡易検査で陽性反応が出た際に大麻使用を認めた。検査を担当した再発防止検討委員会の委員に対し2人は「ロサンゼルス巡業で2人で吸った。(大麻は)黒人の歌手の家で、この歌手からもら

たのは事実。他人の煙による副流煙ではなく、自分自身が大麻を吸ったと判断せざるを得ない」としている。理事会では両力士の処分を協議。弟子をかばって検査を疑問視する発言をしていた北の湖理事長も「数値が高かったという事実を真摯に受け止めないといけない」として結果を全面的に受け入れた。

理事会では両力士の処分のほか、師匠の責任も問うことにし、露鵬の師匠の大嶽親方(元関脇貴闘力)は、親方の協会内の序列を「委員」から「年寄」へ2段階降格させる処分が決まった。

理事長は自ら引責辞任を申し出て了承された。理事にはとどまり、空席だった大阪場所担当部長に就いた。理事長が、いずれも「師匠の責任」と主張して自身の責任を回避してきた。今回は弟子の不祥事で師匠としての責任を免れることはできなかった。

記者会見で北の湖理事長は「協会、ファンの皆様にご迷惑をかけた。私の責任です。陽性という結果が出たら辞職するのは当然」と話した。

参考資料16

が任期半ばで辞めるのは、茶屋制度の改革を巡って割腹自殺(未遂)を図った57年の出羽海理事長(元横綱常ノ花)以来、51年ぶり。

北の湖理事長は02年に就任し、今年2月に4期目に入ったばかり。昨年の朝青龍騒動や時津風部屋力士暴行死事件で対応の遅れを批判された

第57代横綱の武蔵川新理事長は「度重なる不祥事を起こし、『迷惑』と心配をかけたことを深くおわびしたい。二度とこのような事件を起こさないよう、協会一丸となり防止策を考えたい」と語った。すでに実施した十両以上に続き、幕下以下の力士についても尿検査を実施する方針だ。

末続、沢野は保留

日本陸連は6日、世界選手権はとくに6度目の代表。(8月、ヘルシンキ)の代表39人(男子23人、女子16人)を発表した。日本選手権で選考基準を満たし自動内定した男子四百メートルの為末大(APF)ら4人に加え、同日の理事会、評議員会で男子ハーマー投げの室伏広治(ミズノ)、同短距離の朝原宣治(大阪)らを選出した。室伏、朝原



日本選手権男子四百メートルを制した金丸祐三(大阪高)も代表入り。新種目の女子三千メートル障害は日本選手権で実施されなかったが、米岡三津谷祐(トヨタ自動車九州)は今後、一万メートル参加標準記録(A標準27分49秒00)に挑戦する。一方、日本選手権を故障欠場した男子短距離の末続慎吾(ミズノ)は3月に決定し、発表される。同種高跳びで記録なしに終

男子1万円 覆った選考基準

本選手権の結果を最大限尊重した。男女四百メートルに上位3人を選出。また女子走り幅跳びも優勝者を選んだ。実績十分の末続、沢野を「保留」とした。ももとの姿勢の表れた。唯、首をかしげざるを得なかったのが男子一万だった。選考基準に当てはめれば、大森が優先される。日本選手権優勝の三津谷を、逆転で選出。その理由が「勝負強さ」では納得しづらい。何より落選者が納得できるよう、これまで以上に基準を細かく規定し、「同一種目を細かく規定順位は覆らないものとす」とある。文まで示したとあれば、なおさらだ。この点について陸連には説明責任がある。(金子昌世)

日本陸連が、6日発表した世界選手権代表選手は次の通り。

【男子】		【女子】	
▷短距離	佐分信弥 (日体大) 朝原宣治 (大阪ガス) 日高一慶 (駒大) 高平慎士 (順大) 金丸祐三 (大阪・大阪高) 佐藤光浩 (富士通) 井上洋佑 (筑波大) 小林史和 (NTN) 三津谷祐 (トヨタ自動車九州) 内藤真人 (ミズノ) 谷川聡 (ミズノ) 為末大 (APF) 成迫健児 (筑波大) 岩水嘉孝 (トヨタ自動車) 谷井孝行 (佐川急便)	▷投てき	室伏広治 (ミズノ) 村上幸史 (スズキ)
▷中距離		▷短距離	石田智子 (長谷川体育館) 信岡沙希重 (ミズノ) 佐藤友香 (セーバー) 丹野麻美 (福島大) 杉森美保 (京セラ)
▷長距離		▷中距離	福士加代子 (ワコール) 大南博美 (トヨタ車体) 宮井仁美 (豊田自動織機)
▷障害		▷長距離	早狩実紀 (京都光華AC) 川崎真裕美 (新緑製機)
▷競歩		▷障害	小西祥子 (バネクリンク)
▷跳躍		▷競歩	近藤高代 (長谷川体育館) 池田久美子 (スズキ)
		▷投てき	豊永陽子 (T-FARM) 室伏由佳 (ミズノ)
		▷混成	中田有紀 (お城クリニック)

参考資料17

JSSA申し立て検討 1万落選 大森側

陸上男子一万で世界選手権A標準を突破して大森輝和(くろしお通信)が代表から漏れ、B標準(28分00秒)突破の三津谷が選出された。ことについて、くろしお通信の松浦忠明監督は6日、選考基準に合致していないとして陸連側に説明を求めた。

■最年少代表 日本選手権男子四百メートルで8年ぶりの高校生王者となった金丸は男子では史上最年少代表。1987年ローマ大会四百メートルの名倉雅弥(当時埼玉・坂戸西高)、99年セビリア大会千五百メートルの佐藤清治(同長野・佐久長聖高)が18歳で出場したが、9月生まれで金丸は17歳で大会を迎える。女子では83年ヘルシンキ大会の走り高跳びに当時新潟・沼垂高2年の佐藤恵が16歳で出場した。

◆室伏広治(ヘルシンキ大会は第一回大会と同じ土地であり、自分自身も原点に戻っていい試合ができたと思う)という。

を、B標準突破で日本選手権優勝の選手より優先すると規定。基準に当てはめれば大森が優先されるが、沢木強化委員長は「勝負強さ」を若さに期待をかけた。などと、逆転の理由を説明した。

三津谷が優勝し25歳の大会は2位。選考基準では、A標準を突破し日本選手権で入賞した選手で、基準が覆るのは

参考文献

- ・ 結城和香子「オリンピック物語 古代ギリシャから現代まで」中央公論新社、2004 年
- ・ 千葉正史「スポーツ法学序説」信山社、2001 年
- ・ 法令用語研究会 編集執筆「有斐閣 法律用語辞典[第 2 版]」有斐閣、2000 年
- ・ 辻口信良「スポーツ仲裁・調停になじむ紛争なじまない紛争」日本スポーツ法学会年報第 15 号、2008 年
- ・ 菅原哲朗著「スポーツ施設／スポーツ管理者／スポーツ指導者のためのスポーツ法危機管理学」エイデル研究所、2005 年
- ・ 財団法人日本アンチ・ドーピング機構「日本ドーピング防止規程（Version 2.0）」
- ・ 齋藤健司「フランスにおけるスポーツ紛争処理制度の形成」日本スポーツ法学会年報第 9 号、2002 年
- ・ World Anti-Doping Agency “The World Anti-Doping Code” Version 3.0
- ・ 道垣内正人「日本スポーツ仲裁機構 3 年間の総括と若干の論点についての考察」スポーツ仲裁のさらなる発展に向けて、上智大学法科大学院、2006 年
- ・ 望月浩一郎「スポーツ事故の現状と対策」日本スポーツ法学会年報第 15 号、2008 年
- ・ 齋藤健司「CAS 及び諸外国のスポーツ仲裁・調停」日本スポーツ法学会年報第 15 号、2008 年
- ・ 水戸重之「スポーツ紛争と解決手段」自由と正義 58 号、日本弁護士連合会、2007 年
- ・ 齋藤健司「フランスにおけるスポーツ調停制度の展開」日本スポーツ法学会年報第 10 号、2003 年
- ・ 森浩寿「オーストラリアにおけるスポーツ紛争処理について」日本スポーツ法学会年報第 10 号、2003 年
- ・ 小田滋、神谷宗之介「国際スポーツ仲裁にかかわって 12 年」法の支配 147 号、日本法律家協会、2007 年
- ・ 小寺彰スピーカー、広瀬一郎モデレーター「スポーツにおける仲裁とその発展—世界との関係、またその歴史—」独立行政法人経済産業研究所、2003 年

謝辞

この論文を書くにあたって関わったすべての人に感謝申し上げます。